

明治大学人文科学研究所年報

第57号

2015年度

*Annual Report
of
The Institute of Humanities*

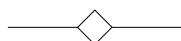
Meiji University

No. 57

2015

明治大学人文科学研究所

目 次



I 人文科学研究所概要

1. 概要	1
2. 2016年度運営委員・各種委員及び事務担当部署	1
3. 研究所所員数	2
4. 人文科学研究所予算及び研究費の年度別予算推移	3
5. 2016年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	4

II 2015年度運営記録

1. 運営委員会議事録抄録	6
2. 2015年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	9
3. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行	11
4. 「明治大学人文科学研究所紀要」第78冊、第79冊の刊行	11
5. 「明治大学人文科学研究所欧文紀要」The Journal of Humanities Meiji University. Volume 22の刊行	13
6. 「第40回公開文化講座」の開催	13

III 歴代所長

IV 2015年度研究種目別研究実施報告

1. 総合研究第2種実施報告

現象学の異境的展開：非西欧への／からのまなざし

合田 正人, 志野 好伸

池田 喬 …… 17

2. 個人研究第1種実施報告

(1) フリオ・コルタサルの二つの「岸」をめぐる	内田 兆史 …… 19
(2) 民族史再編と世界観の変容：古代アメリカ文化をフィールドとして	井関 睦美 …… 20
(3) 島嶼性と写真記録	倉石 信乃 …… 21
(4) 函館平野東部の段丘地形—とくにその変位の地形学的解釈について	吉田 英嗣 …… 22
(5) 聖所・神域・神殿におけるクレタ古法の現象化とポリス形成のコスモロジー	古山 夕城 …… 23
(6) 古墳時代中期常陸南部における国家形成過程理解のための基礎研究	佐々木憲一 …… 24
(7) ドイツ近代文学における幼年時代の記述（大都市ベルリンの場合）	岡本 和子 …… 25
(8) 大宝田令の復元と律令制国家の土地・農業政策	吉村 武彦 …… 27
(9) 国際テロリズムと第一次世界大戦	佐原 徹哉 …… 28
(10) 〈第二世代〉のユダヤ系作家の詩的言語研究—ロベルト・シンデルを中心に	福間 具子 …… 29
(11) 高校教育における社会教育施設の活用に関する実証的研究	林 幸克 …… 30
(12) 多民族都市レスターのイングリッシュたち	佐藤 清隆 …… 31
(13) 論文・レポートの評価に関する基礎研究：グローバル評価指標の策定を目指して	小森 和子 …… 32
(14) 青少年の自己破壊的行動のメカニズムと援助方法に関する研究	濱田 祥子 …… 34
(15) スペイン小説における〈弱い男〉と〈強い女〉の誕生：19世紀末スペインを生きる男女小説家の生／性の投影	大楠 栄三 …… 36

(16) サミュエル・ベケットにおける脳と視覚芸術 (The Brain and Visual Arts in Samuel Beckett)	井上 善幸 … 38
(17) パララックス・ビューを超える倫理の葛藤：現代アイルランド文化における「借用」を中心に	虎岩 直子 … 39
(18) 下総国佐倉藩の分限帳翻刻と藩研究	野尻 泰弘 … 40
(19) 縄文時代における貝製腕輪の研究	阿部 芳郎 … 41
(20) 法コンテキストにおける『言語的正義』をめぐる理論的・実証的研究	堀田 秀吾 … 42

3. 個人研究第2種実施報告

(1) 幕末仙台藩におけるロシア学研究の開始とその展開	岩井 憲幸 … 46
(2) ジョン・ミューアにおける科学と文学の融合～『アラスカの旅』を中心として～	柴崎 文一 … 47

附

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準	51
・ 明治大学研究・知財戦略機構規程 (抜粋)	51
・ 基盤研究部門にかかわる研究所要綱	51
・ 明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程	53
・ 人文科学研究所運営委員選出に関する内規	54
・ 人文科学研究所各種小委員会内規	55
・ 人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規	55
・ 人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び成果提出一覧	58
・ 研究所客員研究所員に関する内規	59
・ 明治大学特別研究者制度規程	59
・ 特別研究者に対する研究費助成に関する基準	61
・ 人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則	62
・ 明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程	63
・ 研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準	64
・ 人文科学研究所の査読に関する内規	65
・ 人文科学研究所叢書応募要領	66
・ 人文科学研究所紀要応募要領	66
・ 人文科学研究所紀要成果執筆要領	67
・ 人文科学研究所欧文紀要 (The Journal of Humanities) 応募要領	67
2. 2015年度募集人文科学研究所各種募集要項	
・ 2015年度人文科学研究所紀要原稿募集について (お知らせ)	69
・ 2015年度人文科学研究所欧文紀要原稿募集について (お知らせ)	69
・ 2016年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について (お知らせ)	70
・ 2016年度人文科学研究所叢書の原稿募集について (お知らせ)	71
3. 2016年度人文科学研究所所員名簿	72
4. 人文科学研究所叢書一覧	77
5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覧	79

I 人文科学研究所概要

1. 概 要

設置年月日…1959（昭和34）年4月18日

設置目的…人文科学研究所は、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩・発展に寄与することを目的としている。

当研究所の中心をなす事業として、第1に、複数の研究者で行う研究及び個人で行う研究活動への助成、第2に、これらの研究経過及び成果を公表するために、叢書や各種機関誌を刊行している。

また、地域社会に対し、研究成果の還元及び「開かれた大学」を目指して、公開文化講座を開催している。

2. 2016年度運営委員・各種委員及び事務担当部署

人文科学研究所長 守屋 宏則（営）

運営委員

選出区分（分野）	運営委員期間・氏名	2015～2016年度委員	2016～2017年度委員
日本文学及び文芸学の分野		石出 靖雄（商）	山崎 健司（文）
英米文学の分野		越川 芳明（文）	山本 洋平（理工） 波戸岡 景太（理工）
独文学，仏文学，中国文学，露文学，スペイン文学及び演劇学の分野		田島 正行（法）	岩野 卓司（法） 松澤 淳（理工）
日本史学，アジア史学及び西洋史学の分野		山岸 智子（政経）	
考古学及び地理学の分野		藤田 直晴（文）	
教育学，哲学，倫理学，博物館学，図書館学，美術，心理学及び社会学の分野		南後 由和（情コミ）	昔農 英明（文） 藤田 結子（商）
保健体育学の分野		田中 伸明（文）	
所長指名枠		林 ひふみ（理工） 高田 幸男（文）	眞嶋 亜有（国日）

各種委員会委員

（◎印は委員長）

- (1) 出版刊行委員会委員……………◎田島 正行（紀要担当）◎林 ひふみ（叢書担当）
昔農 英明，山岸 智子，山本 洋平
- (2) 公開文化講座開催委員会委員……………◎田中 伸明，○波戸岡 景太，高田 幸男，南後 由和，
藤田 結子
- (3) 制度検討委員会委員……………◎岩野 卓司，藤田 直晴，松澤 淳
- (4) 「新領域創成型研究」及び「若手研究」審査員 …石出 靖雄，昔農 英明，田中 伸明，藤田 結子，
眞嶋 亜有，山岸 智子，山本 洋平
- (5) 連合駿台会学術賞・学術奨励賞選考委員会委員…山崎 健司

事務担当部署 研究推進部 部長 笠松 浩義
 研究知財事務室 事務長 鈴木 一弘

3. 研究所所員数

(1) 所員構成

2016.10

学部	職名	教授	准教授	専任講師	計
法 学 部		24	5	1	30
商 学 部		22	8	2	32
政 治 経 済 学 部		19	6	8	33
文 学 部		63	34	8	105
理 工 学 部		7	6	2	15
農 学 部		4	3	3	10
経 営 学 部		16	6	0	22
情報コミュニケーション学部		8	9	5	22
国 際 日 本 学 部		17	8	3	28
総 合 数 理 学 部		1	2	0	3
計		181	87	32	300

(2) 所員の異動

新 任 (2016.4.1)

黒崎 典子 (商学部 准教授)
 嶋田 直哉 (政治経済学部 准教授)
 ジョージ, ジョニー (政治経済学部 講師)
 武田 和久 (政治経済学部 講師)
 清水 有子 (文学部 講師)
 関根 宏朗 (文学部 准教授)
 竹内 栄美子 (文学部 教授)
 中村 友一 (文学部 講師)
 小林 秀行 (情報コミュニケーション学部 講師)
 マクロリン, デイヴ (国際日本学部 准教授)
 ルーゲン, ブライアン (国際日本学部 准教授)

退 職 (2016.3.31)

佐藤 政光 (商学部 教授)
 寺島 善一 (商学部 教授)
 玉井 崇夫 (文学部 教授)
 田村 道子 (文学部 教授)
 別府 昭郎 (文学部 教授)
 吉村 武彦 (文学部 教授)

4. 人文科学研究所予算及び研究費の年度別予算推移

(1) 人文科学研究所予算

単位：円

項目	2016年度	2015年度	2014年度
研究費	17,730,000	19,040,000	24,190,000
人文研発行費	5,891,000	5,536,000	8,630,000
運営費	200,000	200,000	422,000
講演会費	526,000	600,000	1,366,000
年報発行費	200,000	200,000	250,000
計	24,547,000	25,576,000	34,858,000

(2) 研究費の年度別予算推移

単位：円

年度	総合研究	共同研究	個人研究	特別研究	合計
2011	7,400,000 (3)	1,000,000 (1)	12,420,000 (24)	6,348,000 (6)	27,168,000
2012	5,603,334 (3)	1,000,000 (1)	12,690,000 (23)	6,945,150 (6)	26,238,484
2013	4,195,000 (2)	840,000 (1)	13,050,000 (21)	4,780,000 (5)	22,865,000
2014	2,195,000 (1)	970,000 (1)	11,750,000 (19)	9,275,000 (8)	24,190,000
2015	1,720,000 (1)	0 (0)	12,660,000 (21)	4,660,000 (6)	24,190,000

() 内は採択件数

5. 2016年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

総合研究第2種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	◎合田正人	文	現象学の異境的展開：非西欧への／からのまなざし	2015 - 2017	1,500
	志野好伸	文			
	池田喬	文			
◎研究代表者				合計	1,500

共同研究（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	高峰修	政経	『オリピックと地域・環境・マイノリティ』	2016 - 2017	750
	石山徳子	政経			
	後藤光将	政経			
	兼子歩	政経			
				合計	750

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	課題名	期間	交付額
1	福間具子	文	〈第二世代〉のユダヤ系作家の詩的言語研究—ロベルト・シンデルを中心に	2015 - 2016	520
2	林幸克	文	高校教育における社会教育施設の活用に関する実証的研究	2015 - 2016	520
3	佐藤清隆	文	多民族都市レスターのイングリッシュたち	2015 - 2016	520
4	小森和子	国日	論文・レポートの評価に関する基礎研究：グローバル評価指標の策定を目指して	2015 - 2016	520
5	濱田祥子	文	青少年の自己破壊的行動のメカニズムと援助方法に関する研究	2015 - 2016	520
6	大楠栄三	法	スペイン小説における〈弱い男〉と〈強い女〉の誕生：19世紀末スペインを生きた男女小説家の生／性の投影	2015 - 2016	520
7	井上善幸	理工	サミュエル・ベケットにおける脳と視覚芸術（The Brain and Visual Arts in Samuel Beckett）	2015 - 2016	520
8	虎岩直子	政経	パララックス・ビューを超える倫理の葛藤：現代アイルランド文化における「借用」を中心に	2015 - 2016	520
9	野尻泰弘	文	下総国佐倉藩の分限帳翻刻と藩研究	2015 - 2016	520
10	阿部芳郎	文	縄文時代における貝製腕輪の研究	2015 - 2016	520
11	須田努	情コミ	「排外的ナショナリズムの形成と社会的影響—富国強兵・尊王攘夷—」	2016 - 2017	520
12	越川芳明	文	ディアスポラの民の信仰……サンテリアのイファの思想と実践	2016 - 2017	520
13	藤田結子	商	グローバルな文化産業の「界」：ファッション産業における日本人デザイナーの事例研究	2016 - 2017	520
14	飯嶋曜子	政経	オーストリア・イタリア国境地域における越境的地域連携とそのガバナンス	2016 - 2017	520
15	廣森友人	国日	英語学習者のプロファイリングを利用した自律学習支援に関する研究	2016 - 2017	510

No.	氏名	所属	課題名	期間	交付額
16	居 駒 永 幸	営	『古事記』中巻の注釈と研究	2016 - 2017	520
17	吉 田 英 嗣	文	火山体の巨大崩壊の発生方位には規則性を認めうるか：大規模斜面変動の発生場とその地理的条件	2016 - 2017	520
18	真 嶋 亜 有	国日	“水虫”の国際比較からみる日本の社会的文化的思想的特質の考察	2016 - 2017	520
19	水 村 信 二	文	一流スポーツクライミング選手のトレーニング方法に関する調査研究	2016 - 2017	520
				合計	9,870

個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	課題名	期間	交付額
1	柴 崎 文 一	政経	ジョン・ミューアにおける科学と文学の融合～『アラスカの旅』を中心として～	2015 - 2016	150
2	石 黒 太 郎	商	古英語訳ベータ『英国民教会史』の翻訳スタイル	2016 - 2017	150
				合計	300

Ⅱ. 2015年度運営記録

1. 運営委員会議事録抄録

第1回(2015年4月27日)

1. 所長から、これまで委任状を出席扱いとしてきた慣例について発議があり、今後検討を行っていく方針が示された。
2. 所長から資料に基づき、所長指名による運営委員候補者として2名推薦があり、これを承認した。
3. 各種委員会の担当、「新領域創成型研究」及び「若手研究」にかかわる審査員の選任について、これを承認した。
4. 研究成果提出延期願いについて、審議の結果、これを承認した。
5. 公開文化講座開催委員長より、今年度の公開講座について、予算の都合上、講座は一回を予定していること及び講演録の刊行は難しい方向に向かっていることの説明が行われ、各運営委員に今年度の公開講座についての案を、次回運営委員会の一週間前ぐらいまでに、事務局まで寄せてもらうよう依頼があった。
6. 所長から、人文研の今後の検討課題として、「喫緊・中期的・長期的」課題についての提案がなされ、各運営委員に意見を事務局まで寄せてもらうよう依頼があった。

第2回(2015年5月27日)

1. 査読結果について、一部修正のうえ再提出を要するとした。
2. 所長から「基盤研究部門にかかわる研究所要綱第9条4」については、今年度は慣例をもって委任状として扱うこととし、来年度以降については継続審議とすることを承認した。
3. 所長から、所長代行を設置したい旨の発議があり、審議の結果、承認した。また、今後は規定化についても検討を行うこととした。
4. 第40回公開文化講座開催について、公開講座開催委員長より、概要の説明があり、本年は10月のいずれかの土曜日に、講師2名程度で行うことが承認された。

第3回(2015年7月1日)

1. 研究成果提出延期願いについて、審議の結果、これを承認した。
2. 公募叢書論文の査読結果について、一部修正のうえ再提出を要するとした。
3. 個人研究成果の提出があり、受理を承認し、査読者の選定については、所長一任とすることを承認した。
4. 2016年度公募叢書・2015年度紀要・欧文紀要原稿の各種募集についてこれを承認した。
5. 大学院博士後期課程学生に対する人文研紀要原稿の募集について、これを承認した。
6. 大型研究学内第一次選考として人文研にて9月25日にヒアリングを行うこと、所長及び所長が指名する運営委員に審査をおこなっていただく必要があることについて説明があり、所長より協力依頼がなされた。また、第40回公開文化講座について概要の説明があり、本年は10月24日の土曜日に講師3名で行うことが承認された。

第4回(2015年10月14日)

1. 2015年度公募紀要論文の受理及び査読者の選定について、所長から応募状況について説明があり、これを受理することを承認した。また、査読者の選定については出版刊行員会に一任することを承認した。
2. 2015年度成果論文の受理、延期願、基礎資料による超過分量許可願及び査読者の選定について、所長より、配布資料に基づき提出状況についての説明があり、審議の結果、一部の研究成果報告書の「研究課題」と「研究成果論文名」について関連性が見られないため、説明書を提出してもらうこととした。次に所長から基礎資料の掲載にかかわる超過分量についての願書が提出されている旨、説明があり、審議の結果、できるかぎ

- りフォントを小さくし、少ないスペースで掲載することを条件にこれを承認した。
3. 成果紀要論文の一部写真の差し替えに伴う論文の修正について、出版刊行委員長より、修正論文の確認が行われ、これを承認した。
 4. 総合研究の成果提出延期願について、これを承認した。
 5. 「人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則」の一部改正について、所長から、特別研究者に対する研究費助成運用細則の一部改正について説明があり、継続審議とすることとした。
 6. 2016～2017年度運営委員候補者選出選挙について、説明があり、開票立会人として所長に加え、2名の運営委員を推薦する旨、発言があり、審議の上、2016～2017年度運営委員候補者選出選挙の実施内容について、これを承認した。
尚、所長から各学部教授会の前に所員に投票用紙を配布することについての提案があり、賛否についての意見をメールで事務局宛に送ってもらうよう依頼があった。
 7. 2016年度特別研究者研究費募集について、これを承認した。
 8. 公募叢書の募集条件の一部変更について、所長から、公募叢書の募集条件の一部変更について説明があり、大幅な変更となるため、継続審議をすることとした。

第5回（2015年12月11日）

1. 研究成果紀要論文、公募紀要論文の査読結果について、資料に基づいて所長より評価及び紀要掲載について、発議があり審議の結果、掲載を認可するもの、一部修正のうえ再提出を要するもの、大幅に修正のうえ再提出を要するもの、査読結果について継続審議するものとなった。
2. 紀要論文の修正確認、公募叢書原稿の修正確認、成果論文の受理及び成果提出延期願について、資料のとおり、修正確認の報告書、研究成果報告書、研究成果提出延期願が提出されている旨説明があり、研究成果報告書の「研究課題」「研究成果論文名」の関連性について種々意見交換がなされた結果、これらを承認した。
3. 2016年度研究費審査結果について、研究費審査委員長から、資料に基づいて、審査等について報告・説明があり、審議の結果、採否の承認を行った。
4. 2016～2017年度運営委員候補者選出開票結果について、資料に基づいて開票結果の説明があり、これを承認した。
5. 2016年度公募叢書の申請について、応募3件の受理を承認した。
6. 2015年度大学院後期課程学生に対する紀要原稿の募集について、大学院長より院生応募論文1編の推薦があった旨報告があり、審議の結果、これを承認した。
7. 「特別研究者に対する研究費助成について」（前回からの審議事項）所長から資料に基づき、前回から継続審議となっている特別研究者に対する研究費助成運用細則の一部改正について説明があり、これを承認した。
8. 公募叢書の募集条件の一部変更について（前回からの審議事項）前回から審議事項となっている公募叢書の募集条件の一部変更について説明があり、これを承認した。

第6回（2016年1月29日）

1. 2015年度紀要掲載論文の査読結果について所長から、発議があり、2件修正の上再提出を要することとなり、他については承認した。
2. 研究成果提出延期願について所長から研究成果提出延期願が提出されている旨、説明があり、これを承認した。
3. 2016年度公募叢書の査読者選定について所長から、発議があり、査読候補者名の選定については、出版刊行委員会に一任とすることを承認した。
4. 2016～2017年度人文科学研究所運営委員1名（所長指名枠）の選出について所長から、発議があり、所長に一任とすることを承認した。
5. 連合駿台会学術賞・連合駿台会学術奨励賞選考委員会委員の選出について所長から、発議があり、運営委員1名を推薦することを承認した。

6. 研究費連続申請者の採択条件について説明があり、慎重に審議する必要があるため、次回の継続審議とすることとした。
7. 査読結果におけるD判定の取り扱いについて、所長から配付資料に基づき、前回からの継続審議となっている査読結果におけるD判定の取り扱いについて説明があり、種々意見交換がなされた結果、「人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規」第13条4項「研究所長は、研究成果として相応しくないと評価した場合、研究員に対して、改めて研究成果の再提出を求めることができる。」に則り、査読結果を付した上で、成果論文の再提出を求めることとした。

第7回（2016年3月18日）

1. 2016年度公募叢書の申請取り下げについて所長から、湯浅幸代文学部専任講師の2016年度公募叢書の申請取り下げについての発議があり、これを承認した。
2. 2016年度人文科学研究所各種研究費交付額及び叢書の出版刊行助成金額について、所長から発議があり、予算が削減されたことによる各種研究所研究費交付額（案）と叢書の出版刊行助成金額（案）についての説明がなされた。2016年度各種研究所研究費については、一律25%減とすることの提案がなされ、種々意見交換の後、これを承認した。出版刊行助成金額（案）についても、これを承認した。
3. 2010～2012年度総合研究第1種研究成果の受理および査読者選定について所長から、研究成果受理の発議があり、審議の結果これを承認した。また査読者の選定について、美濃部仁出版刊行委員長（叢書担当）にこれを付託した。
4. 【連続採択者】2014～2015年度個人研究第一種研究成果の査読者選定について所長から、発議があり、査読候補者名の選定については、出版刊行委員会に一任とすることを承認した。
5. 運営委員の任期途中の交代について所長から、運営委員の任期途中交代についての発議があり、これを承認した。
6. 研究費連続申請者の採択条件について（前回からの審議事項）所長から、前回から継続審議となっている研究費連続申請者採択条件について、説明があり、これを承認した。

2. 2015年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

総合研究第2種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	◎合田正人	文	現象学の異境的展開：非西欧への／からのまなざし	2015 - 2017	1,720
	志野好伸	文			
	池田喬	文			
◎研究代表者				合計	1,720

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	課題名	期間	交付額
1	内田兆史	政経	フリオ・コルタサルの中の「岸」をめぐって	2014 - 2015	700
2	井関陸美	商	民族史再編と世界観の変容：古代アメリカ文化をフィールドとして	2014 - 2015	700
3	倉石信乃	理工	島嶼性と写真記録	2014 - 2015	700
4	吉田英嗣	文	函館平野東部の段丘地形—とくにその変位の地形学的解釈について	2014 - 2015	700
5	古山夕城	文	聖所・神域・神殿におけるクレタ古法の現象化とポリス形成のコスモロジー	2014 - 2015	700
6	佐々木憲一	文	古墳時代中期常陸南部における国家形成過程理解のための基礎研究	2014 - 2015	700
7	岡本和子	文	ドイツ近代文学における幼年時代の記述（大都市ベルリンの場合）	2014 - 2015	700
8	吉村武彦	文	大宝田令の復元と律令制国家の土地・農業政策	2014 - 2015	700
9	佐原徹哉	政経	国際テロリズムと第一次世界大戦	2014 - 2015	700
10	福間具子	文	〈第二世代〉のユダヤ系作家の詩的言語研究—ロベルト・シンドルを中心に	2015 - 2016	600
11	林幸克	文	高校教育における社会教育施設の活用に関する実証的研究	2015 - 2016	600
12	佐藤清隆	文	多民族都市レスターのイングリッシュたち	2015 - 2016	600
13	小森和子	国日	論文・レポートの評価に関する基礎研究：グローバル評価指標の策定を目指して	2015 - 2016	600
14	濱田祥子	文	青少年の自己破壊的行動のメカニズムと援助方法に関する研究	2015 - 2016	600
15	大楠栄三	法	スペイン小説における〈弱い男〉と〈強い女〉の誕生：19世紀末スペインを生き延びた男女小説家の生／性の投影	2015 - 2016	590
16	井上善幸	理工	サミュエル・ベケットにおける脳と視覚芸術（The Brain and Visual Arts in Samuel Beckett）	2015 - 2016	600
17	虎岩直子	政経	バラック・ビューが超える倫理の葛藤：現代アイルランド文化における「借用」を中心に	2015 - 2016	600
18	野尻泰弘	文	下総国佐倉藩の分限帳翻刻と藩研究	2015 - 2016	600
19	阿部芳郎	文	縄文時代における貝製腕輪の研究	2015 - 2016	600
				合計	12,290

個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	課題名	期間	交付額
1	岩井憲幸	文	幕末仙台藩におけるロシア学研究の開始とその展開	2014 - 2015	200
2	柴崎文一	政経	ジョン・ミューアにおける科学と文学の融合～『アラスカの旅』を中心として～	2015 - 2016	170
				合計	370

特別研究第1種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	課題名	期間	交付額
1	鹿島茂	国日	フランス中央集権化における新規獲得領土の影響 1453年-1715年—家族人類学的考察	2015	860
2	福満正博	経営	中国安徽省池州市における元宵節の儺の儀礼の現地調査と、儺戯の演劇としての文献研究	2015	1,200
				合計	2,060

特別研究第2種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	課題名	期間	交付額
1	清岡智比古	理工	パリにおける文化的混成～映画分析を中心とした地誌的アプローチ	2015	840
				合計	840

特別研究第3種（研究期間：1年）

No.	氏名	所属	課題名	期間	交付額
1	林義勝	文	20世紀転換期のアメリカにおける反帝国主義運動	2015	570
2	中島渉	商	ジョナサン・スウィフトの政治観と近世イギリスの保守主義	2015	600
3	金山秋男	法	詩歌の中の生老病死—その祖形と変容—	2015	590
				合計	1,760

3. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行

「漱石テキストを対象とした語り言語の研究

- 『三四郎』『道草』を中心に—……………石出 靖雄（商学部）著
 明治書院 A5 判 248 頁
 2016 年 1 月 30 日発行
 定価本体 3,200 円 + 税
 発行部数 300 部

「環境リスク社会の到来と環境運動

- 環境的公正に向けた回復構造—……………寺田 良一（文学部）著
 晃洋書房 A5 判 226 頁
 2016 年 3 月 10 日発行
 定価本体 3,400 円 + 税
 発行部数 800 部

4. 「明治大学人文科学研究所紀要」第 78 冊, 第 79 冊の刊行

(1) 第 78 冊掲載論文 (2016 年 3 月 31 日発行)

《個人研究第 1 種》

トスカーナ大公国における封建貴族層

- コジモ 1 世時代のモンテ・サンタ・マリア侯ブルボン家—……………北 田 葉 子

《個人研究第 1 種》

ドイツ抒情詩に見るローライ像の変容—ハイネ以前・以後—……………関 口 裕 昭

《個人研究第 1 種》

- 米国の大学のウェルネスプログラムに関する調査研究……………水 村 信 二

《個人研究第 1 種》

- ドイツ・フィーチャーのパイオニア, エルンスト・シュナーベルの語りの技法……………渡 辺 徳 美

《個人研究第 2 種》

- シェリング『自由論』の成立契機と根本課題……………柴 崎 文 一

《特別研究第 1 種》

- 近現代オーストリア文化研究—ウィーン古今内在—……………須 永 恆 雄

《特別研究第 1 種》

19 世紀から 20 世紀西ヨーロッパにおける博物館展示の発達について

- フォト・アーカイヴスを活用して—……………矢 島 國 雄

《特別研究第 3 種》

- 戦国時代の分国法の研究……………清 水 克 行

《公募》

- オトランド大聖堂舗床モザイクの図像解釈について……………瀧 口 美 香

《公募》

夕霧巻における「山里」の自然表現とその成立

- 『うつほ物語』菊の宴巻から『源氏物語』夕霧巻へ—……………関 恭 平

《特別研究第3種》

鎖国時代における西洋語主要学習書年表(1639-1854)……………久松健一

《特別研究第3種》

「暗夜行路」完成後の〈志賀直哉〉—メディアとしての“小説の神様”—……………永井善久

《個人研究第2種》

日本近現代文学に描かれたハンセン病の研究

—明石海人『白描』の色彩語を中心に—……………池田功

《個人研究第1種》

出雲・日向神話の歌と散文

—歌の叙事による表現世界とその注釈—……………居駒永幸

(2) 第79冊掲載論文(2016年3月31日発行)

《共同研究》

L2スピーチ・プロダクションの発達研究:

ダイナミックシステムズ理論からのアプローチ……………尾関直子
廣森友人

《個人研究第1種》

ボーダー文化研究

—サトウキビとキューバのアフロ信仰をめぐって—……………越川芳明

《個人研究第1種》

多民族都市レスターのホワイト系移民たち

—在英アイルランド系移民の「ライフ・ストーリー」から……………佐藤清隆

《個人研究第1種》

北海道における旧石器時代・基準資料の再構築

—白滝服部台遺跡の再整理成果(中間報告)……………藤山龍造

《特別研究第1種》

多民族・多文化空間の実相

—カナダ・トロント地域を事例として—……………藤田直晴

《特別研究第2種》

集団精神療法における沈黙の意味

—臨床事例からの考察—……………高良聖

《公募》

高等学校の生徒会活動に関する一考察

—岐阜県可茂地区高等学校生徒会交流会の事例に基づく検討—……………林幸克

《公募》

元刊本雑劇「汗衫記」は、何処に在ったのか

—併せて明抄本と元曲選本の性格を論じる(1)—……………福満正博

《公募》

アメリカ合衆国におけるヒロシマ・ナガサキ

—APアメリカ史教科書における原爆投下記述—……………藤田怜史

5. 「明治大学人文科学研究所欧文紀要」

THE JOURNAL OF HUMANITIES MEIJI UNIVERSITY VOLUME 22 の刊行

Locality on Long—distance Dependency in Generative Grammar

—Locality on Selection and Labeling— ISHI Toru

The Doors of Janus in the Old English *Orosius* ISHIGURO TaroНовые подходы к исследованию по восстанию Пугачева TOËKABA Koичи
(TOYOKAWA Koichi)

6. 「第40回公開文化講座」の開催

第40回公開文化講座

総合テーマ 『文学と読書の現在——第一線からのまなざし』

開催日 2015年10月24日(土)

会場 明治大学駿河台キャンパス リバティタワー1階(リバティホール)

聴衆 195名

講演 第1部 講演 「文学とジャーナリズムの間」 平尾 隆弘 氏

(前文藝春秋社社長, 明治大学特別招聘教授)

第2部 対談 「変わりゆく読書風景」

..... 中沢 けい 氏 (作家)

..... 羽田 圭介 氏 (作家)

司会 明治大学文学部 准教授 伊藤 氏貴

Ⅲ 歴代所長

期	氏名	所属	任期
1期	杉原 莊介	文	1959.6～1961.5
2期	〃	〃	1961.6～1963.5
3期	淀野 三吉	〃	1963.6～1965.5
4期	渡辺 操	〃	1965.6～1967.5
5期	〃	〃	1967.6～1969.5
6期	山田 肇	〃	1969.6～1971.5
7期	〃	〃	1971.6～1973.5
8期	小室 栄一	〃	1973.6～1975.3
9期	〃	〃	1975.4～1977.3
10期	皆河 宗一	〃	1977.4～1979.3
11期	江島 祐二	政経	1979.4～1981.3
12期	〃	〃	1981.4～1983.3
13期	大塚 初重	文	1983.4～1985.3
14期	〃	〃	1985.4～1987.3
15期	坂本 和男	法	1987.4～1989.3
16期	〃	〃	1989.4～1991.3
17期	〃	〃	1991.4～1993.3
18期	福田榮次郎	文	1993.4～1995.3
19期	〃	〃	1995.4～1997.3
20期	近藤 正毅	理工	1997.4～1999.3
21期	〃	〃	1999.4～2001.3
22期	林 雅彦	法	2001.4～2003.3
23期	〃	〃	2003.4～2005.3
24期	永田 雄三	文	2005.4～2007.3
25期	居駒 永幸	経営	2007.4～2009.3
26期	〃	〃	2009.4～2011.3
27期	杉山 光信	文	2011.4～2013.3
28期	佐藤 義雄	文	2013.4～2015.3
29期	守屋 宏則	経営	2015.4～2017.3

IV 2015 年度研究種目別研究実施報告

1. 総合研究第2種実施報告

現象学の異境的展開： 非西欧への／からのまなざし

Phenomenologies of elsewhere

合田 正人 (研究代表者)

志野 好伸 池田 喬

GODA Masato

SHINO Yoshinobu IKEDA Takashi

2015年度の活動はまず、本総合研究の活動を広く発信するためのホームページの作成から始まった。在沖縄の小舟社（仲宗根香織氏）の協力を得て作業を進めたが、その冒頭に掲げたのが以下のような本総合研究の根本的指針であった。

「『ヨーロッパ諸学』の根源的危機を暴きつつ新しい「普遍学」をめざす現象学の運動は、二つの世界大戦を経たのち、今もなお世界規模の運動体として成長し、その拡大と進化を続けている。それは、幾つもの国境、地域と地域、人と人を隔てる境界線を踏破してゆくと同時に、それらの境界線をめぐる攻防をも刻みつけている。／本研究では、その境界線上に現れる葛藤や軋みを注意深く見つめ直し、東欧、アメリカ、日本、中国、ベトナムなど、さまざまな地域における現象学、そしてそれら地域を横断する現象学をとりあげ、現象学の新たな展開を望見する。／地域的な広がりとともに、現象学は、精神医学や教育学や宗教学、さらには芸術など多様な分野に「応用」されている。本研究では、「応用」をむしろ新たな現象学の生成過程ととらえ、その可能性について考察する。またプラグマティズムや分析哲学など、異なる哲学的方法論との格闘・対話についても検討し、現象学の新たな地平を提示する。／本研究は、以上のように、能う限り広範な地域と多様な分野での「現象学」の誕生と生成過程を辿り、かつ、その成果を突き合わせながら、現象学の可能性を総合的に顕在化させることをめざす。」

このような方針に沿って、2015年度は、三回のシンポジウムと二回の講演会を開催した。以下、それぞれについて概要を報告する。

第一回講演会：4月29日、アカデミーコモン2階にて、パリ第十大学教授フランソワ＝ダヴィッド・セバー氏、パリ第八大学教授ドーク・ザビュニャン氏、ポール・ボワイエ氏（作家）をお招きして、講演会「現象学・技術・宗教」を開催。セバー教授はベルクソンの『道徳と宗教の二源泉』を技術と神秘主義という視点から読み解き、ザビュニャン教授はフッサールの時間論と映画との関係、ボワイエ氏はデリダと遠隔テクノロジーを論じられた。講演後、小林康夫氏（当時東大教授）らを立てて活発な議論が展開された。

第一回シンポジウム：7月9日、和泉図書館ホールにて、田口茂北海道大学教授、中島隆博東京大学教授をお招きして、「現象学にとって異境とは何か」という題で開催された。合田による企画説明に続いて、三人の研究推進者がアメリカ、中国、日本での現象学の展開について報告し、更に、田口氏によるフッサールをめぐる講演、中島氏による中国のデリダをめぐる講演が続いた。最後に、会場を交えた総合討議が行われ、シンポジウムは盛況のうちに終了した。参加者は50名を超えた。以下に合田による企画説明の一部を引用しておく。

「今から30年前、私は『レヴィナスの思想』の原稿を沖縄で書き続けました。当時琉球大学には、チャールズ・サンダース・パースの研究者、米森裕二先生がいらっしゃいました。パースも「現象学」という語を使用する哲学者です。たしかにそんな思いもあって、私は、汽水領域に育つマンダリンの映像を希望いたしました。しかし、ここで「異境」というのは、例えば沖縄のような場所、この語があるひとのうちに喚起するイメージのことでは決してありません。「異境」は対義語を持ちません。「ここ」とか「故郷」とか呼ばれる「異境ならざるもの」をあらかじめ想定した「他所」ではない。「異境」はむしろ、「異境ならざるもの」のこの不在を思い起こさせ、「ここ」とそれを前提とした座標、そこに配分される諸個人、個物を不断に問いただすような一種の装置というか一種のルアーなのです。「現象学」という語もどう定義するのが大変難しいですが、私個人はフッサールが『論理学研究』に記した次の言葉をもって「現象学」の含意とみなしたいと思っております。／「逆説的ではあるが、しかし深い意味をこめて、哲学とは平凡な事柄についての学

問であろうとさえ言えるほどである。最初ははなはだ平凡に思われる事柄が、さらに綿密に考察してみると、根底的に伏在するさまざまな諸問題の源泉となるのである。」(『フッサール・コレクション』平凡社ライブラリー、54頁) / 「さらに綿密に考察してみると」とフッサールは言っていますが、「現象学的判断停止は独特な哲学的孤独を生み出す」(同上17頁)という同じフッサールの言葉をここに挿入しなければなりません。私にとっては、この「孤独」こそ「異境」の同義語であり、「私であってはならない、ましてやわれわれであってはならない」というシモヌ・ヴェイユの言葉によってそれを表現できるかもしれないと思っています。サイドやアウエルバッハによって人口に膾炙したサンヴィクトールのフーゴーの言葉をここで援用するのはあまりにも月並みでしょうか。彼は言っています。「哲学する者たちにとっては全世界が流謫の地である」、と。／フッサールは、「ドイツ語」と呼ばれるもので論考を書きました。しかし、彼はフロイトと同様、モラヴィアのユダヤ人たちの住まう一種のゲットーの出身でした。その彼が文化相対主義や歴史相対主義や心理学的相対主義を斥け、この相関地図を破る一種の「ブレイクスルー」(Durchbruch)として世に問うた『論理学研究』、そしてその後の思索ドキュメントは、ご存知のように、世界の様々な地域に生まれた学究を惹きつけ、フッサール、ハイデガーのもとに集った人々、その論考に接した人々を介して、また、彼ら自身の移動や追放や亡命も手伝って、世界の様々な地域と人々に散種され、哲学のみならず諸科学、文学、芸術、人々の生活にも多様な作用を及ぼし、そこから多様な滋養を汲み取り、今もなおその独特な多元的生成を続けております。もちろん、このような生成の多様な相貌を捉えることも本研究の課題であり、その際私は、フッサールが「ヨーロッパ」と言ったのに対して特に「アジア」という語に注目したいと考えておりますが、それもまた、あくまで「独特な孤独」としての「異境」の探求を踏まえてでなければなりません。」

第二回シンポジウム：11月26、27日、プラハのヴィラ・ラナにてカレル大学人文学部との共催で、国際シンポジウム「異境の現象学」を開催。カレル・ノヴォトニ氏、ハンス・ライナー・ゼップ氏、オンジェイ・シュベチ氏などカレル大学の教員に加えて様々な場所から15名を超える発表者が集い、西田幾多郎、和辻哲郎、田辺元、道元、ハイデガー、パトチカなど日本、ドイツ、チェコの哲学者たちについて発表した。三人の研究推進者について言うと、志野と池田はハイデ

ガーについて、合田は和辻哲郎と田辺元の道元論について報告した。過密とも言える二日間となったが、このような形での海外での開催は初めての試みで、今後もぜひ挑戦してみたい。英語、フランス語、ドイツ語の三言語を用いてのシンポジウムであった。会場となったヴィラ・ラナがすばらしい施設であったことも付言しておきたい。

第二回講演会：1月10日、グローバルフロントにて、金沢大学准教授ミシェル・ダリシエ氏による講演「生の現象学から生きることの形而上学へ——メルロ＝ポンティと共に」。ダリシエ氏はフランス出身の研究者で、西田幾多郎研究で博士号を取得、日本哲学の海外への紹介者として活躍している。講演は日本語で行われ、フッサールとメルロ＝ポンティをめぐる精緻な読解の後、黒澤明の映画作品への言及で締めくくられた。講演後、ダリシエ氏を囲んで、若手研究者たちの活発な議論が展開されたのも嬉しい出来事であった。

第三回シンポジウム：3月19日、リバティタワーにて、東北大学教授森一郎氏、関西学院大学教授ハンス・ペーター・リーダーバッハ氏をお招きして、「現象学と日本哲学の〈はじまり〉」を開催。三人の研究推進者の報告後(池田はハイデガー、合田は務台理作と高橋里美、志野は洪耀勳について報告した)、「三木清とカール・マンハイム」をめぐる森氏の講演、和辻哲郎の『風土』とハイデガーをめぐるリーダーバッハ氏の講演がなされた。参加者は50名を超え、質疑応答も実に刺激的なものとなった。1930年代の日本哲学とは何だったのか、また、「はじまり」(Anfang)とは何か、植民地時代の台湾における日本哲学とはいかなるものだったのか、など、きわめて重要な問いが参加者それぞれに刻まれたように思われる。また、よりいっそう議論を充実させるためにはシンポジウムの形式をどのようにすればよいかという宿題も与えられた。

以上が、手探りで始めた初年度の活動であるが、ゲストスピーカーの方々はもとより、各方面より多大なご助力を頂戴することで、当初の計画を恙無く遂行することができたのではないと思う。問題点を整理しそれを検討することで更に今年度は質的向上をめざしたい。

2. 個人研究第1種実施報告

フリオ・コルタサルの中の「岸」をめぐる

Entre dos orillas de la obra de Julio Cortázar

内田 兆史

UCHIDA, Akifumi

2015年度は、フリオ・コルタサルの越境が作品に与えた影響を探るために、まずは前年度に引き続き生誕からパリに移り住むまでの時期を中心に伝記研究を行った。ベルギーからスイス、スペインを経て五歳ではじめて故国アルゼンチンの地を踏んだコルタサルは、それまで家庭内で話していたフランス語を、「帰国」後一週間で忘れてスペイン語を話しはじめたと言われている。とはいえそのスペイン語にはフランス語訛りがあり、肌は白く、また周りの児童の多くが労働者階級の子どもたちだったこともあいまって、ブエノスアイレス郊外のバンフィエルトの小学校では「ベルギー人」という嘲笑を込めたあだ名で呼ばれていた。内向的で病弱だったこの小学校時代にさまざまな幻想小説に出会うコルタサルはしかし、すでにそれ以前から、ふたつの異なる世界が「交差する場」に着目していたようだ。それゆえ、小説の中の幻想的なできごとを、むしろ自然なものとして受け止めていた。SFやゴシック小説の読者だった母親の書架にあった本を幼少期から読むようになり、ジュール・ヴェルヌを手始めに、ウォルター・スコット、ピエール・ロティ、オラシオ・キローガ、サックス・ローマーなど出会い、エドガー・アラン・ポーに決定的とも言うべき影響を受けている。この時期の彼自身の世界観と、それを育てた母親や文学作品についてさらに細かく調査検討を続けることが本研究の重要なポイントとなるであろうことを認識した。また、読者の世界をひとつの世界、本の中の世界をまた別の世界（たとえばそれらを現実世界と虚構世界と呼んでもいいだろう）とすれば、まさに読書はその二つの世界の「交差点」と考えられるのではないかという示唆も得られた。

また、2015年度は、そのコルタサルが幼少期の10年以上を過ごした地であるバンフィエルトを訪問でき

たことが大きな成果であった。ブエノスアイレスからおもに南部に向かう鉄道のターミナルであるコンステイトゥション駅（ボルヘスの短篇「南部」ではこの駅から先が異世界であった）から近郊ローカル線であるロカ將軍線で20分弱のところにあるバンフィエルトは、現在では瀟洒な平屋が建ち並ぶ住宅街ではあったが、それでも幼いコルタサルの過ごした通りや交差点、彼の家が場所（現在では別の家が建ち、その敷地内に、生誕90周年の誕生日にコルタサルが幼少期を過ごした場所であることを示す石版が埋められた）には、大都市ブエノスアイレスとはまったく違う顔が、コルタサルが過ごした100年近く前を彷彿させる雰囲気が認められた。伝統的に日本語ではバンフィールドと表記されてきたこの町を、地元の人びとは「バンフィエル」と、コルタサルが公式表記にはないアクセント記号を第一音節に付しているように、第一音節にアクセントをつけて発音していた。

さらにパリとブエノスアイレスでは、コルタサルの短篇の舞台となった地区や通りを訪れ、またバスや地下鉄といった交通機関を利用し、そしてその短篇が書かれた時期と当時彼が暮らしていた地区との関係を見出し、彼の幻想的な作品の舞台がいかに実世界や彼自身の体験と結びついているかを確認できた。地下鉄はもとより、バスすら当時と同じ路線を走っていると思われる同じ番号のものがあり、ちょうどコルタサルの作品を読むようにそれに乗って移動することができた。こうして、彼の言う「二つの世界」を現実の側から調査することによって、もうひとつの世界との交差点を描く作品のありように接近することが可能になったと言えるだろう。

加えて作品制作の側からの研究のために、2013年に出版された講義録にあたった。これはコルタサルが1980年の秋にカリフォルニア大学バークレー校で行った連続講義の記録であるが、そこで彼が自らの作家としての履歴と、いくつかの作品の生成について語っている。とりわけ彼が「作家としての道のり」について、はっきりと区別できる三つの時期を経てきた、という点が興味深い。美的な時期、観念的な時期、歴史的な時期と彼が呼び、重なるところがありながらも変遷していくそれらは、実際の生活の変化、作品の位相の変化、そして彼の内面、彼の精神世界の変化がほ

は同時に起こっていることを予測させるものであった。彼はまたそうした推移が、彼自身だけでなく、同時代のラテンアメリカ文学全体に敷衍させることができることも断じていることから、コルタサルの世界観の変遷をたどることでアルゼンチン、さらにはラテンアメリカ全体の文学の傾向を彼の作品世界から見出すことも可能であると推察された。

民族史再編と世界観の変容： 古代アメリカ文化をフィールドとして

Modification of Ethnohistory and Changes in World-view in Ancient American Cultures

井関 陸美

IZEKI Mutsumi

本研究は、古代アステカ文化（後古典期後期）の「戦争」に関連する物質文化や植民地時代の文献記録の分析を通して、アステカ社会に特有の歴史認識と世界観の変容を明らかにすることを目的とする。通時的小および共時的観点からアステカ文化の特異性を抽出するため、他のメソアメリカ諸文化の物質文化（おもに図像表現）も研究対象に含めている。比較対象として、アステカと同じメキシコ中央高原の文化要素を継承する古典期後期のカカシュトラ遺跡や、歴史事象の記録媒体（石碑や壁画）が数多く残存するマヤ地域の都市遺跡（古典期前期～後期）に焦点を当てた。夏季休暇中には、2014年度のメキシコ盆地周辺遺跡の調査に引き続き、2015年度はマヤ地域のパレンケ、ヤシュチラン、ボナンパク、ティカル、ワジャクトゥン、ヤシヤなどの都市遺跡で現地調査を行った。なかでも政治経済的に複雑な関係にあったパレンケ、ヤシュチラン、ボナンパクでは、戦争や権力にまつわる描写方法に内容、様式、掲示場所などさまざまなレベルで差異を見出すことができる。同時代・同地域でほぼ同じ経験を共有した文化内における表現法の違いを分析するには、認知科学的アプローチが有効であろうと考えている。メキシコ中部とは文化的に異なる点を考慮しても、都市の規模、政治経済的影響力、戦争や権力の意味や機能などの相互関連性に傾向が見出せれば、本研究の目的を果たす一つの手掛かりとなるはずである。

2015年度に調査したパレンケ、ヤシュチラン、ボナンパクは、古典期後期（7～8世紀）に栄えたマヤ

中部の都市国家である。パレンケはメキシコのチアパス高地の密林地域に位置し、古典期後期のマヤ中西部ではもっとも影響力を発揮した大都市であった。ヤシュチランは、パレンケ南東のウスマシタ川沿いに建設されたウスマシタ地域の主要都市の一つである。パレンケとは政治的な競争関係に陥ったこともあるが、都市の規模ではパレンケには及ばなかった。パレンケ出土の石版彫刻には、対ヤシュチラン戦争での勝利の記録が刻まれている。ボナンパクは、ヤシュチランの30kmほど南に位置する小都市である。古典期前期よりヤシュチランの支配下にあったことや、ヤシュチランと同盟を組み他の都市と戦った記録が、石碑や壁画で残っている。つまり政治的影響力や都市の規模という観点から見れば、大きい順にパレンケ、ヤシュチラン、ボナンパクとなる。

文字表記、図像様式、建築様式など同じ古典期マヤ文化を共有していた三都市ではあるが、歴史的事象の記録方法と表現法には顕著な違いがある。古典期マヤ文化では歴史的事象の多くは石碑に彫刻され、都市の主要建造物の周囲や広場に建立された。一般的に石碑とは、長楕円または長方形の石板で、中央に王や神々といった人物像を大きく描き、その人物像の周りや石碑の側面や裏面に王の名前や年代、出来事などをマヤ文字で表記したものである。しかし、パレンケからはこのような石碑はほとんど発見されていない。パレンケの代表的な記録媒体は、王墓や神殿内で発見された石版彫刻である。内容も新王の即位や亡き王が神格化される様子などが神話的情景と装飾性の高い文字と共に描かれ、全体的に複雑で難解な図像構造になっている。一方、ヤシュチランやボナンパクからは石碑も発見されているが、より多くの歴史情報を提供してくれるのはリントル（まぐさ石）と壁画である。ヤシュチランに特徴的な記録方法は、建造物の入り口上部にはめ込まれたリントルに施された石版彫刻である。リントルには、王の出陣に関する一連の儀礼や戦争での勝利といった現実的な内容が、王と王妃、王と捕虜のように二名程度の人物像と判別しやすい文字のみで端的に描写されている。またボナンパクでは、大基壇上の建造物内部の壁面全面に、特定の王の治世に関連した事象を記録した彩色壁画が描かれている。特徴的なのはこれらの壁画が躍動感のある群像画で表現されている点であり、動きの無い人物像が一般的であるマヤを含むメソアメリカ諸文化の美術様式では珍しい存在である。記録内容は、血なまぐさい戦闘シーンや傷ついた捕虜の集団、少年王の即位式、即位式に伴う儀礼、王宮に仕える女性たちの自己供犠の様子など具体的か

つ写実的なもので、補足的に添えられた文字は簡素な字体で字数も少ない。

認知科学的視点から考察すると、以上の三都市にみられる記録内容、記録媒体、文字を含む図像構成、そして記録物の設置場所などの差異は、各都市における記録の意味と機能、すなわち作成目的や想定する閲覧者と閲覧者に及ぼす心理的効果の違いを表していると考えられる。ここで明らかになる意味と機能には、それぞれの都市の政治経済的事情、周辺諸都市との関係性、思想的背景が反映されている。このマヤの三都市を対象とした認知科学的比較分析研究を方法論としてパターン化すれば、アステカの事例への適応も可能であると考えている。

島嶼性と写真記録

Island-ness and the Photographic Record

倉石 信乃

KURAIISHI Shino

2015年度は主に、沖縄、北海道、ハワイ諸島でフィールドワークや地誌的・美術的資料の調査を行なった。

2015年7月、鳩間島と石垣島・宮良地区それぞれの豊年祭を調査した。鳩間島では、ミルク（弥勒）神の行列に始まり、ハーリー（競艇）に終わる演目を実見。歌舞について演者の高齢化など継承に課題があると感じられた。石垣島・宮良集落では、来訪神「アカマタ・クロマタ」を実見。映像・音声の記録が厳禁とされるこの祭では、集合的な高揚感が切実に伝わった。祭祀自体は短時間に一気に盛り上がりの中で終わるのだが、夜半まで地域の家々を訪問神が回り歩く過程にも遭遇できた。「記録しないこと」の意義について熟考を迫る経験であった。また、西表島では、島内の宇多良炭鉱跡を調査。近代産業遺跡の典型ともいえる廃墟化した炭鉱跡は、沖縄の写真家たちの被写体となってきた。その再野生化の様相はロマン主義の崇高とも結びつくが、かつての労働者たちの過酷な労働や犠牲をも証言する。さらに西表の白浜港からボートをチャーターして近傍の内離島と外離島を一周、内離島では2箇所ほどの地点から上陸、西表で最も古い時期に造られた炭鉱跡をたどる。近代における「離島苦」の初源というべきトボスである内離島は、再野生化がいつそう進行するとともに、記憶の継承が困難な現実

も露呈した。

北海道では10月、共和町・西村計雄記念美術館で「前川茂利展 きょうわのくらし」を実見、郵便局員として勤務しながら、昭和期の町の写真記録を手がけた前川は、開拓地の厳しい生活の一端を、絵画的というべき端正な画面に収め、アマチュアによる地域記録の域を超えた質を持つ写真を制作した。労働組合運動などにも深く関わった前川には、戦後経済成長の恩恵に浴さない人々への共感と、社会体制への批判が認められる。この出張ではまた、厚別の北海道博物館にて「夷酋列像」展を調査。夷酋列像とは蝦夷各地を治めるアイヌの酋長の肖像画だが、この展示は関連する衣装など周辺資料も手厚く集め、幕末へ向かって国家的同一性を問い始めた時代における、北方のエキゾティシズムが立体的に浮揚した。11月には道東一帯で調査を行なった。羅臼町郷土資料館、別海町郷土資料館、根室市歴史と自然の資料館、斜里町立知床博物館で主に写真資料を閲覧。また北方領土を東に臨む各地域におけるフィールドワークを通じて、自然と労働風景の混雑、開拓と先住民文化のせめぎ合い、産業振興と衰微など、多くの知見を得た。特に、ツンドラ気候の南限と言われる落石岬一帯には、アカエゾマツを中心とした湿原と、かつて開拓の痕跡がありつつもそれが再野生化を始めている風景とが見事にインデクス化されており、北海道固有の風土と歴史を刻印する場所として記憶された。

2016年3月、ハワイ諸島・モロカイ島の北岸カラウパパ国立歴史公園にて、19世紀の後半から造られたハンセン病の隔離施設とその周辺をたどる。島の中心からカラウパパへ至るトレイルは、急勾配の山を26に及ぶスイッチバックを繰り返しながら下ってゆく大変な労苦を要するもの。従って多くの患者は海側から運ばれたが、島の北側の海は波高く、接岸に困難を極めた。患者たちが、いかに隔絶された土地に強制移住させられたかが痛感された。カラウパパではダミアン神父の足跡と患者たちの居住地区を巡った。患者に寄り添い彼らの生を鼓舞し、自らも同じ病で没したベルギー人のダミアン神父の偉業は讃えられるべきだが、患者の過半が先住のハワイアンであったこと、ダミアンたち宣教師のたどった行程と西洋人たちによるポリネシアへの侵略が平行的な事象であったことを勘案すれば、複雑な思いを抱かざるを得ない。ダミアンの存在は、西洋人によるハワイおよびポリネシアへの侵略史において「免罪符」として機能している面がある。カラウパパとは逆側の、島南岸の東側に残る先住民の遺したフィッシュ・ポンド、タロ芋畑、ハイア

ウ（神殿）も調査。現在、こうした場所をきた文化として残そうとする動きがあり、80年代に始まるハワイ先住民の自決権獲得の運動が定着していることの一端をも示す。しかし産業のない島において、国際的バイオ化学メーカーの管理するトウモロコシ畑が派手な幾何学的形状を曝して広がっていることへの是非、カラウパパでほどなく全患者がいなくなり国立歴史公園を向後いかに運営していくべきかなど、島を二分する政治的課題が際立ってきていることも了解された。一連の調査では、ホノルルのハワイ州立アーカイヴで、カラウパパに関連する全歴史的写真資料を複写、そこにはハンセン病患者や患者の治療・世話を当てる医師、宣教師たちの肖像、宣教の展開や病院・居住施設の建設、「カラウパパ観光」のポストカード、崇高な懸崖と荒々しい海岸の形成する自然風景までが含まれる。ハワイ大学マノア校ハミルトン図書館でも、主に19世紀に出版されたダミアン神父およびカラウパパのハンセン病に関する書籍を実見し複写を取るなど、調査を進めた。

以上の調査と14年度の調査分を元に、集めた資料等の読解を併行して進めており、9月末までに成果を原稿にまとめる予定である。

函館平野東部の段丘地形 —とくにその変位の地形学的解釈について

Terrace landforms of the eastern part of Hakodate Plain, Hokkaido: tectonic geomorphological interpretations of their fault-related displacements

吉田 英嗣

YOSHIDA Hidetsugu

本年度はまず、年度当初の4月下旬に、初年次の課題を踏まえた追加の現地調査を実施した。この調査では、主に初年次に存在が確認されていた断層露頭情報について、詳細に記録することを目的とした。そして、「推定断層」の活動性について考察した。結果の概要は次のとおりである。

〔断層露頭調査結果〕

調査地域の南東部では、断層破碎帯の露頭が見つかった（N41°46′22″，E140°53′47″）。ここでは、基盤地質である戸井層の粘板岩が露出するが、谷底の流

路沿いではそれが著しく破碎されており、粘性の強い角礫と化していた。

調査地域の北西部では、断層露頭が見つかった（N41°50′17″，E140°46′48″）。この露頭の位置は、初年次に既にみいだされていた河谷の屈曲などの地形異常が分布する延長線上にある。ここでは段丘面を刻む小河谷の左岸（南東側）段丘崖の基部が露出していた。谷底と段丘面との比高は30m程度であるが、急崖となっているのは下半部の約20mである。露頭周辺の基盤地質は中新統の汐泊川層であり、頁岩、凝灰岩、砂岩からなる。露頭ではこの凝灰質砂岩が一面に露出していた。段丘堆積物はここでは露出せず、その産状を確認することはできなかった。そのため、本断層が第四紀の新しい堆積物を変位させているかどうかは確認できなかった。本露頭では基盤岩を断つ断層面（線）を認め、露出面における2m×3mの範囲の詳細観察によれば、断層面は走向N33°-35°W、傾斜>80°Sであった。地下水の湧出が著しく、内部には数mm～1.5cmの厚さの青灰色粘土が断層面沿いに発達する。露頭は全体として断層破碎帯としての特徴を持つと解釈された。断層およびその周辺は、その破碎の程度にもとづいて4つの部分（A～D）に区分された。A部は主断層とみられ、断層粘土と考えられる黒～暗灰色の粘土からなり、内部には平滑な断層面が認められた。また断層面には、縦ずれではなく、横ずれを示す方向に延びる擦跡を認めることができた。A部内には、ブロック状に取り込まれたと考えられるC部の一部が存在する。B部は破碎の程度が著しい径1～3cmの角礫からなっていた。B部はC部と接しているが、その境界には層厚1～1.5cmの細礫混じりの粘土が発達していた。C部は主断層のA部の上流側に分布し、破碎の程度に応じてサブユニット（C1，C2，C3）に区分できた。主断層により近いC1部において、恒常的な地下水流の影響と思われる鱗状の節理模様が露出面に発達し、変色、軟化が進んでいる。A部を挟んで下流側には、岩相にほとんど変化のないD部が露出する。D部では前述のB，Cの各部と比較して、節理間隔が10～20cmと大きく、節理のマトリクスによる充填はみられなかった。また、D部内で粘土化が進んでいる箇所も認められなかった。

〔地形・地質から推定される断層の存在とその活動性評価〕

函館平野東部の地形・地質調査により見出された推定断層は、少なくとも中期更新世以降に活動した可能性があることが判明した。系統的な左横ずれを示す小

河谷群については、それらが海成面の段丘化後に形成された必従谷と考えられることから、左横ずれの断層変位が累積することによって生じたものと解釈可能である。段丘面上の鞍部列や、調査地域北西部における高位面の分離丘陵、南東部のリニアメント、断層露頭は、これら河谷の屈曲部を連ねた北西側および南東側の延長線上にそれぞれ調和的に位置していた。

ただし、この推定断層が現在も動く「活断層」として評価できるかは現時点で不明である。本研究が指摘した一連の変位地形に関与した断層が活断層である直接的な証拠は得られていない。しかしながら、中期更新世の地形面に関連して残された変位の総量は、第四紀の日本列島における活断層として想定しうる単位変位量から算出される変位量をはるかに超えており、このことは、過去数10万年間にこの断層が繰り返し活動して変位が累積したことを示唆している。もし推定断層が活断層であるならば、その平均変位速度は0.5mm/y程度と算出される。

第四紀後期において、逆断層の卓越する東北日本弧で横ずれ断層の存在可能性が示されたことは、東北日本弧の変動地形学的理解の深化にとって意義深い。日本列島では、活動性が比較的低かったり地形的認定が困難であったりして、これまでに見落とされてきた活断層は依然として多くあると考えられる。とりわけ横ずれが卓越する断層の場合、活動性が著しく高い場合を除いては判別が困難である。しかし、本研究で提示したように、中期更新世の比較的古い段丘などの地形の保存が良好な場合には、累積した変位が地形の異常として残り、断層の存在可能性を指摘できる。

聖所・神域・神殿におけるクレタ古法の現象化とポリス形成のコスモロジー

Appearance of Cretan Old-Law at Sanctuary, Sacred Area and Temple: Cosmology of Making Polis

古山 夕城

FURUYAMA Yugi

本研究は、ギリシア古代におけるポリスの形成と法の成文化の過程がどのように関わったのか、また、新たな支配秩序とコスモロジーがいかなる形をとって生成されたのか、という問題を、ギリシア世界で最初期の法碑文が存在するクレタ島をフィールドにして解明

しようとするものである。

前年度の研究によって、暗黒期における共同体それ自体の生存と再生産を最大の重要事とする社会から、アルカイック期における秩序の樹立とその維持を主眼とする社会への変容という根本的な位相の転換が生じた際に、その歴史的プロセスが聖別空間である聖所・神域・神殿における変化として表出してくる状況を具体的に解明することが課題として浮かび上がってきている。

この課題にとり組むため2015年度においては、クレタ島の先ポリス期の聖別された空間状況の具体的な実態把握を進めること、およびその状況からポリスの聖所・神域・神殿への歴史的な転換のプロセスにアプローチし、その空間に法碑文が出現する経緯をクレタにおけるポリスの特性に着目して考察することを研究目的の主眼に置いた。

今年度のギリシアでの現地踏査としては、クレタ島の中央部地域の主要ポリスであるクノッソスとプリアンソスおよび僻地聖所カト・シミのヘルメスとアフロディテの神域、東部ミラベロ湾岸域に所在する暗黒期避難集落ヴロカストロ、クレタ島西部のポリスであるベルガモスとアンフィマレ、またイラクリオン考古学博物館とアイヨス・ニコラオス考古学博物館を訪問した（ただし、後者は改装中のため写真展示のみであった）。

アテネにおいては、当該時期の比較対象としてアテネ国民考古学博物館に収蔵のギリシア本土各地から出土した奉納品としての青銅小像・陶器・彫刻について聖域における文字表彰の実態を観察した。また、在アテネ英国研究所および米国古典学研究所において、それぞれの付属図書館収蔵の欧文文献・雑誌・報告書を閲覧し、関連する資料の収集を行なった。

当初の予定ではイギリス・ロンドンの大英博物館およびフランス・パリのルーブル美術館においてもギリシアのアルカイック期碑文・陶器・彫刻を調査する計画であったが、時間と予算上の制約のため断念せざるを得なかった。しかし、それを補うものとして、アルカイック期後半のギリシア陶器を数多く収蔵するドイツ・ヴェルツブルク所在のマルティン・フォン・ワグナー博物館にて文字付陶器の観察と図像データ収集を行なうことができた。

以上の現地踏査と資料収集を踏まえて、クレタ島のとくに領域調査と発掘調査の進んでいる中央部のクノッソスおよびメサラ平野部そして東部のミラベロ湾岸域に所在する遺跡の状況について、暗黒期の聖所の特質を整理すれば、およそ次のようになる。

1. 暗黒期集落の聖所遺構では、LM III C 期には一連の陶製品（両手挙げ女性像・蛇の筒・カトス・陶板）が出土し、それらを用いた祭祀が執り行われていた。そして、それらがそれぞれ一括して複数体まとめて出土する傾向が見えることから、そこで執り行われた儀礼には共同体内の諸グループがそれぞれの集団単位で参加していたと思われる。

2. SM 期から PG 期に至る時期には、ベンチ聖所の形式をとりながらも竈を備えた施設および野外の空間を祭祀と祝宴に用いた痕跡が顕著となる。シブリタ遺跡の居住地に近接するテラスで発見された多数の窪穴とその中から出土した大量の陶器破片と獣骨は、この時期に継続的に祭祀と祝宴が野外で行われていたことを明らかにしている。

3. 集落から遠く離れた位置にある僻地聖所においては、暗黒期の諸集落からのエリート成員が集合しある種の通過儀礼をおこなっていたが、カト・シミ遺跡では、前 7 世紀に青銅製品奉納（動物小像・浮彫板）から陶器奉納へ転換し、野外の祭祀空間の核心部分を取り巻く壁の構築による区画化がみられ、この頃に聖所機能に変化が訪れたことがわかる。

4. LG 期／初期アルカイック期において、集落パターンに大きな変化が起き、後のポリスに成長する拠点地の登場とそれまでの集落の放棄が進む。これに伴い、新たな拠点地や宮殿近隣の再居住地において、神殿が登場してくる。そのプロトタイプは、メサラ平野西端海岸のコモス遺跡にあるフェニキア人の聖所であり、御神体のごとき聖別の石を内部に配した新たな形式をとっている。その跡地にできる神殿は、この新たな形式を導入しつつも従来からのベンチや竈も備え、また周囲に円柱を配さず壁面のみで構成される。こうしてクレタ型神殿の様式が確立していく。

5. クノッソスやフェストスあるいはアイヤ・トリアダなど、かつての宮殿遺構の端部に、アルカイック期の神殿が建立されるのも、この時期のひとつの特徴である。これはミノア期の宮殿の巨石遺構を自分たちの過去に位置づけて崇拝する祭祀儀礼と連動しており、宮殿のプランには従わず、祭祀が行われる空間に向けて方位づけられている。このことは、神殿がその周囲の野外で催される祭祀儀礼と深く関わっている証左であり、視点を置き換えれば、祭祀参加者が神殿という建造物に目を向けつつ儀礼に携わっているとみることができよう。

6. ドレーロス・ゴルテュン・アルカデス・リュットスなどのポリスにある神殿ないし聖所建造物に法碑文が出現することは、こうした祭祀儀礼の開催と神殿本

体の深い関係性の観点から考察すべきであろう。法碑文の文言は、社会の大半を占める文字を読めない者たちにとっては声に出して読み上げられなければ意味をなさない。その読み上げの機会は神殿の周辺で執り行われる祭祀儀礼であり、法がいわば神の言葉として神域一帯を支配する時空間がその中で現出するのである。

7. 神殿や神域建造物の壁面に刻まれた法が、このように祭祀儀礼をつうじて実体化するという手続きは、人間の声を出す器官と声を聴く器官をつかうことによって、初めて法は法として関係者にとって意味のある存在になるということである。ここに「法の身体性」という重要な本質が明らかになってくる。クレタ社会の市民が「法を歌って覚える」という伝承は、古典期の状況ではあるけれども、暗黒期からアルカイック期までの聖所・神域・神殿における祭祀儀礼と法の関わりを身体性という点で踏襲していると考えられるのである。

2014 年および 2015 年の 2 年間にわたる研究によって、法碑文として現象化するクレタ古法の存在状況が、それに至るまでの暗黒期からアルカイック期の聖所・神域・神殿の歴史的展開と深く関わるものであったことが具体的な姿で浮かび上がってきた。そして、そこには古の文化への崇敬と継承という側面と、畏怖なる過去を現在のわが物とする読替という側面とがあり、研究成果論文では、この相反する二つの面が内在する聖別空間の変容をポリス形成のコスモロジーの歴史として論じておきたい。

古墳時代中期常陸南部における 国家形成過程理解のための基礎研究

Toward Understanding the State Formation Process in Eastern Peripheral Region of Japan in the Sixth Century

佐々木 憲一

SASAKI Ken'ichi

本研究の大きな柱は、茨城県行方市（旧玉造町域）所在の、6 世紀第 3 四半期築造と考えられる帆立貝形前方後円墳である大日塚古墳の発掘調査である。前年度（2015 年 3 月）は、現存する横穴式石室とその前の部分、合計 10 m²を発掘した。今年度は 8 月 18 日～27 日の 10 日間、前回発掘した横穴式石室の前の部分

およそ4 mを再発掘し、さらにその前の部分約15 mを新たに発掘した。

今回の発掘調査の目的は前回と変わらず、横穴式石室の構造を明らかにすることであった。前回発掘した箇所を再発掘したのは、前回の調査で、横穴式石室の前の部分の床面を突き止めたのが調査終了の2日前であり、その床面を全面的に検出するためであった。また、前年度の発掘調査域のさらに手前（横穴式石室の現存する入口よりさらに墳丘裾に向けて）に形象埴輪が残っていることが判明し、それらをすべて取り上げ、大日塚古墳に樹立された形象埴輪の組合せを把握する狙いもあった。

まず、横穴式石室の構造については、今年度の調査の結果からも確定することができなかった。すなわち、今回の発掘調査で検出した、横穴式石室の前の部分の床面が、遺骸を安置した玄室に至る「羨道」の床面なのか、あるいは玄室と羨道の間に存在した「前室」の床面なのか、結論づけることができなかったのである。後者の場合、大日塚古墳横穴式石室は「複室構造」となり、常陸南部では7世紀初頭に出現するとこれまで解釈されていたが、その出現時期が数十年遡ることになる。

今回の調査では、この羨道ないし前室の床面を全面的に検出し、またその部分の両側の側壁の抜き取り痕も発見できた。また玄室の入口の床に敷かれた柵（しきみ）石もほぼ全面的に検出できた。その結果、この羨道ないし前室が玄室と同じ幅であったことが判明した。側壁抜き取り痕の長さは約1.4mであった。ただ、この痕跡の長さがこの羨道ないし前室の奥行であるかは、不明である。というのは、この痕跡より墳裾側が、埋葬施設を大日信仰の祠に改造した際に全体的に破壊されているからである。この両側壁抜き取り痕がない部分の埋葬施設の幅と床面の高さについても不明である。とにかく、羨道に関するデータは一切得られなかった。なおトレンチ（発掘区）の東壁には、この羨道ないし前室の東壁抜き取りの痕跡が看取できた。

今回の発掘調査のもう一つの成果は、大量に出土した埴輪である。前年度の調査と合わせて家形埴輪2棟以上、人物埴輪5体以上、その他の形象埴輪片105点、円筒埴輪片638点を検出した。その内、家形埴輪1棟と人物埴輪3体はほぼ完形である。前回と合わせてカウントするのは、完形の家形埴輪の壁部分が前回の調査で、屋根部分が今回の調査で検出されたからである。

まず特筆すべきは、これら大量の埴輪のなかで原位置を留めたものは一切ないということである。その理由は、大日塚古墳横穴式石室を江戸時代に祠に改築す

る際にこれらの埴輪が出土し、おそらく宗教施設であるため埴輪を私物化せずそれらを保管していたところ、明治になって祠を取り壊すにあたって、保管していた埴輪を埋め戻したものと推測する。現在重要文化財に指定され東京国立博物館で展示されている猿形埴輪だけは、取り壊しに際してコレクターに売却されたようである。埴輪を埋め戻すために掘った穴の痕跡は、発掘区の東壁に、東側壁抜き取り痕を切る形で看取できた。

完形の家形埴輪は、基部が失われているものの、高さ1mに及ぶ大型のものである。屋根には三角文を施し、頂部には鰹木を載せる。この家形埴輪に接合しない家形埴輪片も出土しており、家形埴輪が2棟以上存在したことがわかる。

人物埴輪は上半身ほぼ完形のもの3体出土した。うち1体は顔が欠落しているが、髪型はよくわかる。他2体は顔が完全に残っており、入れ墨や髪型が異なっている。3体とも髪型や入れ墨などに基づき、巫女と考えられる。そのほか、腰部分の破片であるが、武人も1体確認できた。また、どのような人物かわからないが腕も5本発見した。

円筒埴輪も数が多かったが、すべて破片で、突帯の間隔がわかるものは、今のところない。

以上、非常に限られた面積での発掘調査であったが、多大な成果をあげることができた。特に、常陸で古墳の調査例がすくないなか、多様な形象埴輪の存在が判明した意義は大きいし、時期も6世紀第三四半期で落ち着きそうである。またもし埋葬施設が複室構造であるならば、複室構造の出現時期を大きく遡らせることになる。

ドイツ近代文学における幼年時代の記述 (大都市ベルリンの場合)

Die Darstellung der Kindheit in der deutschen Literatur—mit besonderer Rücksicht auf Berlin

岡本 和子

OKAMOTO Kazuko

これまで進めてきたカール・グツコウの研究により、グツコウの幼年時代の記述は、ボグミル・ゴルツの『幼年時代の書』という作品を手本としていることが判明したため、本作品の分析を開始した。ゴルツはグツコ

ウの十歳年上にあたり、ゲーテと同時代に活躍したワルシャワ生まれのドイツ人作家である。辺境の地に長く暮らし、ドイツの中心的文壇には近づかなかったため、当時『幼年時代の書』は比較的良好に読まれたにもかかわらず、これまで文学史においてはあまり注目されてこなかった。年代記風に書き連ねるのではなく、幼年時代のある情景を短めの文章にまとめて記述するといった形式や、子どもから見た風景をたんに楽園的・牧歌的なものとして描くのではなく、諧謔や批判精神をもって描いている点などは、グツコウやベンヤミンの幼年時代の記述にまで引き継がれている。ゴルツの幼年時代は大都市ではなく、おもに田舎の小さな町におけるものであり、一見自然描写という形をとっているように見えるが、そこで問題となっているのは、子どものもつ表現（言語や絵画）や、子どもにのみ開けてくる事物の相貌といった、近代的な物質社会の到来を予感させる事象である。ゴルツの幼年時代の記述はベルリンを舞台とするものではないが、北方ドイツというドイツのなかでも辺境の地における幼年時代を描いている作品として、北方の都市であるベルリンの幼年時代の記述の先駆と見なすことができると考えられる。

幼年時代の記述には、子どもにとって身近な空間である住居の記述がかならず登場する。ドイツ近代の市民階級は私的な空間である自宅の室内を快適に設え、さまざまな蒐集物を置き、みずからの教養を示す空間として演出したが、ベンヤミンはそうした住居空間に、十九世紀のドイツの市民階級による革命の挫折という政治的な意味を読み込んでいた。幼年時代の記述を「住居」という観点から分析するための作業として、オーストリアの作家シュティフターにおける住居の描写とベンヤミンの住居に対する考えを比較検討する口頭発表「ドイツ市民階級の住居と蒐集——シュティフターとベンヤミン」を行なった（19世紀学学会シンポジウム「クンストカマー——世界の蒐集とエクリチュール」、2016年3月28日、於新潟大学）。シュティフターは「完全性」という理念のもと、それぞれの道具や事物や人物は唯一の機能しかもつべきではなく、室内は最も美しい状態を維持すべきである、としている。これに対して、ベンヤミンの考える蒐集とは、個々の事物や事象がダイナミックな配置転換により新たに組み合わせられ、それによって個々の事物や事象が新たな意味を帯びるものである。そのため、動的な蒐集の対極にある十九世紀的（シュティフター的）な固定的な住居や蒐集は、市民階級の政治的無力さの表現と見なされる。だが、ベンヤミン自身の幼年時代は、まさにそ

うした十九世紀的な住居を舞台とするものだった。しかしベンヤミンは、そうした固定的な事物を破壊する役割を子どもに見出している。また、ベンヤミンがベルリンという北方の町の特殊性をどこに見出しているかを主題とする口頭発表「北方の都市ベルリン——ベンヤミンの追想の舞台」を行ない（法政大学言語・文化センター主催公開シンポジウム『マテリアとしての記憶～心の奥底から生成するイメージと思想』、2015年12月20日、於法政大学）、ベルリンの記述をヨーロッパ南方の諸都市に関する記述と照らし合わせて考察した。群衆を主役とする南方の町には、「多孔性」と「浸透」といった動的な性質が見出され、戸外で睡眠がとられたり、家の中に仕事が入ってきたりと、住居と街路が浸透しあっている。これに対して北方の住居は、巨大なファサードに象徴されるように、閉鎖性をその性質としている。この閉鎖性はそこに住む個人を保護すると同時に拘束するものなのだが、ベンヤミンはそうした閉鎖性をもったベルリンという都市や住居から言葉をもぎとり、そこに埋もれ、隠されている歴史を記述しようとする。その試みが、「一九〇〇年頃のベルリンの幼年時代」、『ドイツの人びと』といった作品である。本発表の成果は、景文館書店のWeb上にて公表されている。

さらに、ベルリン近郊で生まれ、ベルリンで幼年時代を過ごしたフォンターネの作品分析を開始した。フォンターネによる幼年時代の記述は、みずからのそれまでの全人生を振り返って記述したものの一部であるという点で、ゴルツ、グツコウ、ベンヤミンの記述とは異なり、ある意味で、シュティフターと同じ「完全性」という理念がその根底にあると言える。父や母の具体的な出自といった伝記的な要素を多く含むフォンターネの幼年時代の記述は、前三者のそれとは対照的である。今後、これらの作品の分析を続け、ベルリンの幼年時代がどのように記述されてきたかを、報告としてまとめる予定である。

大宝田令の復元と律令制国家の 土地・農業政策

A Reconstruction of the Section on the National Administration of Rice Paddies under the Taiho Code as an Approach to the Ritsuryo State Policy of Land and Agriculture in the Eighth Century

吉村 武彦

YOSHIMURA Takehiko

本研究における2015年度の実施計画を、簡潔に述べれば、

- (1) 北宋天聖令の田令から、唐・開元25年令の田令を復元する。そして、日中における田令の比較研究を行なう。
- (2) 大宝田令を復元するために、総説・各条ごとに研究文献目録を作成する。
- (3) 『令集解』田令等から、大宝令注釈書である「古記」関係の関連史料を抽出し、大宝令注釈書の史料集を作成する。鷹司本『令集解』等の電子媒体を利用する。
- (4) (1) から (3) の研究をもとにして、大宝田令全体の復元を行なう。
- (5) 大宝田令の復元を基礎にして、8世紀前半の大宝令施行期における班田収授に関係する条文を整理し、大宝令制時代の班田収授制を明らかにする。また、令制以前の田制との比較研究を行ない、班田収授制についての歴史的意義を明確にする。
- (6) 大宝令制下における、平城宮が所在した大和国を中心とする条里制実施時期の考古学研究を踏まえ、条里制の実施と班田収授制の施行との相互関係を明白にする。
- (7) 律令制下の農業政策について、律令制国家の政治基調を究明する。

という7課題に整理できる。

これらの研究課題を遂行するうえで、(2)の文献目録の作成と、(3)の大宝令注釈書「古記」を抽出する作業が重要である。(2)の文献目録については、田令総説と第1条田長条から第37条役丁条までの研究文献目録を作成し、補訂することができた。研究成果の論文を提出する9月前後を目標に紙媒体での公刊、ないし日本古代学研究所のホームページで公開するようにした。

(3)に関しては、大宝令注釈書の「古記」を中心に、『続日本紀』『類聚三代格』等所載の大宝令施行期の法令から大宝令を復元することになる。この作業の前提となる(3)は、鷹司本『令集解』をもとにし、『令集解』本文から「古記」の文章を抜き出し、条文を復元する作業が要となる。2015年度は、この作業の補訂版をほぼ完成させることができたが、まだ検討課題が残されている。この作業をもとに、早急に(4)の大宝令復元をまとめてみたい。(3)のデータは膨大であるが、701年～757年における律令法制は大宝令で、大宝令時代の法制史料として重要であり、養老令条文を提示し、その比較条文として大宝令文を提起したい。

次に、日中の農業に関する政策基調を概観しておきたい。日本の律令法は、中国律令を継受しているので、中国法にみられる農業を奨励する「勸農」思想に基づいて、国家による積極的な勸農政策を継承している。律令制国家の勸農政策は、行政組織の職務内容として、田地が存在しない左・右京職を除いて、大宰府条・摂津職条・大国条の条文に「勸課農桑」の用語がみえることから明白である。この「勸課農桑」の語こそが、古代の「勸農」を体現する律令用語である。この勸農政策によって、一年生栽培の水稻農耕をはじめとする農業の技術水準を維持・向上していったと思われる。

しかも、その基礎には、『日本書紀』崇神紀に「農は天下の大きな本なり」とみえる農本主義に基づく政治思想がある。「はづくにしらすスメラミコト」と評されているヤマト王権の初代国王と想定される崇神天皇が、この農本主義によって、池・溝の開発を伴う勸農政策を実施していったのである。つまり、国家的な勸課農桑政策が、ヤマト王権の初源の天皇から位置づけられていた。

こうした古代の事情から、本研究では日本国内における研究にとどまらず、中国の研究も参照していかねばならない。とりわけ(1)の課題は、中国における研究内容を無視しては不可能である。2015年度は、中国社会科学院歴史研究所の黄正建氏、同世界歴史研究所の徐建新氏とも意見交換する機会をもつことができた。また、中国文献では、

*黄正建『天聖令』中の宋令及び『養老令』における唐令修正の比較研究『中国古代法律文献研究』8、2014

の1本を、研究用として日本語に翻訳した(委託)。中国論文も参照しながら、開元25年令の復元研究を継続していきたい。

(5)(6)(7)の事項については、田令研究にとどまらず、広く律令制国家の土地・農業政策の研究が必要

であり、『日本書紀』『続日本紀』や『類聚三代格』『延喜式』などの諸史料を通して研究することになる。

2015年度については、前年度にまとめた「律令制国家の勸課農桑」を補訂することに努めた。柱となる章立て構成を表示すると、次のようになる。

「律令制国家の勸課農桑」

- (1) 律令制国家と農耕の奨励
- (2) 条里制の施行と灌漑技術
- (3) 雑穀栽培と繊維生産

この論文の作成を通じて、(7)の課題をほぼ明らかにすることができた。(6)に関する水稲稲作や灌漑施設などの技術的側面を含めた農業生産についても、同論文で考察することができた。この論文は、新体系日本史『生産技術史』(山川出版社)に掲載することになる。大宝令の班田収授制については、大宝田令の復元をもとに研究成果を公表したい。

なお、本研究課題とも関係する、浄御原令制下の田領と律令制の形成過程については、「東アジアにおける日本古代国家形成の諸問題(覚書)」(『日本古代学』8、71-87頁、明治大学日本古代学教育・研究センター、2016年3月)を発表することができた。

国際テロリズムと第一次世界大戦

Transnational Terrorism and the First World War

佐原 徹哉

SAHARA Tetsuya

本研究は第一次世界大戦の勃発に国際テロリズム組織が及ぼした影響を探ることを目的としている。本研究が、分析対象とした具体的な団体は、内部マケドニア革命機構(IMRO)、セルビア・チェトニク運動(SCM)、統一と進歩委員会(CUP)エンヴェル派、および、アルメニア革命連盟(ARF)である。四つの組織は目的も理念も異なるが、その行動様式にはいくつもの共通点が指摘できる。いずれの組織もゲリラ戦を主とする武装闘争路線を採用しており、都市部での活動では暗殺・強盗・無差別な民間人殺害・破壊工作を援用していた。組織論の点でも、四つの団体は、ボリシェヴィキに代表されるような少数精鋭主義ではなく、大衆路線を標榜していたが、組織化の方法はフリーメイソン型の秘密結社方式であった。1908年革命以前のオスマン帝国では結社の自由が存在しなかつ

たため、秘密結社方式は唯一可能な組織形態であったが、革命後も四つの団体は大衆政治団体化と組織原理の民主化を拒み、秘密結社方式を維持し続けた点も共通している。

本研究が解明を目指す第一の課題は、なぜ四つの組織が類似する戦術と組織論を採用したのかであるが、過去2年間の研究の結果、IMROがゲリラ部隊の暴力を利用して、その潜在的支持母体である東方正教徒オスマン国民を迫害・脅迫し、恐怖支配を貫徹することで組織員と支持者を拡大する戦術を発明し、それが対オスマン闘争で同盟関係にあったARFによって模倣されたこと、さらに次のステップとして、IMROを取り締まる立場にあったCUPの将校団、および、IMROの攻勢に対峙する立場にあったSCMによっても経験的およびIMROからの転向者の情報によって学習・模倣されたプロセスが明らかとなった。これらの成果はすでに複数の学術論文として発表されている。

第二の課題は、この負のプロセスが国際関係に与えた影響を探ることである。すでに多くのテロリズム研究がテロ組織の拡大には「ホスト国」の存在が重要であることを指摘してきた。テロ組織に資金や武器を提供し、外交的庇護やテロ組織に好意的な世論形成、あるいは単純に避難場所を提供する国家が存在する場合、組織の活動は格段に容易となる。本研究の場合も、IMROは結成以来ブルガリア政府がこうした援助のすべてを提供していたことが既存の研究によって明らかとなっている。CUPの初期の活動も英仏が亡命活動家を受け入れ、庇護したことで可能となった。こうした視点から、本研究は、SCMとセルビア政府の関係を残された外交文書の調査を通じて解明する作業を行い、その結果、SCMはセルビア外務省の対トルコ工作チームの全面的な支援によって行われていたこと、1908年革命後もこの工作は部分的に継続され、1910年にやはり外務省主導で本格的に再開されたこと、さらには、政府から独立して反トルコ闘争を担ったと考えられてきたBHが、実はCUPエンヴェル派とSCMの残党が対IMRO共同作戦を展開するための受け皿として構想され、これをセルビア外務省が全面的に支援していたという従来の通説を覆す発見があり、その成果をセルビアの学術雑誌に発表した。

本研究の副次的な成果として、1910年代の国際テロ・ネットワークとISに代表される現代のテロと国際関係の類似性も明らかとなった。IMROの戦術論・組織論とISが支配地域で行っている恐怖支配の相似性については、トルコの学術雑誌に成果を発表した。さらに、ISが進めている海外属州の建設活動につい

での分析を行い、属州建設のメカニズムが住民の恐怖支配と外部のテロ・ネットワークの結合によって可能となったことを明らかとした。外部のテロ・ネットワークにはトルコ国家諜報機関 (Milli İstihbarat Teşkilatı, MİT) が関与しており、MİT は民間の人道支援団体 (İnsan Hakkı ve Hürriyet Vakfı, İHH) を通じて、人道支援物資に偽装した武器弾薬をシリアのジハード主義者に供していること、MİT が仲介役となってボスニア・クロアチアからリビアへ、次いで、リビアからシリアへと大量の武器が密輸されていた事実も確認された。MİT は TM の後継組織であり、トルコとシリアのジハード主義組織の間にはチェチェン人ネットワークが介在していることを考慮すると、現代の中東・バルカンのテロ・ネットワークの構造は、100年前のメカニズムと明らかに重なっていることが分かる。

本研究が明らかにした二つ目の発見である、テロ組織の活動が国際政治を変化させるというメカニズムも今日の事態と重なっている。シリア内戦をめぐる国際的構図は、初期には、米国とトルコは共に「反体制派」を称するジハード主義者を支援し、シリア政府の転覆を優先していたが、その結果として、IS が肥大化すると、国際政治に構造的変化が生まれた。米国はシリア政府打倒よりも IS 対策を優先せざるをえなくなり、シリア政府を支援するロシアと事実上の同盟関係に入った。しかし、トルコは依然として IS を含むジハード主義者の支援を続けており、米国との同盟関係が危機に陥っている。トルコは米国との破局を避けるために、ロシアへの軍事的挑発を開始した。トルコは、ロシアとの軍事的緊張が高まれば、米国は NATO 加盟国であるトルコ支持を表明せざるをえず、シリア内戦をめぐる米露協調を覆せると期待しているが、その可能性は低く、逆に、トルコ国家の存続自体を脅かす危機が生じる可能性は高い。こうしたメカニズムは、マケドニア領有のためにテロ組織を支援したセルビアとブルガリアがバルカン戦争で衝突せざるをえなくなった歴史と同じものであり、その先に第一次世界大戦が待っていたことを考えると、現在の状況は極めて深刻なものと言わざるをえない。

〈第二世代〉のユダヤ系作家の詩的言語研究—ロベルト・シンデルを中心に

Die poetische Sprache der jüdischen Autoren der "zweiten Generation"—Zu Robert Schindels Poetik

福間 具子

FUKUMA Tomoko

本研究は、1980年代後半から登場し始めたホロコースト文学〈第二世代〉に属するユダヤ系作家たちの作品を対象に、彼らが第一世代とは異なるどのような言語表現を生み出しているのかを考察することを目的としている。〈第二世代 (英: Second-Generation、独: die zweite Generation)〉という語は、ホロコーストの犠牲者あるいは生存者を親に持つ世代を指し、もともとは心理学の分野でホロコースト生還者の子供たちを扱う際に用いられていたが、次第に彼らによって書かれた文学作品にも応用されるようになったものである。(現在では父親がナチスの一員であったマルティン・ポラックのような作家もそこに含む研究もある。) プリーモ・レーヴィやエリ・ヴィーゼル、パウル・ツェラーンなどを代表とする、第一世代作家たちの作品において、中心的な問題となっていたのはホロコーストという現実の伝達可能性、表象可能性であり、それはのちに経験者ではない者によるホロコースト・フィクションは可能であるか、あるいは許されるか、という議論を引き起こすことになった。しかし第二世代の作品において中心的主題となるのは、実体験がないにもかかわらずその過去に縛られている作家たちのアイデンティティの不安定さである。本研究では、戦後いち早く自らを「ヒトラーの第一の犠牲者」(いわゆる《犠牲者ターゼ》)と称することでナチスに加担した過去を隠蔽してきたオーストリアが、86年のヴァルトハイム事件を機に過去と向き合わざるを得なくなった時期に頭角を現してきたユダヤ系オーストリア人の第二世代作家とその作品を取り上げ、彼らの作品に関して包括的な資料収集を進め、体系化と特徴の洗い出しを行った。中心的対象となるのは現代オーストリア文学の旗手と見なされている作家兼詩人であるローベルト・シンデル (1944-) であるが、ドロン・ラビノヴィチ (1961-)、ローベルト・メナツセ (1954-)、マルティン・ポラック (1944-)、ユダヤ系ドイツ人だが第二世代文学の重要な作家であるエスター・ディシャライト

(1952-)、ロシア系ユダヤ人でオーストリア国籍を有するウラディーミル・ヴェルトリブ (1966-) に関しても資料収集を行った。

研究方法は、①文献収集、②作品翻訳、③作品分析に分けて進めた。①に関しては、第二世代の作家たちはいずれもまだ存命であることから、ドイツ語圏においても、それほど多くの包括的研究成果がまとめられているわけではなかったため、二次文献は主に学術論文が中心となった。②作品翻訳については、シンデルの9冊にわたる全詩作品と長編小説『生まれ (Gebürtig)』、ラビノヴィチ『Mを探して (Suche nach M.)』を中心に行い、③作品分析は主にシンデルの詩論的エッセイと詩作品に対して行った。

研究成果として、まず2015年10月3、4日に鹿児島大学において行われた日本独文学会春季研究発表会での口頭発表『ローベルト・シンデルの詩的言語—〈第二世代〉の二重化する生とその表象』が挙げられる。シンデルに関する研究は、2000年に独文学会の招聘によって本人が来日した際にいくつかのまとまった考察が発表されて以来、その難解さが手伝ってほとんど進められていないのが現状である。そのため、今回の口頭発表では彼の詩学の全体像を提示することに、重点を置いた。すなわち、80年代半ばまでは社会主義運動に没頭することでユダヤの出自を顧みることのなかった彼が、結局出自に由来する「自己疎外」から免れることができず文学へと方向転換を果たした経緯や、そこから、疎外され異質なものと化した自己を詩的言語によって捉え、かつ凝縮させることに新たな現実構築を企図するシンデルの詩学を、実際の詩作品で例証しつつ提示した。

また、より形のある成果として、学会誌『オーストリア文学』第32号(2016年3月発行)への論文『私の語の故郷へ—ローベルト・シンデル詩集『あとからの灯火』』の採録が挙げられる。この論考では、学会での口頭発表では展開出来なかった詳細なテキスト分析を行い、彼の詩学の全貌をより説得力のある形で示すことを試みた。ここで取り上げた第四詩集は、ヴァルトハイム事件を含む時期に書かれた作品群が掲載されたもので、彼が事件を契機に自らのユダヤ性と向き合った痕跡が随所に見いだされる。そこからは、ドイツ人の恋人を持ち、生粋のオーストリア人としてホロコーストの惨禍をどこか他人事としてしか見られない自己と、ドイツ人、オーストリア人からは結局のところユダヤ人としてしか見られず、そうした差別の中ではやはり民族の迫害の記憶を受け継いでいると感じる自己の間で分裂している様子がうかがわれる。論考では、

この分裂に苦悩しつつ、新たな「ユダヤ性」を詩的言語を通じて再創造しようとする構想の萌芽が本詩集で初めて見いだされる点を指摘した。

2016年度は、詳細なテキスト分析作業を継続し表層的ではないシンデル研究の基盤を整えつつ、ホロコースト文学第一世代と第三世代との異同を明らかにし、より大きな文脈における詩人ローベルト・シンデルならびに第二世代作家の言語表現が持つ意味を明確なものとしてゆきたい。

高校教育における 社会教育施設の活用に関する実証的研究

An empirical research on practical use of social educational facilities in upper secondary education

林 幸克

HAYASHI Yuki-yoshi

I. 研究概略

2015年度は、社会教育施設の中でも博物館に焦点をあてて研究を実施した。博物館と学校の連携を明らかにすることを目的に、2015年6月から2015年8月にかけて郵送法による質問紙調査を行った。調査対象は、『全国博物館総覧』に掲載されている登録博物館・博物館相当施設1194施設である。そのうち14施設は転居先不明等で未開封のまま帰着し、719施設から寄せられた回答を分析対象とした(回収率60.9%)。主な調査項目は、次のとおりである(各調査項目について、2014年度実績で回答を求めた)。また、2016年3月に5施設を訪問し、同様の調査項目に関して聞き取り調査を実施した。

1. アウトリーチ・プログラムについて：連携した小学校・中学校・高等学校
2. 主催事業について：主催事業に参加した小学校・中学校・高等学校／小学生・中学生・高校生対象の主催事業／小学校・中学校・高等学校への主催事業の広報／主催事業の企画・運営への小学生・中学生・高校生の関わり
3. 高等学校の利用状況について
4. 高校生のボランティア活動について

II. 主な結果・考察

本稿では、「3. 高等学校の利用状況について」を

取り上げ、質問紙調査の結果を報告する。学習活動(27項目)で博物館を利用することに関して、(1)学校からの事前相談、(2)学校の利用実績、(3)博物館からの支援実績、(4)学校から博物館への事後の成果報告、この4点がどのような状況であるのかを確認した。

- (1) 学校からの事前相談：「遠足・社会見学」36.7%が最も多く、以下、「インターンシップ」26.2%、「修学旅行(本番)」20.6%、「芸術に関する学習」16.3%、「郷土に関する学習」16.1%、「地理・歴史に関する学習」13.6%と続いた。
- (2) 学校の利用実績：「遠足・社会見学」39.6%が最も多く、以下、「修学旅行(本番)」24.5%、「インターンシップ」24.3%、「芸術に関する学習」17.5%、「郷土に関する学習」16.1%、「地理・歴史に関する学習」14.3%と続いた。
- (3) 博物館からの支援実績：「遠足・社会見学」24.8%が最も多く、以下、「インターンシップ」20.3%、「郷土に関する学習」14.7%、「芸術に関する学習」13.6%、「修学旅行(本番)」12.9%、「地理・歴史に関する学習」11.5%と続いた。
- (4) 学校から博物館への事後の成果報告：「インターンシップ」18.2%が最も多く、以下、「遠足・社会見学」11.3%、「郷土に関する学習」6.7%、「芸術に関する学習」6.5%、「地理・歴史に関する学習」6.0%、「理科に関する学習」5.7%と続いた。

これらの結果から、全般的な傾向を概観すると、教科に関する学習活動では、芸術や郷土、地理・歴史に関する内容での利用が比較的多く、教科外に関する学習活動では、遠足・社会見学、修学旅行(本番)等の特別活動、その中でも特に学校行事での利用が多いことがわかった。

(1)～(4)の4項目の結果を比較すると、(1)学校からの事前相談と(2)学校の利用実績は同程度の状況であるが、(3)博物館からの支援実績はそれよりやや低くなり、(4)学校から博物館への事後の成果報告はさらに低調になっていることが明らかになった。

具体的に「遠足・社会見学」に着目すると、(1)学校からの事前相談(36.7%)と(2)学校の利用実績(39.6%)は4割近くあるものの、(3)博物館からの支援実績(24.8%)は約15ポイント、(4)学校から博物館への事後の成果報告(11.3%)は約30ポイント下がっていることが示された。このことから、博物館の認識として、学校は博物館を利用するに際して、事前に相談した上で利用するものの、その利用すべてに対して支援しているわけではない、また、成果報告を受けることは利用・相談実績と比べると4分の1程

度にとどまっていると捉えている、そのように解釈することができよう。

多民族都市レスターのイングリッシュたち

English people in the Multi-Ethnic City of Leicester

佐藤 清隆

SATO Kiyotaka

本研究は、「イギリスにおける多民族・多宗教統合と《共生》の問題」を考察しようとする研究プロジェクトの一環として、多民族都市レスターを事例研究・調査の対象として取り上げ、私のこれまでの移民(ホワイト系、ブラック系、南アジア系など)研究を踏まえ、「受け入れ社会」の人々と考えられがちなイングリッシュの歴史や文化を、彼らの内部の多様性や移民との関係にも注意を払いながら、第二次世界大戦以後の多民族・多宗教化のプロセスのなかで明らかにしようとするものである。

私は、2001年以来、イギリスの代表的な多民族都市の一つであるレスターに足を運び、フィールドワークを続けてきているが、現在、この都市にはホワイト系、ブラック系、南アジア系など、実にさまざまな移民たちが居住し、複雑な多民族・多宗教社会を構成している。2011年の国勢調査によると、レスターの全人口は約32万5千人で、その内訳はホワイト系(移民も含む)54.9%、南アジア系35.8%、ブラック系6.3%である。この割合は、それぞれが63.9%、29.9%、3.1%であった2001年に比べると、大きな変化である。また、2011年では、ホワイト系移民を除くホワイトUK(イングリッシュ)は、45.1%と半数を割るに至っている。その一方、宗教では、ホワイト系移民の多くを占めるキリスト教は、44.7%(2001年)から32.4%(2011年)まで減少し、ヒンドゥー・イスラーム・シクの合計は、29.95%(2001年)から38.2%(2011年)にまで増加し、キリスト教を超えるに至っている。こうしたレスターの変化は、第二次世界大戦終了から現在までの約70年間におよぶ大きな変化の流れ、すなわち「ホワイト中心の社会」から「多民族・多宗教社会」への変容過程の一部である。そして、この都市では、すでに1970年代後半から多文化主義政策が導入され、1986年にはさまざまな宗教を束ねた市当局傘下の「レスター多宗教協議会」も発足している。

こうしたレスターの変容過程を念頭においた本研究の問いは、「イングリッシュ一人ひとは、この変動する社会をどのように生き、移民たちをどのように意識し、移民たちとどのように関わってきたのであろうか。」ということである。この問いは、単に政策レベルからだけではなく、レスターで共に生きる人々一人ひとりから「多民族・多宗教統合や《共生》の問題」を再考しようとする場合の問いでもある。本研究では、この問いに応えるために、文献資料だけでなく、複数の重層的な「集合的語り」をも合わせ持つ「個人の語り」を重視し、インタビューや現地調査にも力を入れて調査を進めている。今回は、インタビューであるイングリッシュたちのプロフィールを簡単に紹介しておきたい。

まず一つ目は、インタビューたちの人数・年齢・性別である。その人数は、本年度のインタビューも含め、すでに30名(40回以上)を超えている。彼らの多くは1930、1940、1950年代生まれの高齢者であり、先の課題を考察する上で恰好の対象者である。性別では、男性が全体の約3分の2、女性が約3分の1である。

二つ目は、出生地についてである。彼らの出生地のほとんどはイングランドであるが、その地域はロンドンとその近郊、リンカンシャー、グレイター・マンチェスター近郊、レスターなどとさまざまである。またオーストラリアやインドなどの海外に生まれたインタビューもいる。それゆえに、レスター生まれもいるが、彼らの多くは、ある時期、教育・仕事・結婚などでレスターに来て、住み着いた人たちである。

三つ目は、インタビューを実施した時期の彼らの職業についてである。彼らは、イギリス国教会牧師(ビショップや大聖堂・教区・病院などの牧師を含む)、教師(大学、中・高等学校)、博物館・文書館・図書館員、市議会議員、市職員、他の事務職員、新聞記者(編集長も含む)、ソーシャル・ワーカーなどであるが、とくにそのうち牧師や教師の割合が高い。しかし、彼ら一人ひとりのライフ・サイクルのなかでは、以前他の職業に従事していた場合も見られる。例えば、牧師の場合には、牧師になる前、教師として働いていた経験を持つ者が多い。

四つ目は宗教である。彼らの多くはイギリス国教会の信者であるが、他にクエーカー、メソジスト、ドルイド教徒、バハイ教徒、無神論者などもある。彼らのなかには、人生の途中から他の宗教に改宗した者も含まれている。

最後に、大変興味深い次の点を指摘しておきたい。

それは、これらのインタビューのうち、とくに牧師や教師のなかにアフリカ、インド、カリブ海諸島、ソロモン諸島などの海外での居住経験を持つ人たちが含まれている点である。彼らは牧師や教師として、これらの地でさまざまな経験をしてきたわけであるが、彼らはそれらの経験をどのように語るのでしょうか。

次年度も、こうしたプロフィールを持つ彼ら一人ひとりが語る「ライフストーリー」を通して、「イングリッシュ」という一般化された言葉からはこぼれ落ちてしまう問題を少しでも拾っていくことができればと考えている。それらのなかには、一民族一宗教内の多様性・多層性の重視、「移民」と「受け入れ社会」との単純な区分やレスターの「好評判」(「多文化統合のかがり火」)の再考、多文化主義政策の「陥穽」の解明などの問題が含まれている。

論文・レポートの評価に関する基礎研究： グローバル評価指標の策定を目指して

A pilot study of academic writing assessment: constructing a global standard of assessment criteria

小森 和子

KOMORI Kazuko

1. 本研究の目的

本研究の目的は、第二言語学習者に対するアカデミックライティングの指導がどのように行われているか、どのような評価指標が提案されているか、剽窃を防ぐ取り組みはどうか等について実態を調査すること、さらに、第二言語学習者が、本人の意図していないところで剽窃や盗用が起こる場合、どのような点で剽窃や盗用が疑われるのか、その言語的特徴は何かを明らかにすることである。

筆者がこのような研究を行おうと考えた背景には、昨今、学術論文における剽窃や盗用に関する議論や対策が活発になってきた一方で、何が剽窃や盗用の主たる要因であるのか、剽窃や盗用を未然に防ぐためにどのような教育的介入が可能かについては、まだ議論が十分に行われていないことにある。筆者は、長年、留学生を対象とした日本語教育に携わってきたが、日本語能力の不足により、本人が意図しないところで剽窃や盗用を疑われる現象が起きていると感じている。さらに、剽窃や盗用が生じるのは、引用の仕方を学んで

いないからだと言われることがあるが、実際には、最近では、多くの教育機関で「レポートの書き方」、「文章表現」等の授業が開講され、初年次教育や基礎ゼミなどでもある程度の指導が行われている。

筆者のこれまでの経験則では、意図せず起こる剽窃は、間接引用で起こっている場合が少なくない。学生の場合、論文などで専門的な事象に言及しようとしても、当該の事柄について十分な専門的知識を持っていない。そのため、間接引用しようと思っても、学生がそれを自分のことばでどのように表現したらいいのか、専門的知識やそれに関わるメタ知識を有していない。その結果、本人の意図しないところで、剽窃と疑われる現象が発生してしまうのではないかと考えている。

2. 本年度の研究課題

どのようなアカデミックライティング教育が必要か、学生が提出してきた論文やレポートをどのように評価するか、を考える前提として、剽窃や盗用を疑われない論文やレポートを書く、書かせることが重要だと考える。そこで、本年度は、上述したような背景と問題の所在、さらには、筆者の経験則を踏まえ、以下の点を研究課題として絞り込み、調査、実験を行った。

課題1. 海外の大学では、当該国の言語が母語でない留学生等に対して、剽窃や盗用を防ぐためにどのようなアカデミックライティング教育や言語教育を行っているのか。

課題2. 日本語学習者が間接引用する場合、引用する内容に関する世界知識（内容に関する知識）の有無が、盗用や剽窃の回避に貢献するのか。

3. 調査の実施

課題1については、2015年8月に、これまで筆者が科研で共同研究を行ってきて、連携の取れるオーストラリア、ブリスベン市にあるクイーンズランド大学で聞き取り調査を実施した。クイーンズランド大学は、世界ランキングでは常に100位以内で、豪州内ではトップ5に入る名門大学である。

クイーンズランド大学では、まず、School of Political Science and International StudiesのDr. Susan Giblin先生が留学生向けに行っている「Practice Paraphrasing」という授業を聴講させていただいた。Giblin先生は、原文の10%以上が同じであれば、剽窃と認定される、という厳しい基準を学生に明示し、それを回避するために様々な言い換え練習（paraphrasing）を実践させていた。これは、間接引用の具体的なトレーニング方法で、筆者はこれまでに見たこ

とも経験したこともないもので、大変参考になった。また、当大学には全学部門としてCritical Thinking Projectという部署があり、そこで「Effective Thinking and Writing」というクラスを担当しているPeter Ellerton先生にインタビューする機会を得た。Ellerton先生からは、アカデミックライティング指導のためのカリキュラム、使用教材、授業方法などについて、聞き取りを行った。さらに、School of Languages and Culturesで日本語科目などを教えているDr. Tomoko Aoyama先生には大学での剽窃に対する考え方やその対策法、日本語学習者の実態、指導方法など、具体的な対策や方法論について、聞き取り調査を行った。紙幅の都合上、詳細は別稿で論じたい。

課題2については、2016年3月に、中国、江蘇省、常州市にある常州工学院へ行き、外国語学部、日本語学科の李真先生の協力の下、学部1～3年生を対象に、調査を実施した。調査では、文章の内容に関する知識の有無と日本語習熟度の二つの要因を検討した。具体的には、日本語学習者ならよく知っている日本語能力試験に関する文章と、中国ではほとんど知られていない成人識別ICカード（通称、タスポ）に関する文章を読み、それぞれについて400字程度で要約文を書く（手書き）という課題を課した。さらに、日本語能力を測る簡易テストであるSPOT（筑波大学の開発による）を実施した。なお、課題を要約の作成としたのは、間接引用に最も近い形で、学部の日本語学習者にもなじみのある課題が要約の作成であったからである。

4. 進捗状況と今年度の計画

現在は、課題2で収集した要約文において、どの程度、原文がそのまま反映されているか、また、それは日本語習熟度とどのように関わるかを分析するために、手書きの要約文を電子化して、テキストマニングを行うべく、テキストファイルを作成に着手したところである。なお、市販の剽窃をチェックするソフトも利用する予定である。

今年度は、要約文と原文の一致の程度を計量的に分析し、さらに、原文の命題構成や談話構成と、要約文のそれとが、どの程度近似しているか、それは原文との一致度とどのように関わるかについて、質的な分析していく予定である。

青少年の自己破壊的行動のメカニズムと 援助方法に関する研究

Intervention for the adolescents who engage in self-destructive behavior

濱田 祥子

HAMADA Shoko

【目的】 青少年の自傷行為者の行動上の特徴、心理的特徴を理解するため、自傷行為を行う者と自傷行為を行わない者を、身体症状、ダイエットと食行動の問題、行動的問題・情緒的問題の点で比較した。

【方法】

調査対象者：中学2年生 1,865名

調査方法：質問紙調査

調査内容：

- (1) 自傷行為の経験：自身を刃物で傷つける行為、自身を叩く行為、それぞれの経験を尋ね、「はい」もしくは「いいえ」を選択するよう、求めた。
- (2) 頭痛、腹痛、睡眠困難などの身体症状：最近6か月における頭痛、腹痛、睡眠困難の症状について4段階で評定するよう求めた。得点算出の際には、「少なくとも週に1回」を4点、「少なくとも月に1回」を3点、「あまり頻繁ではない」を2点、「めったにない」を1点とした。
- (3) ダイエットと食行動の問題（9項目）：自身の身

体イメージの捉え方や、食行動について尋ねる9項目について、3段階で評定するよう求めた。得点算出の際には、「とてもあてはまる」を3点、「多少あてはまる」を2点、「あてはまらない」を1点とした。

- (4) 行動的・情緒的問題（Strengths and Difficulties Questionnaire）（Goodman, 1997）：Strength and Difficulties Questionnaire (SDQ) は、子どもの精神的健康の状態を包括的に把握するための心理尺度である（野田他, 2012）。5つの下位尺度、「情緒不安定性」、「問題行動」、「多動・不注意」、「友人関係」、「向社会的行動」からなる。それぞれの質問項目に対して、3段階で評定するよう求める。得点算出の際には、「とてもあてはまる」を3点、「ややあてはまる」を2点、「あてはまらない」を1点とした。得点が高いほど、問題が多いことを示す。

【結果】

1. 自傷行為の経験率について

自身を刃物で傷つける行為に関しては、男子の5.6%、女子の11.9%が行った経験があることが明らかになり、女子の方が有意に多いことがわかった ($\chi^2(1) = 22.26, p < .001$)。自身を叩く行為に関しては、男子の37.0%、女子の26.5%が行った経験があることが明らかになり、男子の方が有意に多いことが明らかになった ($\chi^2(1) = 23.09, p < .001$)。

2. 身体症状の経験について

男女別の身体症状の経験率は以下の通りであった（表1～3）。

表1. 最近6か月におけるひどい頭痛の経験率

	少なくとも週に1回	少なくとも月に1回	あまり頻繁でない	めったにない
男子	4.4%	5.4%	27.4%	56.9%
女子	10.4%	14.9%	28.8%	45.9%

表2. 最近6か月におけるひどい腹痛の経験率

	少なくとも週に1回	少なくとも月に1回	あまり頻繁でない	めったにない
男子	11.5%	20.5%	34.3%	33.6%
女子	13.3%	28.8%	30.9%	27.1%

表3. 最近6か月における寝つきや睡眠に関する問題の経験率

	ほとんど毎晩	週3～5回	週1, 2回	週1回以下	月1回あるかないか
男子	9.8%	2.2%	8.4%	11.1%	66.4%
女子	8.5%	2.7%	9.0%	14.1%	63.2%

3. ダイエットと食行動の問題

ダイエットと食行動の問題に関しては、性別における合計点の平均値を比較した。その結果、女子の方が男子に比べて高いことが明らかになった ($t(1738.50) = 27.73, p < .001$)。

4. 自傷行為の経験による身体症状、ダイエットと食行動の問題、行動的・情緒的問題の違いについて

協力者を1. 自傷行為を行ったことがない群, 2. 叩く行為のみの経験がある群, 3. 自身を切る行為のみの経験がある群, 4. 叩く行為と切る行為双方の経験がある群の4群に群分けを行い、それぞれの群の身体症状、ダイエットと食行動、行動的・情緒的問題の得点を分散分析により、比較した。結果を表4に示す。

表4. 自傷行為の経験による身体症状、ダイエット・食行動の問題、SDQの得点

	自傷行為なし群 ^a	叩く行為のみを行う群 ^b	切る行為のみ経験がある群 ^c	叩く行為・切る行為両方の経験がある群 ^d	F値	有意水準	その後の検定
頭痛	3.39 (0.86)	3.07 (0.97)	2.81 (1.01)	2.44 (1.13)	$F(3, 1815) = 48.67$	$p < .001$	a < b, c, d b < d
腹痛	2.96 (0.97)	2.59 (0.99)	2.43 (1.02)	2.24 (1.01)	$F(3, 1813) = 32.37$	$p < .001$	a < b, c, d b < d
睡眠の問題	1.70 (1.27)	1.90 (1.29)	2.15 (1.40)	2.27 (1.47)	$F(3, 1756) = 9.38$	$p < .001$	a < b, a < d, b < d
ダイエット・食行動の問題	13.75 (3.95)	14.47 (4.23)	17.19 (4.41)	16.78 (5.04)	$F(3, 1793) = 29.04$	$p < .001$	a < b < c, d
SDQ							
情緒的問題	3.26 (2.42)	4.08 (2.65)	5.10 (2.59)	5.19 (2.72)	$F(3, 1797) = 34.13$	$p < .001$	a < b < c, d
向社会的行動	5.12 (1.91)	5.09 (2.00)	5.22 (1.82)	4.88 (2.34)	$F(3, 1801) = 0.61$	n.s.	
多動	3.86 (2.02)	4.55 (2.13)	4.76 (2.11)	4.90 (2.14)	$F(3, 1789) = 19.75$	$p < .001$	a < b, c, d
仲間との問題	2.26 (1.52)	2.72 (1.79)	3.29 (2.04)	3.34 (2.01)	$F(3, 1768) = 24.21$	$p < .001$	a < b, c, d b < d,
問題行動	2.27 (1.40)	3.05 (1.57)	3.46 (1.56)	3.98 (2.00)	$F(3, 1807) = 72.30$	$p < .001$	a < b, c, d b < d

【考察】

1. 自傷行為の経験率について

自傷行為の経験率に関しては、「自身を切る行為」は、女子が男子に比べて多く、「自身を叩く行為」は、男子が女子に比べて多いことが明らかになり、性別によって行われやすい行為の違いがある可能性があるといえる。

2. 身体症状の経験について

身体症状の頭痛に関しては、約10%の女子が週に1回程度経験していることが明らかになった。また、腹痛、睡眠の問題に関しては、10%前後の男女が週に1回程度経験していることが明らかになった。

3. ダイエットと食行動の問題

ダイエットと食行動の問題に関しては、女子の方が男子に比べ、自身の身体を否定的に捉えていたり、体重を減らすための食事制限や運動などを行ったりしていることが明らかになった。

4. 自傷行為の経験による身体症状、ダイエットと食行動の問題、行動的・情緒的問題の違いについて

身体症状、ダイエットと食行動の問題に関しては、

自身を切る行為、自身を叩く行為いずれか、もしくは両方の自傷行為の経験のある者が身体症状を多く経験していることが明らかになった。切る行為のみの群と叩く行為と切る行為両方の行為がある群の間には有意な差は見出されなかった。この結果から、切る行為を行う者は、叩く行為の経験の有無によらず、自傷行為を行わない者に比べ、身体症状を多く呈している可能性が示された。

行動的・情緒的問題 (SDQ) に関しては「向社会的行動」以外の下位因子において、平均値に有意な差が見られた。自傷行為を行う者はそうでない者に比べてそれぞれの下位因子において、問題が多い傾向があることが見出された。行動的・情緒的問題においても、身体症状やダイエットと食行動の問題と同様に、切る行為のみの群と叩く行為と切る行為両方の行為がある群の間には有意な差は見出されなかった。切る行為を行う者は、叩く行為の経験の有無によらず、自傷行為を行わない者に比べ、情緒的問題や行動の問題を多く呈しているといえる。

スペイン小説における〈弱い男〉と 〈強い女〉の誕生：19世紀末スペインを 生きた男女小説家の生／性の投影

Nacimiento de "hombre débil" y "mujer fuerte" en la novela española: reflejo de dos novelistas masculino y femenino que vivieron la España finisecular

大楠 栄三

OGUSU Eizo

本研究の本質は、19世紀末スペインを代表する男女小説家の織りなした生と性が、彼ら自身の作品にどのように反映されているのか、端的には、彼らは自分たちの「現実」を「虚構」とされる小説中にいかに取り込んでいるかを考察することによって、彼らの小説に対し新たな読みを提示することにある。

2015年度は、スペインの首都マドリードにおける二人の交際の足跡をたどるため、彼らがどの地区のどの通りに居を定め、いかなる人びとと付き合いをしていたのかを調査した。とくに、子供もいる貴夫人の別居ということで、従来あまり公にされず詳細な伝記的研究が欠けていたエミリア・パルド＝バサン（Emilia Pardo Bazán: 1851-1921）がマドリードに居をかまえた経緯とその後の動きを追った。

敬虔なカトリック信者で伯爵家の嫡子、三人の子を持つ夫人が、フランス自然主義を擁護しその旗手エミール・ゾラを絶賛したとして、スペイン社会に扇情的な関心をかき立てた「今日の問題」("La cuestión palpitante")の連載(1882年11月～83年4月)によって一気に知名度を上げたパルド＝バサンは、タバコ工場の女工を主人公とする『女弁士』(*La Tribuna*, 1883)の刊行で、夫との別離が決定的となる。その後、代表作となる『ウリョーアの館』(*Los Pazos de Ulloa*, 1886)をはじめとする小説や短編を発表しつづける一方で、「マドリード文芸協会」——Ateneo de Madrid、スペインの著名人たちが会員として名を連ねる、1835年創立の科学・文芸・芸術振興団体——における講演「ロシア革命と小説」(1887年4月)により、彼女の名声は確固たるものとなる。

この頃から頻繁に、スペイン北西ガリシア地方の町ア・コルーニャから(1882年9月に)開通したばかりの列車に乗り上京し、マドリード中心部のホテル(Hotel de Rusia, Hotel Victoria)に滞在するパルド

＝バサンの姿が見受けられるようになる。そんな1889年、きわめて親密な交際をはじめていた大作家ベニート・ペレス＝ガルドス(Benito Pérez Galdós: 1843-1920)に倣うかのように、彼女にとって初めて都市マドリードを舞台にした連作『日射病』(*Inso-lación*)と『郷愁』(*Morriña*)を刊行する。とくに前作は、未亡人の貴婦人が、知り合ったばかりの男性と連れ立ってマドリード市内を散策し一夜を過ごすという結末によって注目を集める。また、女性の自由と権利向上を主張する言説("The Women of Spain")を発表しはじめる。

そして、これを機に同年、幼少から父親が国会議員に選出された関係で時折住んだことのあった首都に、自らの意志で居を定めることになる。後年、彼女はその頃の想いを次のように振り返っている——「スペインに多少なりともある文学生活を探し求めるなら、自然の法則から、それはマドリードでなければならない。[……]マドリードは、不信感一杯でびくびくしながら上京してきた、地方の偉大な者たちを拍手して勇気づけ、芽生えはじめの彼らの名声を確固たるものにしてくれるからです」。

当初、新興ブルジョアたちが館をかまえていた地区で、賃貸マンションを転々とした(Calle Claudio Coello 56 → Calle Marqués del Duero 8, hoy 6 → Calle Victoria 2)彼女は、セラノ通り(Calle Serrano 68, 今の70)に落ち着く。ちなみに当時、ペレス＝ガルドスはそこから徒歩8分の距離(Plaza de Colón 2)に、姉家族と共に住んでいた。他方、彼女が生涯、成員になるのを夢見た「王立スペイン・アカデミー」(Real Academia Española)も徒歩20分(Calle Valverde 26)の場所にあった。そうした好立地の邸に、彼女は貴族や文学者を招き入れ、文学サロンを開くことになる。

奔放な生活をはじめた彼女のもとに弔事がふりかかる。ひとり娘の彼女を愛してやまなかった父親が死去したのである(1890年3月23日)。しかし彼女は立ち止まることなく、母親を説得し父の遺産で、中央大学(Universidad Central)の間近(San Bernardo 37, 今の35)に、三階建ての大邸宅を購入する(一階と三階は貸し出し、主要な二階に母親や子供たちと移り住んだ)。大学に行く年齢になる息子(Jaime)の教育のため、という口実であったが、実は、幼少時より教え導いてもらった教育者ヒネル・デ・ロス・リオス(Giner de los Ríos: 1839-1915, 「自由教育学院」の設立リーダー)や文学史家メネンデス・イ・ペラヨ(Menéndez y Pelayo: 1856-1912)といった大学教授

たちに、邸で開く文学サロンに足繁く通ってもらったためだったという。

91年3月に「今回、婦人が居を定めた邸宅は、心地よい集会を開くのうってつけだ。あそこで真の文学サロンが開かれるのに、それほど時間はかからないことでしょう」という記事が新聞に載る (*La Época*) ほど。実際、スペイン内外の著名人たちが邸の食堂とサロンを埋めるようになり、同年末の12月には次のような記事が掲載されている——「読者はすでにご存じのように、バルド＝バサン伯爵夫人と、この姓に名誉を与えたご婦人のお二人は、月に二回、1日の午後と15日の夜に接見なさります。これまでに開かれた二度の会は、いずれも出席者に次の会合が早く来ないものかと心待ちにさせるほどのものでした」。

サン・ベルナルド通りで開かれる彼女のサロンは、他の会合と性格を異にしたらしく、社交界の華とされる高貴な夫人から政府高官まで、とくに当時の文壇の第一線で活躍する作家たち (Juan Valera, Campoamor...) が大勢訪れた。さらに、彼女よりずっと若い、新しい世代の、とくに地方やラテンアメリカ出身の作家たち——Miguel de Unamuno (1864-1936), Blasco Ibáñez (1867-1928), Azorín (1873-1967), Pérez de Ayala (1880-1962), Rubén Darío (1867-1916) ——も招き入れられ、中には世話好きの母親に宿を求める若者 (ウナムーノなど) もいた。

邸では彼女が書斎で次作の執筆に取り組むばかりでなく、91年1月に創刊した雑誌 (*Nuevo Teatro Crítico*, 93年12月まで) や「バルド＝バサン全集」、92年から刊行を始めた叢書「女の図書館」 (*La Biblioteca de la Mujer*) の編集と運営もおこなわれ、また在庫保管の場ともなり、彼女はここに27年間にわたって住むことになる。

さらに邸宅の立地条件の良さ——単に市中心部にあるだけでなく、邸の前を路面電車の路線が通っていた——から、彼女は (敵からも味方からも) 「避けがたいエミリア」と称されるくらいあらゆる (芸術家の工房から貴族の収集家の邸といった) 場所と集まりに顔を出し、親交を広める。それは王家にまで及び、彼女の誕生日には王妃マリア・クリスティーナから贈り物が届いたほどだ。街を歩けば、「あれがエミリア婦人よ」とひそひそ話をされ、マドリードで評判の存在となった。

ちなみに、この邸宅はペレス＝ガルドスの住まい (Plaza de Colón 2) から徒歩25分と以前より離れたが、彼らが交わした書簡によると、二人は経路の中間地点で落ち合っている。

またバルド＝バサンは、女性というハンディをものともせず、公的な認知度を高めていく——1897年にマドリード文芸協会の講座を担当、1905年2月には女性として初めて協会の正会員となり、翌年に文学セクションの主任会員となっている。さらに、1910年には政府内で公教育理事の任に就くにいたる。つづいて、長い間彼女の支えとなっていた母親を失った (1915年2月) 翌年、スペインで初の女性大学教授の座を中央大学に得る (比較文学の講座であったが、履修者が足りず、放棄する)。

こうした状況のなか、1917年、バルド＝バサンは、プリンセサ通りの館 (Calle de la Princesa 31, 現在の27) の一階に家を借り、サン・ベルナルド通りの自邸から移り住む。なぜか? 彼女の一般的伝記においては、高齢 (66歳) のため、1910年に結婚した長女 (Blanca) の家 (Calle del Tutor 35) の近くに引っ越したと解釈されている。が、この点は、きわめて疑問に満ちており、検証が必要だろう。果たして、1912年に金銭的に放蕩を繰り返すひとり息子 (Jaime) を廃嫡したことと関係があるのか? ただ、1916年5月の結婚式で彼女は新郎の付添人をつとめ、息子との関係を修復したかに見えるのだが。

それとも、1897年にアレネーロス通り (Areneros, 今の Alberto Aguilera) にいったん移り、1909年、姉の息子が建てた新居 (Calle de Hilarión Eslava 5 o 7) に同居しはじめたペレス＝ガルドスと、何ら関係があるのか? たしかに、どちらもバルド＝バサンの新しい住まい (Calle de la Princesa 31, 今の27) から徒歩5～10分の距離に立地している。

新聞記事によると、夕刻の集会は再開 (1917年11月15日) されている。しかし、彼女が新聞などに寄稿したこの時期の評論などに目をとおす限り、心情的に文壇から距離を置きはじめたバルド＝バサン、すなわち、生まれ育った上流社会との交流をより好み、貴族たちとの交際を深めていく彼女の姿が浮かび上がってくる。こうした人生末期における嗜好の変化は、彼女の作品にどのように反映されているのか?

1920年1月3日、日付が変わる深夜に死去したペレス＝ガルドスを最初に弔問に訪れ、家族を驚かせたのは、年老いた (翌1921年5月21日に後を追う) バルド＝バサンであったことも、これまであまりにも軽視されてきた。

二人の男女作家が実際に熱く愛し合っていたのは、これまでの伝記研究が立証してきたとおり、1887年から89年の短期間だったことに疑問の余地はない。しかし、その後の二人にまったく付き合いがなかった、

まして作家としての影響関係もまったくなかったと断じるのは、上に記したような事象を鑑みるかぎり、早計に失するのではないか。これが本研究を進めての現時点での感慨である。

サミュエル・ベケットにおける脳と視覚芸術

The Brain and Visual Arts in Samuel Beckett

井上 善幸

INOUE Yoshiyuki

2015年度は、ベケットと17世紀との関連を中心に研究を進めたが、研究が進展するにつれ、それ以外にも他の世紀との関連や、哲学以外の分野でも、ベケットにおける脳の重要性を考えることができた。

デカルトに関しては、すでに人文研より2010年度に発表した紀要論文「『人べらし役』の生理学—プネウマの循環と変貌—」において、その重要性についてはかなり論じ、そこにおいてデカルトの動物精気もつ重要性を指摘した。ベケットが『人べらし役』において「小さな人々」(*petit peuple*; little people)と表現した円筒内部の存在について、それが小さなことと、ベケットがそれを一貫して *corps*; body と表現していることに着目して、これは原子のような存在であり、それらは擬人化されて「人々」と呼ばれているに過ぎないのではないかと捉えた。この認識は今でも変わらず、そのことはますます重要性を帯びてベケット研究で理解されるようになってきたのではないかと考えている。すでに Mark Nixon が *German Diaries* (London: Continuum, 2011), pp. 157-59 において、この擬人化について論じており、筆者もまた2012年に University College, Dublin での口頭発表 'A Solitary Figure?: Beckett and the Inner Vision' において、その重要性について指摘した。

ベケットの『人べらし役』における「小さな人々」は、デカルトのいう動物精気と比較することが可能であり、デカルトはこれを '*des corps très petits*' と呼んでおり、ベケットの認識ときわめて近いことを論じたが(井上 2010, pp. 218-19)、その精気は脳と視覚を結びつける重要な存在であり、円筒を一種の脳と見なすことができると考えたのである。

ところが最近のベケット研究において、ベケットが1930年代に詳細なノートをとった W. Windelband の

哲学史の重要性が指摘され、また同じ時期には心理学に関するメモも取っていたことも知られており、筆者はそのメモを2014年に、ベケットの母校である Trinity College, Dublin で調べることができた。それらを読んでいると、ベケットにおける脳を考える上で、デカルトばかりでなく、心理学の重要性も研究する必要があるのではないかと考えるようになった。そこで例えば Matthew Feldman, *Beckett's Books* (London: Continuum, 2006) や *Beckett/Philosophy*, eds. Matthew Feldman, and Karim Mamdani (Stuttgart: *ibidem*-Verlag, 2015) に収録された Chris Ackerley, 'Monadology: Samuel Beckett and Gottfried Wilhelm Leibniz' などを見ると、ライプニッツの '*petites perceptions*' の重要性が指摘され、それが無意識的な表象と結びつけられていることを知った (Ackerley 190)。またこの1930年代の半ばに、当時ベケットが精神分析を受けていたウィルフレッド・ビオンに誘われ、ロンドンのタヴィストック・クリニックで行われたユングの連続講演に出かけており、その第三回目のレクチャーに大きな衝撃を受け、当時行き詰まっていた長編小説の『マーフィー』を続けてゆく大きなヒントを得たとされている。

実際、その時の講演記録を読むと、全五回の講演の中で、第三回目はきわめて興味深い講演となっており、全五回の中でも際立っている。ベケットがこの第三回目の講演に大きなインスピレーションを受けた事実は、すでに Deirdre Bair, *Samuel Beckett* (London: Jonathan Cape, 1978), pp. 208-12 や、ノウルソンの決定版伝記 James Knowlson, *Damned to Fame: A Life of Samuel Beckett* (London: Bloomsbury, 1996), pp. 218-19 の中で、かなり詳細に論じられており、周知の事実である。またユングの講演も *Analytical Psychology* (London: Routledge & Kegan Paul, 1968) として刊行されており、それを比較的容易に入手することもでき、それらをもとに、ベケット作品との関連を論じた論文も存在する。しかしここで指摘したいのは、この第三回目の講演が『マーフィー』に与えた影響ではない。もちろん、このこと自体はいくら強調しても足りないほどの重要性を帯びている。『マーフィー』第六章において、ベケットは主人公マーフィーの精神を記述し、それを「外部の世界に対して閉ざされた、内部が空ろな大きな球体である」(Beckett, *Murphy*. New York: Grove, 1957, p. 107) として、それを三層構造からなる光の領域、薄闇の領域、闇の領域というように描いており、それはユングが二回目の講演で図として示し、三回目の講演でも触れた精神の球体図と

大変よく似ているからだ (Jung 1968, pp. 49 and 82)。そればかりでなく、ベアやノウルソンも指摘しているように、ベケットは後の1957年に発表したラジオ・ドラマ *All That Fall* においても、「心の医者」としてユングのことに触れ、その医者が「完全には生まれることのなかった」少女の話について語ったことを描いている (Beckett, *All That Fall*. London: Faber, 1957, pp. 33-34)。したがって、ユングがベケットに与えた衝撃の大きさが、これらの事実からも推測できるのである。

しかしここで筆者が述べておきたいのは、そればかりでなく、六〇年代以降においても、やはりユングはベケットにとり大きな影響を与え続けた可能性についてである。詳しくは今後執筆する論文で論じることになるが、その一端を示せば、『人べらし役』において、ベケットは円筒の床を記述するに際して、同心円状のその床を、第一、第二、第三の領域、すなわち 'zone' として描き、最大の面積を占める中心部を「第三」領域として描いていることである (Beckett, *The Lost Ones*. New York: Grove, 1972, pp. 43-52)。しかも、この床の中心においては、薄暗さと「小さな人々」がひしめきあっているが故に、誰が誰であるのか同定が困難な状態にあることである。ベケットは『マーフィー』の中で、主人公の精神の第三領域においては 'Here there was nothing but commotion and the pure forms of commotion. Here he was not free, but a mote in the dark of absolute freedom' (Beckett, *Murphy*, 112) と描いているが、これはかなりな程度『人べらし役』の床の中心に近い状態であるといわざるを得ない。Commotion とは、激しい運動状態にあることを意味するが、この運動が、その精神内部にあって示されることを述べているばかりでなく、「絶対的自由という闇」の中の 'mote' としても提示されている。この「塵」といった意味を持つ語は、John Burnet, *Greek Philosophy* (London: Macmillan, 1968) によれば、原子に他ならない (78)。ということは、『人べらし役』における「小さな人々」が原子に近い存在であることを考えれば、ここでもこれら二つの作品の類似性を指摘することができる。そればかりではない。ユングは *The Structure and Dynamics of the Psyche* (New York: Pantheon Books, 1960) において『分析心理学』の第三講演においても論じた complexes について触れ、それを以下のように記述しているのだ。

'Complexes are objects of inner experience and are not to be met in the street and in public places' (Jung 1960, 100). さらに興味深いことに 'they are

the "little people" whose pranks disturb our nights' (*ibid*) とも述べている。つまりベケットが自身の『人べらし役』の英訳で示した 'little people' とまったく同じ表現を用いて complex を説明しているのである。この『人べらし役』の初稿が六〇年代半ばに開始されたことを思えば、この不思議な小説においても、やはりユングの重要性はきわめて大きいとみることができるのである。

パララックス・ビューを超える倫理の葛藤： 現代アイルランド文化における 「借用」を中心に

Parallax Views Solve Ethical Conflicts: Appropriations in Contemporary Irish Culture

虎岩 直子

TORAIWA, Naoko

2015年度の前半は7月末の二つの学会での発表に向けて、本研究課題に関する論文作成に努めた。

英国ヨーク大学で開催されたアイルランド文学学会国際大会では 'the new moon holding the old moon in its arms': Sinead Morrissey's Parallax というタイトルで、北アイルランド現代詩人モリッシーが、他作品を自分の作品の中に借用することによって、異なる視点の「和解」を実現しようとする試みを論じた。本発表では、学会開催場所がヨークであるということにも着目して、中世のキリスト教神秘劇が市民によって演じられた York Mystery Plays を借用したモリッシーの作品 'York' の分析から始めた。この作品をモリッシー自身 'found poem' と呼んでいるが、「ヨーク神秘劇」の中に登場する語句を、モリッシーの視点から切り取って使って、それにほんのわずかな (実際は3行) モリッシー自身による詩行を加えて詩作品として提示したものである。ここで重要なことは、'create' 「創った」のではなく 'found' 「見つけた」ものである、として、他者の作品のあらかじめの存在と「見つけた」主体の視点が強調されていることである。モリッシーは様々な借用するが、いつも明確に他作品を明らかにし、そしてそれを「見て」あらたな視点から同類のモチーフを提示することで、異なるふたつ (以上) の視点から一つの現象を見ている、そして彼女の作品中で「ひとつになっている」という詩世界を創り、

いわば、parallax viewsの和解、あるいはparallax viewsを重層することによってより完全に対象を見ることができると、ということ的印象付ける。

‘York’に戻ると、元来英国の中世神秘劇は、地元の様々な職人組合が聖書のエピソードをそれぞれ受け持って、小道具を含めて作って演じる、という非常に世俗的な環境で計画され演じられた。それゆえに、聖書の「聖なる物語」がその都度非常に地上的なものに受肉されるという、聖と俗、天上と地上の「和解」が実現されるという意味で非常に興味深い演劇であった。そこに20世紀の初頭に登場した単語の‘stratosphere’「成層圏」という語を加えることでモリッシーは中世と21世紀の共通項を描き出している。

‘York’に加えて、モリッシーによるほかの借用による作品分析も行った。本研究課題では特に「視覚作品」と「文学作品」の視差関係に着目するため、ハンス・ホルバイン作‘Ambassadors’「大使たち」を借用したFur「毛皮」を「視差」をテーマに分析した。ホルバインの絵画作品自体、様々な研究者が多様な視点を要請するとして議論してきた。ラカン「他者の視野にいるわたしによって想像された視線」を想定することによって理解可能になる塑像を含んでいる作品と論じたが、モリッシーの「毛皮」は視覚が活躍する空間だけではなく時間軸に深度を求める「読解」を、この「大使たち」鑑賞に持ち込んで、視覚と文学の「視差」の合体から創造されるあらたな像の可能性を描いている。

以上のような本研究者の発表のほか、ヨークでの学会の総タイトルは「和解」であったため、テーマとしてフォームとして、文学作品がどのようにして「和解」を追求しているかということが様々な角度から当学会では議論されて、本研究課題にとって大いに参考になった。

7月末の週にはドイツのゴッティンゲン大学で開催された「英語文学学会」に参加して論文発表を行った。学会の総合タイトルは‘Transgressions, Transformations, Beyond in Literature’「逸脱、変革、文学における超克」というもので、ここでも様々なジャンル間の侵犯や借用・変形などがテーマとなり、他のジャンルを含めて他作品を借用して侵犯や変形を行うことによって実現される様々な可能性が議論された。本研究者は引き続きモリッシーの詩作品の借用を分析した。とりわけ興味深かったのは、インターネットやスマホの急速な普及によって、パブリックとプライベートの侵犯・変形から生まれてくる半ば暴露的な作品の意味、そうした作品の鏡像としての役割などの議論であっ

た。芸術作品が現実を写す鏡である、というのは古典的な芸術観のひとつだが、現実が芸術を真似して、そしてまたそれを現実が真似をする、ということが瞬く間に拡がり得る現代社会で「芸術」「メディア」が果たす倫理的役割を再考するきっかけとなり、ほん研究の進展にも大いに役立つ学会であった。

8月はサセックス大学及びロンドンで本研究資料を収集した他、キュレーターのFrances Lord氏と「パブリック・アート」と文学の借用関係などについて共同研究を行った。

下総国佐倉藩の分限帳翻刻と藩研究

A Study of Sakura-Han and Transcription of its “Bugen-cho (List of Personnel)”

野尻 泰弘

NOJIRI Yasuhiro

1. 研究の前提

藩研究は、近世はもちろん、近代以降の地域の政治・商工業などを考える上でも重要である。たとえば、東京近郊の通勤圏となる地域は、宅地開発と人口増加により大きく変貌を遂げているが、それにともない地域の歴史への関心が薄れ、地域に伝来してきた歴史資料の散逸が進行している。本研究はこのような現代的課題も視野に入れている。

最近20年余りの藩に関する研究では、政治組織体としての藩の研究だけではなく、領地・領民までを含みこんで藩を研究する視点が重要視されている。本研究もこれに多くを学んでいるが、対象とする佐倉藩は、先行研究が少なく、先述の研究視角を十分に活用できる段階にない。

佐倉藩の研究は、本学の木村礎教授が『譜代藩政の展開と明治維新』（木村ほか編、文雅堂銀行研究社、1963年）を出版して以来、いくつかの論文が発表されているものの、まだ大きな進展がない。マイクロフィルムで佐倉藩堀田家文書が販売され、利用しやすくなったにもかかわらず、なぜ研究が進まないのか。これには大雑把にいった次の理由がある。①武家の基礎的史料が整備されていない。②地域史料（村の古文書）の発掘が進展していない。①について。史料がマイクロフィルム化されても、文章はくずし字で書かれており、特別な訓練を積まなければ判読することができな

い。また、藩を研究する上で必須となる藩士の履歴を記録した「分限帳」は、朱書で記されているため、マイクロフィルムでは字がぼやけて見えない（マイクロフィルムは白黒である）。②について。1970年代初めに『佐倉市史』（佐倉市）が編さんされた際、史料の出典があいまいに記述されたことや、組織的な史料調査が行われなかったことに起因して、地域史料の把握が遅れている。

2. 研究対象の概要と作業の進捗状況

本研究では、今後の研究の進展を促す基礎史料集の作成として、また先祖調べなどの一般利用者の利便性を考え、先述の①を克服するため、佐倉藩士の履歴を集積した「分限帳」（幕末期に作成）の全文翻刻、活字史料集の作成を目標としている。これまで「分限帳」は『印旛村史』近世編史料集I（印旛村史編さん委員会、1982年）で名前・石高・役職が翻刻されているが、誤字も少なくなく、また肝心の履歴が省略されており、基礎史料としては大きな難点を抱えている。そこで、佐倉藩の研究を進める研究者や大学院生とともに、史料の全文翻刻を行っている。

本研究が対象とする「分限帳」は全4冊で、外形は「分限帳上ノ上」タテ36.2・ヨコ25.0・厚さ7.9（単位cm以下同じ）、「分限帳上ノ下」タテ34.9・ヨコ25.1・厚さ6.3、「分限帳下ノ上」タテ37.0・ヨコ27.0・厚さ12.0、「分限帳下ノ下」タテ37.0・ヨコ27.1・厚さ7.0である。一人につき、履歴が十数行にわたり詳細に記されている者もあれば、履歴が1行だけの者や名前だけの者もある。傾向として以下の点が指摘できる。藩士は役職が上級な者ほど身分が高く、要職に就き、人数は少ないが履歴の分量は多い。中級の藩士は人数が多く、役職の変更や昇給など、履歴の分量も多い。下級の藩士は人数は多いが、履歴の分量は少ない。なお、「分限帳」の履歴は大変細かい朱書の文字で記されており、原史料に相当近づかないと見えない文字も多いが、デジタルカメラで史料を接写したため、画像の拡大が容易になり、文字の判読に大いに役立った。

史料翻刻の進捗状況について述べておきたい。履歴を有する藩士の人数でいうと、「分限帳上ノ上」282名、「分限帳上ノ下」173名、「分限帳下ノ上」120名（途中）の翻刻が終了した。このほか、名前・石高・役職のみの者も含めれば、1000名を超える藩士について翻刻したことになる。最終的には延べ3000名くらいの翻刻になると予想される。履歴の文字は細かい上に、特殊な用語も多いため、くずし字判読のスキルだけで

はなく、近世・近代の日本史学に関する専門的な知識がなければ翻刻は困難である。また、史料集として公表するには校訂作業も不可欠である。そこで佐倉藩を対象に研究を進める若手研究者、近世史・近代史を学ぶ大学院とともに輪読形式で翻刻作業にあっている。ペースとしては、概ね一年で360名ほどの履歴を翻刻している。作業中、判断に迷った文字や用語などについては、他の史料と校合し、より精緻な翻刻を目指している。

多数の藩士を有する組織を構造的に理解するには、キーワード検索や数量分析などが必要になる。本研究により基礎データが徐々に整備され、検索なども容易になりつつある。本研究は、研究者のみならず、学生・一般に対しても史料の利用を促し、地域史研究に刺激を与えるものになるであろう。

縄文時代における貝製腕輪の研究

Shell Bracelets of the Jomon periods

阿部 芳郎

ABE Yoshiro

本研究は縄文時代の代表的な装身具である貝製腕輪の製作技術と着装事例の分析から列島内における縄文時代社会の多様性と動態を検討することを目的としている。初年度に当たる本年は、以下の項目の調査・分析を実施した。次年度はこれらの分析の課題について検討を加える予定である。

1 貝製腕輪の素材貝の産状復元に関する基礎データの収集

貝塚から出土する貝輪の中で特に主体を占めるベンケイガイとサトウガイは、殻厚の厚いものと薄いものの2者が存在し、特にベンケイガイでは厚い個体が主体を成すことが、貝輪大量生産遺跡として著名な千葉県銚子市余山貝塚の資料の分析から明らかにできた。

そのため、これらの特徴をもつ素材貝が海浜部にいてどのような産状をもつかということを明らかにできれば、素材選択の指向性を明らかにすることができる。

今回は海浜部での産状を比較するため、千葉県安房鴨川前原海岸、茨城県波崎海岸、秋田県宮沢海岸、富山県雨晴海岸の4か所でのサンプリングを実施し、各地点から200点以上のサンプルを採取した。これらの

資料は殻長と殻高と殻厚を計測し、遺跡出土の資料との比較をおこなった。その結果、各地の海浜部では量的な比率の違いは認められるものの、いずれの地域でも両者が存在することが明らかにできた。

一方、殻の形成において、殻厚の差異が生じる要因については、貝類学的な観点からの分析が今後に必要なことになる。

2 貝輪着装人骨の分析による貝輪のサイズと着装年齢の推定

貝輪のサイズが多様性に富むという事実から、これらの違いが着装年齢に対応する可能性が指摘されている。しかし、身体には個体別のサイズの違いが生得的に存在しているため、直ちにサイズを年齢に対応させることはできない。そのため、着装人骨の人類学的所見から導かれた査定年齢と、貝輪の内周長との相関関係をモデル化する作業と、実験製作によって作成した複数サイズの貝輪の着脱実験を行い、先のモデルとの対応関係を検証することが重要である。

今年度は貝輪着装例の代表的な事例である福岡県山鹿貝塚の2体の貝輪着装事例を分析した。2体は壮年の女性であり、内周長には極めて高い規格性が存在することが判明した。

また小型の貝輪の着装事例としては山口県古浦遺跡の弥生時代前期の小児埋葬事例を取り上げ、内周長を計測し小児の着装サイズを判定する基本データを得ることができた。

3 貝製腕輪の製作技術論的な分析

貝輪はサイズだけでなく、素材貝の種類に応じた加工技術の特性がある。本研究ではベンケイガイとサトウガイを対象とした分析をおこなった。

(1) 一括資料の観察による貝輪製作技術の検討

貝輪製作における技術的な特性を検討するためには、同時期的な資料群を分析の対象にする必要がある。そのため、山鹿貝塚における着装事例とともに、関東地方の千葉県古作貝塚出土の土器内収蔵貝輪を分析の対象とした。本資料はオオツタノハ・ベンケイガイ・サトウガイから構成され、中でもベンケイガイとサトウガイが主体を成す。本資料群は収納されていた土器の型式学的な特徴から後期前葉であることが判定できる点で、時期的な帰属が明確な稀有な資料である。

ベンケイガイとサトウガイを素材とする貝輪は後期中葉以降に細型化することが知られているが、山鹿貝塚例と古作貝塚例では、細型化の傾向は観察できなかった。そのため、後期前葉の段階では広域な範囲で

幅広の貝輪が利用された可能性が指摘できる。今後はさらに事例を追加して検討を進める予定である。

また貝輪の製作技術として内輪の成形技術、素材貝の腹縁の加工の有無が指摘できる。このほかに貝輪生産遺跡として著名な千葉県銚子市余山貝塚出土の貝輪の遺存状況についての分析をおこない、ここでは細型化した貝輪の製作技術に関するデータを蓄積した。特に大量の破損品は成品として完成する以前の資料群から構成されている点で、他の遺跡とは異なる大量生産遺跡としての特質と考えることができる。破損の形態には複数のパターンが存在し、製作の各工程での破損頻度などを数値化し、製作実験での検証材料として利用する予定である。

(2) 製作実験による仮設の実証

出土貝輪の未成品にみられる加工痕の特徴とそれにかかわる製作技術については、すでに論考を公表しているが、今回はその中でもベンケイガイ製の貝輪について検討を加えた。前稿では、従来の貝輪の製作が鹿角ハンマーを利用したという通説に対して遺跡から出土する石器群の特徴と未成品の加工痕観察から、石器を利用した製作技術を復元した。

その効力は完成率の高さ、製作痕跡の類似性から合理的な結論として評価できた。一方で、素材貝の中でも殻厚の厚い個体が選択的に利用されていることが、遺跡出土貝輪の分析から明らかにできたが、製作実験によれば、殻厚の違いは完成度の差異を反映する属性であり、殻の厚い個体の成功率は著しく低い。

そのため、器具であるハンマーの利用の方法や、製作初段階の打ち割り部位や、加工方法については製作実験の再試により再検討すべき課題が残された。

法コンテキストにおける『言語的正義』をめぐる理論的・実証的研究

A Theoretical and Empirical Study of "Linguistic Justice" in Legal context

堀田 秀吾

Syûgo Hotta

1. 本研究の目的

本研究は、法コンテキストにおける言語現象の現状の記述的な分析に過ぎなかったこれまでの法言語学的研究を、「言語的正義」という枠組で捉え直し、心理

言語学的実験などの実証的な調査に基づいたアプローチで、法コンテキストにおける言語情報の扱いに関してより公正・公平な言語伝達モデルおよび言語に基づく証拠の分析モデルを提案することで、言語分析の実学的応用を目指していくという位置づけのもとに遂行した研究である

より具体的な目的として、以下の①～③を設定した。

- ①法コンテキストにおける言語使用の実態をコーパス言語学、語用論、社会言語学、心理言語学などの諸理論・分析手法を用いて明らかにし、実験で検証すべき要因を特定する。(理論的アプローチ)
- ②質問紙調査や模擬評議などの通常の実験方法に加え、SuperLab、脳波計、近赤外線分光器などの機器を用いた実験を適宜取り入れながら、実証的に法コンテキストにおける言語使用の判断への影響およびそのメカニズムを明らかにする。(実証的アプローチ)
- ③言語学・心理学・法学の知見を融合した検討を経て言語的正義を実現する上で望ましい分析モデルおよび伝達モデルを構築・提案し、言語分析の司法面での社会への実学的寄与を目指す。(理論的アプローチおよび実社会への還元)

2. 本研究の新規性

「言語的正義」という概念は、これまでは言語権や言語政策の問題として語られることがほとんどであり、言語権の問題が表面化しにくい日本ではほとんど議論がなされて来なかった。本研究で提唱する言語的正義の概念は、より大きな視野で、司法における言語に関わる事象全般を射程に入れる。

様々な媒体を通して伝達され、判断等の結果に影響を与える情報に関する公正・正義を「情報的正義」(Colquitt *et al* 2001)と呼ぶが、同様の観点で法を運用する上でもっとも重要な媒体である言語情報に的を絞った正義を「言語的正義」として捉え直した新しい概念として打ち出し、その明確な目標の実現への寄与を研究目的とする立場自体に、とすれば学界内の議論に終始しがちな言語研究の枠を超えた(社会的)意義および新規性を有している。ましてや、被験者を使った実証的な立場、しかも脳科学の実験まで取り入れたアプローチで行う研究は世界的にも類を見ない。

3. 研究方法

本研究で明らかにしようとしているのは、第一段階として言語使用の法的判断への影響の問題の解明(下記①、②、③)、第二段階として研究の法実務への応

用(下記④)ということになるが、手順としては、①と②をほぼ並行して初年度前半に行い、その結果を受けて③を24年度後半から25年度にかけて行う。そして、総括的に④を25年度後半に行う予定であった。

- ①〈定量的検討〉裁判員裁判における評議および公判廷でのやりとりおよび調停トレーニングにおける模擬調停のやりとりをコーパス化し、尤度比・差異係数・調整化残差・数量化Ⅲ類などの統計的手法を使って、それぞれの参加者の特徴語を抽出する。また、特徴語からそれぞれの参加者タイプのコミュニケーションスタイル、そして注目している情報等も特定する。
- ②〈質的検討〉①のデータおよび分析結果を、場面における言語使用・言語分析を発話行為論、スピーチアコモデーション理論や制度的談話などの語用論的・社会言語学的観点、および事後情報効果などの心理言語学的概念から検討し、実験で検証すべき要因を特定する。
- ③〈調査・実験〉質問紙調査・実験・面接などの通常の実験方法、およびSuperLab、脳波計、近赤外線分光器などの機器を用いた生体反応を観察する実験を、①および②での結果に応じて適宜選択して取り入れながら、実証的に法コンテキストにおける言語使用の判断への影響およびそのメカニズムを明らかにする。脳波測定等の生体反応に基づく分析は、単に脳の活動部位等を特定するのではなく、その結果をどのように実務に応用するかまで念頭に入れて実験デザインを確定していく。
- ④〈理論構築と応用〉上記①～③の結果を基に、言語学・心理学・法学の知見を融合した検討を経て、「言語的正義」を実現する上で望ましい言語分析モデルおよび伝達モデルを構築・提案する。

また、研究成果を随時、国内外の学会・研究会等で公表することなどを予定していた。

4. 本研究成果の概要

本来2年計画であった本研究が、2年目に研究代表者の在外研究が決定してしまったため、人文学研究所の規定により、継続することが不可能ということが判明し、結局、1年で研究補助が打ち切りになったという経緯から、初年度である平成24年度に実施する予

定であった、前項で研究方法としてリストした①～②については、一定の研究成果が得られたが、24年度～25年度にまたがって実施する予定であった③や④については、研究の途中で断念せざるを得ず、残念ながら十分な成果は得られなかった。

以下、本研究で得られた成果について簡単に説明する。

前項・研究方法①で掲げた事項については、おおむね実現できたと考えられる。

裁判員裁判における評議および公判廷でのやりとりについては、少なくとも評議については、2006年～2009年にかけて行われた法曹三者合同模擬裁判の資料をもとに、コーパス（電子テキストのデータベース）を構築した。これにより、裁判官と裁判員には、その発話量、使用語彙、特徴語等において、統計的に有意な差があることが明らかになった。特に、発話量においては、男女差および年齢の差異によって変化が見られるということが観察された。女性より男性の方が、年少者より年長者の方が発話量が多いことが明らかになった。また、裁判員より裁判官の方が発話量が多いこと、裁判長については議論参加者の中で圧倒的に発話量が多く、その傾向は議論体を問わず一定であることがわかった。特徴語については、裁判官と裁判員の間では、同じ指示対象についての語彙の使用の差異が見られた他、判断材料となる証拠に関する語彙については、裁判員コーパスに「証言」や「証人」といった特徴的な語彙の使用が見られたことから、Levi (1986)などの先行研究において指摘されていた、陪審員に代表される素人事実認定者の着目する証拠についての観察と合致していることが判明した。加えて、裁判員コーパスでは、家族に関する語彙の顕著な使用が見られたことから、法廷外の関係者のことを、判断に関する議論に頻繁に持ち込んでいることもわかった。また、コミュニケーションのパターンに関しては、担当する裁判官によってダイナミクスに大きな違いがあることがコミュニケーション・ネットワークの分析から明らかになった。この成果については、2013年7月19日にハワイ大学で行われた、Jury Systems in East Asia and the U.S. という国際シンポジウムにおける口頭発表で報告した。

公判廷でのやりとりに関しては、公判廷での会話データの入手が困難を極めたという事情から、より簡便に元データを収集できる、裁判員制度に関連する新聞記事（2001年～2012年）の収集に目的を変え、コーパス化を行った。この調査により、テキストマイニングで話題分析の推移を定量的に行い、その話題のグルーピングを、クラスター分析、主成分分析、および

判別分析によって、より客観的に行う手法を開発することができた。また、主成分分析における各項目の固有ベクトルの傾向を読み取ることにより、対応分析のみでは明らかになりえなかった、縦横それぞれの軸の解釈が容易に行えるようになった。この調査については、法言語学会の学術誌にすでに投稿し、査読も終了し掲載が決定している。

また、調停トレーニングにおける模擬調停のやりとりについてもコーパス化し、上述の裁判員制度に関する新聞記事調査で開発した手法をもとに、話題分析を行った。模擬調停コーパスから、出現頻度をもとに統計的に有意な特徴語を抽出し、会話参加者との関連から分布を調べたところ、各参加者に顕著に特徴的な語彙群が観察され、その結果をもとに話題分析と各参加者の関心事の違いがあることを示せることがわかった。

また、調停を円滑に進める言語的方略として、永井（1997）によって提案された、交渉の「対話」の段階を円滑に進行させるための3つの変数（コンテキスト、説得の手段、時間の価値）、および交渉の合意基準として、「交渉」の「審議」の段階の3つの変数（信用の基準、リスクを冒す傾向、内部意思決定システム）を援用し、それを認知的ゆがみという心理学的概念から捉え直し、最終的に固定認知資源を軽減していく方略が有効だということを、模擬調停の実例と共に示した。この研究成果については、2013年9月19日に札幌で行われた日本心理学会において、公表済みである。

前項で挙げた、研究方法②に関しては、①のデータのうち、模擬裁判に関する分析結果を、場面における言語使用・言語分析を発話行為論、制度的談話などの社会言語学的観点から分析し、評議におけるコミュニケーションの特徴を同定した。本研究についても、2013年7月19日にハワイ大学で行われた、Jury Systems in East Asia and the U.S. という国際シンポジウムにおいて口頭発表を行った。

これらの検討結果をもとに、2年目以降に事後情報効果などの心理言語学的概念から検討を行う予定であったが、研究が途中で打ち切りになった関係上、研究を継続することが困難であったため、断念せざるを得なかった。これについては、今後の課題としたい。

前項で列挙した研究方法③については、①の調査結果をもとに質問紙調査および脳波計を用いた生理反応を観察する実験を行った。裁判官の使用する語彙と裁判員の使用する語彙に、完全な造語を加えた刺激群を作成し、ランダムに実験参加者に提示し、単語か非単語かを判断してもらう課題において、事象関連電位を計測した結果、裁判官の使用する語彙群の事象関連電

位（P300 および N400）に顕著な差異が認められた。すなわち、裁判官が使う語彙については、一般の人々は特殊な認知資源を利用していることが明らかになった。これについては、2013年6月2日に米国ボストンで開催された Law And Society of America という国際学会において、口頭発表を行っている。

また、実証的に法コンテキストにおける言語使用の判断への影響およびそのメカニズムを明らかにすること、および前項研究方法④の最終目標については、前述の通り、計画途中での研究費打ち切りにより、実施に至らなかった。

5 総括

これまでの我が国の法言語学研究は、定量的なアプローチ、および心理言語学的なアプローチが欠如していたが、本助成金のもとにこれらのアプローチに基づいた複数の研究を行えたことにより、今後の法言語学研究の発展にとって示唆的な、新しい方向性が示せたと確信する。

助成金の中途打ち切りによって、研究が頓挫し、「言語的正義」の議論にまで議論が及ばなかったのは大変残念であったが、本研究で検討した言語的正義をさらに発展させ、現在、司法の世界に改革の波が訪れている取調べ時の録音・録画、すなわち取調べの可視化というテーマに切り込んだ研究を企画し、2015年度の日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（B）に研究代表者として申請し、採択された。

いくつかの研究成果は、国内はもちろん、国際的な場でも積極的に公表してきたが、いくつかは口頭発表の段階であるので、今後は論文としての公表に向けて努力していく予定である。

最後に、本助成金を提供してくださった、明治大学人文科学研究所にこの場を借りてお礼申し上げたい。

3. 個人研究第2種実施報告

幕末仙台藩におけるロシア学研究的 開始とその展開

Russian Studies of the Sendai Clan in the Edo Era.

岩井 憲幸

IWAI Noriyuki

本年度も主に資料調査を続行した。すなわち、1) 大阪の愛日文庫所蔵『訂正増譯采覧異言』、2) 佐賀の鍋島文庫所蔵『魯西亜国史』『魯西亜國史』、3) 静嘉堂文庫所蔵『魯西亜国史』、4) 早稲田大学図書館洋学文庫所蔵『魯細亜國字』、5) 一関市立博物館所蔵『遊浴日記』『新譯外國形勢畧乗』の熟覧・調査である。このうち1)は仙台藩の蔵元であった大坂の升屋・山片家が仙台藩より入手したと推定できる貴重書である。2)以下すべて、仙台藩藩校養賢堂の魯西亜学教授となった小野寺丹元の著作である。愛日本1)は計14冊。善本である。通行本は地図を含めぬが、愛日本は第2冊目に「地球畧圖竝別種半球二圖」(計6図)、「亜細亞洲輿地圖」(4図)、「歐羅巴洲輿地圖」(5図)、「亞弗利加洲輿地圖」(1図)、「南亞墨利加洲輿地圖」(1図)、「北亞墨利加洲輿地圖」(1図)の多彩色図を有する。しかも14冊は板刻されたいわば原稿用紙に清書された写本であり、杉田勤の序文中にいう〈騰録〉本の写しであろう。『訂正増譯采覧異言』(享和2年(1802))は言うまでもなく新井白石の『采覧異言』(正徳3年(1713)序)を山村才助が量・質ともに最大限に補訂したものである。才助の原著は、はじめ師の大槻玄沢に捧げられたが、内容の秀逸さを讃えられ、同学の杉田勤(伯元)にも贈られた。杉田はこれを漢学の師・昌平黌の柴野栗山に紹介、栗山もその優秀さに感じ、この書を官庫に収めることを奨める。よって才助は騰録本を作成し、杉田に校正と序文を依頼し、文化元年(1804)幕府に献呈する。その一方で玄沢を介して、仙台藩にも献じられた模様であり、愛日本はおそらくこの献上本の写しと考えられる。大槻玄沢は文化4年(1807)『環海異聞』を完成し、仙台藩に上呈した。この書の写しが翌文化5年に仙台侯

より、大坂の山片家に下賜されていること、そしてその下賜本の外装等が愛日本『訂正増譯采覧異言』14冊と酷似している点を考えあわせると、後者も仙台藩から得たものではないかと考える。愛日文庫本は仙台藩の財政を一手に担った山片家への学問的返礼の一つではなかったか。この時期の山片家当主は4代重芳(1764—1836)であり、その補佐は番頭職の山片蟠桃、蟠桃は江戸での仙台米の販売により仙台藩の財政を救ったとされる。

2)以下に移る。仙台藩藩校養賢堂は元文元年(1736)第5代藩主伊達吉村の代に創設された学問所を始原とするが、安永元年(1772)第7代重村の時、養賢堂と改称される。同9年(1780)に初めて学頭職を置く。4代学頭大槻平泉は儒学者であったが、大槻一族の出であり、往時享和3年(1803)玄沢の長子玄幹と共に遊学に出立し長崎に至り洋学にも接した経験を有した。その平泉は文政2年(1819)に藩より〈魯西亜板万国図〉の翻訳を命ぜられ、苦心の末同4年(1821)に『俄羅斯版万国輿地圖』として呈上した。これを契機として平泉は同年に門人の小野寺大助(のちの丹元。当時22歳)を抜擢し江戸に派遣、オランダ語とロシア語の学習を命じたとされる。両語を誰に学んだか未詳だが、ロシア語は幕府天文台には馬場佐十郎、足立左内——ともに幕命により文化10年(1813)松前に派遣され、ゴロヴニン等に就いてロシア語を学ぶ。ただし馬場は若冠36歳で文政5年(1822)7月歿。——があったから、これらの人々に就いたと推測されているが、いまだに詳かではない。丹元、文政7年(1824)帰藩、ついで同11年(1828)長崎に遊学。長崎通詞中山作三郎に就いて蘭学と魯学を学んだという。鳴滝塾にも学び、一説にオランダ語を介してロシア語を学んだという。天保5年(1834)帰藩。これより先仙台藩は文政5年(1822)医学校に蘭科を創設、ついで養賢堂に蘭学和解方を設置した。嘉永2年(1849)丹元は仙台藩医員に登用され、かつ〈魯西亜阿蘭陀両学和解方引切〉に任ぜられる。同年平泉の命により同僚と共に長崎に派遣され、翌年帰藩。その目的の一つは和解方入要の書籍購入であったとされる。安政6年(1859)丹元は幕府洋学所に〈教授手伝〉として出仕し、江戸に移る。以上のような流れの中に、前年および今年の調査資料を時間的に位置づけると、

上述2) 3) は年紀を有さないが、中山と丹元の名を併記するゆえ、また5)の『遊浴日記』は天保2年(1831)の年紀を有するゆえ、さらに前年調査のタチシチェフ『仏魯辞典』は〈1833〉年のサインから、これらはいずれも長崎遊学時代に属する。4)は天保9年(1838)の刊行。5)の『新譯外國形勢畧乗』は弘化4年(1847)訳了とある。よってこれら2資料は仙台時代に属する。昨年調査した養賢堂由来の宮城県図書館所蔵伊達文庫中ロシア語図書6冊のうち、タチシチェフ辞書を除く5冊は、それらの刊年から3冊が丹元在仙時に属し、他の2冊はその後の収集にかかる。未見の旧図書番号D251は、嘉永2年か3年に長崎で入手した可能性がある。内容だが、2) 3)はロシアの歴史・地誌。5)の『新譯外國形勢畧乗』は南・北アメリカ洲の地誌。これらはすべてオランダ語からの翻訳だが、その原著名は不明。『畧乗』は小野寺の自筆稿本とみられるが、他は転写本。『畧乗』中の例言に丹元の翻訳態度を示す重要な一条あり。4)は一枚刷で、ロシア文字の概要を示す。5)の『日記』は自筆本で、温泉旅行の日記。

仙台藩におけるロシア学の開始と展開については、もう一段上のレベルでの検討を必要とするので、ここでは主に今年度の調査・研究の報告にとどめ、全体像は別稿に譲る。

ジョン・ミュアにおける科学と文学の融合～『アラスカの旅』を中心として～

John Muir on the Fusion of Science and Literature:
A Study of "Travels in Alaska"

柴崎 文一

SHIBASAKI Fumikazu

本研究は、アラスカを舞台とするジョン・ミュア John Muir (1838-1914) の思想と文学を取り上げ、彼が目指した「科学と文学の融合」の姿を明示することによって、ミュア・ネイチャーライティングの特質を明らかにしようとするものである。後述のように、ミュアのアラスカ探検をめぐるのは、その動機や経緯が明らかになっていない。しかしアラスカを舞台としたミュアの作品には『アラスカの旅』の他、当時の新聞に掲載された多数の寄稿記事などがあることに加え、メモや日記も数多く残されている。本年度はこれらの文献資料を調べることによって、ミュアがア

ラスカ探検に赴いた動機と経緯の解明を中心に行った。

Wolfe (1945, 203) は、1879年の6月7日からヨセミテで行われた日曜学校の特別講演会 Sunday school convention で、シェルダン・ジャクソン Sheldon Jackson が行ったアラスカに関する講演に接したことが、ミュアにアラスカへの探検旅行を思い立たせた契機であるとしている。しかしこの説には難がある。何故なら、ミュアがアラスカに向けてサンフランシスコの港を出港したのは、当時の新聞記事から6月20日であることが分かり、それから12月までの約半年間に渡るアラスカ探検の旅を、如何に旅に慣れたミュアであっても、思いついてから僅か十日間で準備をし、実行したとは考え難いからである。なおミュア自身は『アラスカの旅』で、「1879年の5月」にダコタ号に乗ってサンフランシスコの港を出港したと記しているが (Muir 1915, L. 46)、これはミュアの記憶違いであると思われる。

さらにこの船には、シェルダン・ジャクソン自身も乗船しており、ミュアはジャクソンら長老派 Presbyterian missionary の宣教師と共に、アラスカに赴いているのだが、『アラスカの旅』の記述を見る限り、ミュアとジャクソンら一行とは偶然同じ船に乗り合わせたように描かれている。仮に6月7日から行われた講演会でのジャクソンの話から、ミュアが大きな影響を受け、アラスカ行きを思い立ったのであれば、ジャクソンとの関係は、『アラスカの旅』において、より重要な出会いとして描かれるべきものと思われるが、実際に『アラスカの旅』で言及されているジャクソンとの関係は、極めて簡素なものにとどまっている (Muir 1915, L. 215)。

また、アラスカに対するジャクソンの関心と、ミュアの思いを比較してみても、両者の間に親密な関係が醸成されたとは想像し難い。ヨセミテで行われた講演会でのジャクソンの話の具体的な内容は分からないが、ジャクソンは南西部の諸州で活躍した長老派の指導的な宣教師であるのと同時に、民俗文化財の収集に極めて熱心な人物でもあったことが知られている。そして、この民俗文化財という観点から、ジャクソンはアラスカに強い興味をもっていたと言われている (Carlton 2006, 1-3)。しかしミュアにとって「民俗文化財の収集」という行為は、「略奪」にも等しいものであり (Goetzmann 1982, 165)、こうした両者が出会うやいなや意気投合し、僅か十日間で滞在資金や長期滞在の準備を整えて、ミュアがジャクソンと共にアラスカに赴くことになったとは、想像し難い。それ故、ミュアをアラスカに向かわしめた真の理由と

出発の経緯は、上記のような「定説」とは異なるものに違いないのである。本年度は、ミューアの日記、メモ類、書簡、及び当時の新聞記事等を綿密に調査することによって、彼が初めてアラスカの旅に赴くことになった際の事実関係については、ウルフラによって唱えられて来た定説とは異なることが確認できた。しかし依然として、ミューアをアラスカに向かわしめた真の理由は見いだせてはいない。

1864年にヨセミテ溪谷が、カリフォルニアの州立公園となって以来（正確にはこの時代に、州立公園や国立公園といった概念は、まだ存在していない。それ故、ヨセミテ州立公園も当時は「寄贈地」Grantと呼ばれていた）、70年代にミューアが発表した、多くの新聞記事やエッセイによる効果もあって、ヨセミテやシエラネバダの存在がポピュラーなものとなって行った。その結果、シエラネバダの溪谷や高原には、観光客ばかりでなく、放牧や森林伐採などの商業利用者たちも多数入り込むようになり、本来「原生自然の美」を求めて止まないミューアにとって、シエラネバダは徐々に「原生自然」の地ではなくなっていった。こうして彼にとって、アメリカに残された最後の、そして本来の意味での「原生自然」の地は、アラスカ以外にはなくなってしまった。筆者は基本的に、これこそがミューアをアラスカに引き寄せた最大の要因だったのではないかと考えている。しかしこれは、筆者のこれまでのミューア研究から立てた仮説にすぎない。引き続き本研究では、ミューアとアラスカの関係を文献資料に基づき考察することによって、この仮説の真偽を検証したいと考えている。さらに次年度は、こうした探究課題に加え、ミューアが試みた「科学と文学の融合」の姿を、『アラスカの旅』を始めとする諸作品の解釈を通して、より鮮明な形で示すことも目指していきたい。

【参考文献】

- CARLTON, Rosemary (2006): "Sheldon Jackson: Plunderer or Preserver?" *Proceedings of 2007 Clan Conference*, <http://clanconference.org/>
- GOETZMANN, William H. & Kay Sloan (1982): *Looking Far North: The Hamman Expedition to Alaska, 1899*. New York: Viking.
- MUIR, John (1915): *Travels in Alaska*, Boston: Houghton Mifflin, Kindle Edition 2011.
- WOLFE, Linnie Marsh (1945): *Son of the Wilderness: The Life of John Muir*, Madison: Univ. of Wisconsin Press, 1973.

附

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準
2. 2015 年度募集人文科学研究所各種募集要領
3. 2016 年度人文科学研究所所員名簿
4. 人文科学研究所叢書一覽
5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覽

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準

明治大学研究・知財戦略機構規程（抜粋）

2005年5月18日制定

2005年度規程第1号

（組織）

第12条 研究企画推進本部に、次の機関を置く。

- (1) 研究企画推進委員会
- (2) 基盤研究部門

（基盤研究部門）

第14条 基盤研究部門は、社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（次条において「3研究所」という。）をもって構成する。

基盤研究部門にかかわる研究所要綱

2007年3月7日制定

2006年度例規第27号

（趣旨）

第1条 この要綱は、明治大学研究・知財戦略機構規程（2005年度規程第1号。以下「規程」という。）

第16条の規定に基づき、研究・知財戦略機構会議の下に置かれる研究企画推進本部の基盤研究部門を構成する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（以下「研究所」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 研究所は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究の基盤を担い、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的とする。

（所員）

第3条 本大学の専任教授、専任准教授及び専任講師は、第1条に規定するいずれかの研究所の所員となる。

2 研究所は、必要に応じて、第9条に規定する運営委員会の議を経て、所員以外の者を次条に規定する事業に参加させることができる。

（事業）

第4条 研究所は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種研究の助成
- (2) 研究の高度化推進支援
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 紀要、年報、叢書等の刊行
- (5) その他必要な事業

（運営組織）

第5条 研究所の運営組織は、次のとおりとする。

(1) 社会科学研究所

社会科学研究所長	1名
社会科学研究所運営委員	16名

(2) 人文科学研究所

人文科学研究所長	1名
人文科学研究所運営委員	17名

(3) 科学技術研究所

科学技術研究所長	1名
科学技術研究所運営委員	14名

（研究所長）

第6条 前条各号に規定する研究所長（以下「研究所長」という。）は、専任教授である所員のうちから、当該研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の推薦により、研究・知財戦略機構長の承認を経て理事会が任命する。

- 2 研究所長は、研究・知財戦略機構長の統督の下に、当該研究所の業務を統括し、研究所を代表する。
- 3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 4 研究所長は、必要に応じて所員総会を開催することができる。

（運営委員）

第7条 第5条各号に規定する研究所運営委員（以下「運営委員」という。）は、当該研究所の運営委員選出に関する内規の定めるところにより、専任教授、専任准教授及び専任講師である所員のうちから選出し、研究・知財戦略機構長が委嘱する。

（任期）

第8条 研究所長及び運営委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の研究所長及び運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 研究所長及び運営委員は、再任されることができない。

(運営委員会)

第9条 次に掲げる事項について審議するため、各研究所に運営委員会を置く。

- (1) 第4条に規定する事業及びその事業計画に関する事項
- (2) 研究所長候補者の推薦に関する事項
- (3) その他各研究所の運営に関する事項

2 運営委員会は、研究所長及び運営委員をもって構成する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 運営委員会は、運営委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

5 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(基盤研究部門連絡会)

第10条 各研究所間の連絡及び調整を行うため、基盤研究部門連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会に関し必要な事項は、各研究所長の同意を得て、規程第15条に規定する基盤研究部門長が定める。

(申請)

第11条 第4条第1号に規定する研究を担当しようとする者は、所定の研究申請書に必要事項を記入し、定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

(研究員)

第12条 前条の規定により、研究申請書を提出し、研究を認められた者（以下「研究員」という。）は、研究費の助成を受けることができる。

2 研究員は、当該年度の研究実施計画書を定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

3 研究員は、研究費の使用状況報告書を当該年度末日までに、研究所長に提出しなければならない。

4 研究員は、研究終了後、研究成果を研究所長に報告しなければならない。

5 研究員は、前2項に規定する義務を果たすまでは、新たに研究員になることができない。

(報告)

第13条 研究所長は、研究員の研究事項及び研究費について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第14条 研究所は、所員の研究成果を公表するため、紀要、年報、叢書等を刊行する。

2 研究所は、別に定めるところにより、各運営委員会の承認を得て、所員以外の者の紀要への投稿を認めることができる。

(事業報告)

第15条 研究所長は、毎年度第4条に規定する事業について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(図書・資料・機器備品)

第16条 所員が研究のために収集した図書、資料及び機器備品は、すべて大学に帰属するものとする。

(事務)

第17条 研究所にかかわる事務は、研究推進部が行う。（経費）

第18条 研究所の経費は、次の収入をもって支弁する。

- (1) 大学予算によって定められた経費
- (2) その他の収入

(要綱の改廃)

第19条 この要綱を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、研究・知財戦略機構会議の議を経て定める。

附 則（2006年度例規第27号）

(施行期日)

1 この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に廃止前の研究所規程により研究所長、運営委員及び研究員となっている者の取扱いについては、なお従前の例による。

（通達第1517号）

附 則（2007年度例規第9号）

この要綱は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。

（通達第1563号）（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2009年度例規第9号）

この要綱は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

（通達第1808号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2009 年度例規第 33 号）
この要綱は、2010 年（平成 22 年）2 月 3 日から施行する。

（通達第 1861 号）（注 紀要への投稿を所員以外の者にも認めることに伴う改正）

明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・ 科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程

昭和 59 年 10 月 22 日制定
昭和 59 年規程第 90 号

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、明治大学（以下「本学」という。）が設置する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（以下「研究所」と総称する。）が、学術の発展に寄与するため、所員による研究の成果を学術研究叢書（以下「叢書」という。）として出版することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（出版の可否）

第 2 条 叢書の出版については、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

（出版契約）

第 3 条 叢書の出版に際しては、著作者及び出版社の間で出版契約（再版契約を含む。）を行う。
2 契約に当たっては、研究所の叢書であること及びそれに伴う諸条件を契約書に明記し、当該研究所長を経て、理事長の承認を得なければならない。

（企画・編集権）

第 4 条 叢書の出版に関する企画・編集権は、研究所が有する。

（著作権）

第 5 条 叢書の著作権は、著作者に帰属する。

（著作権使用料）

第 6 条 叢書の初版に係る著作権使用料は、本学に帰属する。
2 叢書の再版（増刷を含む。以下同じ。）に係る著作権使用料は、著作者に帰属する。

（資料費）

第 7 条 本学は、叢書の著作者に、所定の資料費を支払う。

（経費の支弁）

第 8 条 叢書の出版に必要なときは、担当理事の許可を得て、叢書の著作権使用料収入の範囲内で、所要の経費を支弁することができる。

（事 務）

第 9 条 叢書の出版に関する事務は、研究推進部が行う。（その他）

第 10 条 この規程に定めるもののほか、叢書の出版に関して必要な事項は、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 10 月 22 日から施行する。

（通達第 449 号）

附 則（1992 年規程第 13 号）

（施行期日）

1 この規程は、1993 年（平成 5 年）4 月 1 日から施行する。

（叢書の再版に係る著作権使用料に関する規定の適用）

2 改正後の第 6 条第 2 項の規定は、この規程の施行日（以下「施行日」という。）前に出版契約が行われた叢書が施行日以後に再版される場合における当該再版に係る著作権使用料についても、適用があるものとする。

（通達第 709 号）（注 著作権使用料の取扱いを著作権法に基づいたものにするための当該条項の新設及び字句の改正）

附 則（2007 年度規程第 21 号）

この規程は、2007 年（平成 19 年）9 月 10 日から施行する。

（通達第 1562 号）（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2009 年度規程第 7 号）

この規程は、2009 年（平成 21 年）6 月 10 日から施行し、改正後の規定は、同年 4 月 22 日から適用する。

（通達第 1807 号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

人文科学研究所運営委員選出に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究所要綱（2007年3月7日制定、2006年度例規第27号）第7条の規定に基づき、人文科学研究所運営委員（以下「運営委員」という。）の選出について、必要な事項を定めるものとする。

(選出方法)

第2条 運営委員の選出は、選挙によるものと人文科学研究所長（以下、「所長」という。）指名によるものとする。

(被選任資格者名簿)

第3条 運営委員会は、選挙年度の10月1日現在をもって、被選任資格者名簿を作成する。

2 以下の者は、被選任資格者となることができない。

- (1) 所長または運営委員に在任予定の者
- (2) 任期前あるいは任期中に退職を予定している者
- (3) 任期中に特別研究者または在外研究者を予定している者

(選出区分)

第4条 運営委員の選出区分は、第4条第1号から第7号に定める区分および第5条に定める区分とする。

(選挙による選出区分および選出員数)

第5条 運営委員は、次の各号に掲げる選出区分に応じて、当該各号に掲げる人数を選出する。

- | | |
|--|----|
| 1 日本文学および文芸学の分野 | 2名 |
| 2 英米文学の分野 | 3名 |
| 3 独文学、仏文学、中国文学、露文学、スペイン文学および演劇学の分野 | 3名 |
| 4 日本史学、アジア史学および西洋史学の分野 | 1名 |
| 5 考古学および地理学の分野 | 1名 |
| 6 教育学、哲学、倫理学、博物館学、図書館学、美術、心理学および社会学の分野 | 3名 |
| 7 保健体育学の分野 | 1名 |

(所長指名による選出区分および選出員数)

第6条 所長指名による運営委員の選出は、運営委員が第5条第1号から第7号に規定された定員の2倍の人数を限度として推薦し、その中から所長が3名を指名し、運営委員会の承認を得るものとする。

(選挙による選出区分の選挙方法)

第7条 選挙は、単記無記名投票とし、第4条の規定に従い、得票数上位の者をもって当選者とする。この場合において、得票数が同数の場合は、年少者を当選者とする。

2 得票数が第2位の者を次点とする。得票数が同数の場合は2番目の年少者を次点とする。

3 第4条第1号から第3号及び第6号までの運営委員については、前任者の任期に応じ、毎年度改選するものとする。

4 選挙の管理については、運営委員会がこれを行う。

(欠員の補充)

第8条 欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を得て、当該選出区分のうちから前条第2項で定める次点の者を補充することができる。

附 則

1. 本内規は、昭和36年5月25日から施行する。
2. 改正内規は、昭和59年9月30日から施行する。
3. 改正内規は、昭和61年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、1996年（平成8年）5月8日から施行する。

(被選任資格者名簿の作成に関する特例)

2 この内規の施行後、最初に行われる改正後の第2条第1号から第3号までの運営委員を増員するための選挙に係る被選任資格者名簿の作成については、改正後の第4条中「選挙年度の10月1日」とあるのは、「1996年（平成8年）4月1日」とする。

(委員の任期に関する特例)

3 この内規の施行後、前項の規定により最初に選出される運営委員の任期については、研究所規程第8条第1項の本文の規定にかかわらず1998年（平成10年）3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、2004年（平成16年）1月21日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この内規の施行後、改正後の第5条の規定により最初に増員される人文科学研究所運営委員の任期は、研究所規程第8条第1項の本文の規定にかかわらず2006年（平成18年）3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、2007年4月1日から施行する。

(研究所規程の廃止、基盤研究部門に関わる研究所要綱の制定による変更)

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2013年11月12日から施行する。
(選出員数の変更)

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2014年10月21日から施行する。
(被選任資格者の資格、得票数同数の場合の選出方法、次点の決定及び欠員の補充の変更)

人文科学研究所各種小委員会内規

人文科学研究所の充実をはかり、各種事業の推進を円滑にするため、次のとおりに小委員会を設ける。

小委員会は、運営委員若干名により構成し、運営委員会の諮問を受けて審議し、運営委員会に答申するものとする。なお、小委員会には、運営委員会の議を経て、所員若干名を加えることができる。

1. 将来計画委員会

運営委員全員を将来計画委員とし、研究所の改善に関する長期計画を、立案・審議する。

2. 出版刊行委員会

研究所の機関誌およびその他の刊行物につき、次の事項を審議し、刊行する。

- (1) 紀要の刊行
- (2) 年報の刊行
- (3) 叢書の刊行
- (4) 所報の発行
- (5) その他

3. 公開文化講座開催委員会

公開文化講座の開催につき、次の事項を審議する。

- (1) 総合テーマの選定
- (2) 開催日時および講師司会者の選定
- (3) 講演集の刊行
- (4) その他

4. 選書委員会

研究所の図書資料の充実につき、次の事項を審議する。

- (1) 基礎資料の選定、購入計画
- (2) 図書・資料の整理
- (3) 目録の作成
- (4) その他

5. 制度検討委員会

研究所の諸規程および各種研究制度の改善につき、次の事項を審議する。

- (1) 研究所規程の検討
- (2) 内規の検討および案文の作成
- (3) 研究制度の検討
- (4) その他

附 則

1. この内規は、昭和57年12月1日から施行する。
2. 昭和60年5月改正内規は、昭和60年5月10日から施行する。

(注 出版刊行委員会、将来計画委員会の新設、および叢書刊行委員会、所報発行委員会の解消)

3. この内規は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。

(注 小委員会構成員の変更、不要条項の削除、字句の修正と条数の異動)

人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究要綱(以下「要綱」という。)第4条第1号に定める各種研究の助成のうち、人文科学研究所が実施する個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(研究種目)

第2条 個人研究とは、特定の研究課題について、人文科学研究所(以下「本研究所」という。)の所員が単独で実施する研究をいう。

(2)個人研究は次の2種類とする。

第1種 2年 70万円以内(各年度)

第2種 2年 20万円以内(各年度)

2. 共同研究とは、共通の課題について、2名以上の所員が共同して実施する研究をいう。

(2)共同研究の期間は、2年とし、助成額は各年度100万円以内とする。

3. 総合研究とは、第1種は3専攻分野以上、4名以上の所員、第2種は2専攻分野以上、3名以上の所員をもって一定期間研究し、研究所の業績として位置づけられ、かつ当該研究分野に新しい知見を加える研究をいう。

- (2) 総合研究は次の2種類とする。
- 第1種 3年 300万円以内(各年度)
- 第2種 3年 200万円以内(各年度)
- (3) 総合研究の研究員の構成が1専攻分野の所員によるものであっても、総合研究の趣旨に添う場合は、人文科学研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議を経て認められることがある。
- (4) 総合研究は、その研究内容に応じて、社会科学研究所および科学技術研究所の所員を研究員として参加させることができる。
- (5) 総合研究の遂行上、本学に共同研究者を得がたい場合は、「要項」第3条第2項の定めにより所員以外の者を運営委員会の議を経て、研究担当者として認めることがある。
- (6) 総合研究の課題は、所員の選定したもののほか、運営委員会が企画・設定したものとする。
- (7) 総合研究には、研究代表者として所員1名を置かなければならない。研究代表者は、当該総合研究を総括する。
- (8) 役職等のため、責任担当時間を軽減されている者は、研究代表者となることができない。

(募集)

第3条 研究所長は、運営委員会の議を経て、個人研究、共同研究及び総合研究を募集しなければならない。

(申請)

第4条 所員は、運営委員会が定めた募集要領により、個人研究、共同研究及び総合研究を申請しようとする場合は、所定の申請書により申請しなければならない。

- 2 所員は、個人研究、共同研究及び総合研究に重複して申請することはできない。
- 3 研究遂行のため、海外調査出張を行う場合は、予め申請書に記載しなければならない。
- 4 前項の海外調査出張の旅費等の取り扱いについては、別に定める。
- 5 長期在外研究に従事する者は、当該の在外研究期間中は、研究員となることができない。

(交替の禁止)

第5条 研究員(所員以外の研究員を含む)は、当該研究期間中交替することはできない。但し、運営委員会が特に交替を認めた場合は、この限りではない。

(審査)

- 第6条 申請された個人研究及び共同研究の審査は、これを運営委員会が行う。
- 2 総合研究の審査は、研究所長及び研究所長が指名する本研究運営委員若干名の審査委員をもって組

織する審査委員会(以下「審査委員会」という。)が、これを行う。

- 3 当該総合研究に直接利害関係を有する審査委員は、その審査に加わることができない。
- 4 審査委員会は、研究代表者又は研究代表者が指名する者の出席を求め、研究の目的、実施計画等について聴取することができる。

(採否)

第7条 運営委員会は、審査により個人研究及び共同研究の採否を決定する。

- 2 総合研究については、運営委員会が審査委員会の審査結果を審議し、採否を決定する。
- 3 研究所長は、個人研究、共同研究及び総合研究を申請した所員に文書で採否を通知する。

(研究費の助成)

第8条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の採用を決定した課題について、別に定める助成基準により、助成額を決定する。

(研究実施状況の報告)

第9条 個人研究、共同研究及び総合研究を実施する研究員は、毎年度末に研究の実施状況を、400字詰原稿用紙(以下「原稿用紙」という。)で、個人研究は5枚前後、共同研究及び総合研究は10枚前後にとりまとめ研究所長に提出しなければならない。

- 2 個人研究、共同研究及び総合研究の実施状況は、年報に掲載する。

(研究成果概要)

第10条 研究員は、研究期間終了後直ちに、研究成果概要を所定の用紙により研究所長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

- 第11条 研究成果の公表を書籍又は学術雑誌等で行なう場合は、必ず本研究費助成の研究成果であることを本文中に明記しなければならない。
- 2 研究成果の公表を口頭発表で行なう場合は、必ず本研究費助成の研究成果であることを発表時に表明しなければならない。

(研究成果の提出)

第12条 個人研究の研究成果は、研究終了年の9月末までに、第1種は原稿用紙100枚前後、第2種は40枚前後にとりまとめ、研究所長に提出しなければならない。

- 2 共同研究の研究成果は、研究終了年の9月末までに、原稿用紙120枚前後にとりまとめ、研究所長に提出しなければならない。
- 3 総合研究の研究成果は、研究期間終了後2年以内

に、第1種は原稿用紙600枚前後、第2種は500枚前後にとりまとめ、研究所長に提出し、3年以内に本研究所の叢書として刊行しなければならない。

(研究成果の評価)

第13条 研究所長は研究員から提出された研究成果について評価を行わなければならない。

2 運営委員会が必要と認めた場合は、研究成果の評価について、当該研究分野の専門家の意見を聞くことができる。

3 研究所長は、研究員から提出された研究成果の評価を文書で研究員に通知する。

4 研究所長は、研究成果として相応しくないと評価した場合、研究員に対して、改めて研究成果の再提出を求めることができる。

5 研究成果の再提出を求められた研究員は、運営委員会が決定した期間の内に研究成果を研究所長に提出しなければならない。

(研究成果の発表)

第14条 研究員は、評価を受けて研究成果として認められた研究成果を発表しなければならない。

2 個人研究・共同研究の研究成果は、これを本研究所の紀要又は欧文紀要に掲載する。

3 総合研究の研究成果は、これを本研究所の叢書として刊行する。

(研究成果の活用)

第15条 研究員は、研究成果を講演会・シンポジウ

ムの開催、又は教育・研究に積極的に活用しなければならない。

(研究費の返還)

第16条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

(内規の改廃)

第17条 この内規の改廃は、運営委員会の議決によらなければならない。

(附 則)

1 この内規は、2003年4月1日から施行する。

2 旧内規により現に研究員となっている者の取扱いは従前による。

(附 則)

この内規は、2007年4月1日より施行する。

(研究所規程の廃止、基盤研究部門にかかわる研究所要綱の制定)

(附 則)

1 この内規は、2013年4月1日から施行する。

2 改正後の第14条の規定は、2013年度以降に採択された研究から適用する。

(代替論文の廃止に伴う改正)

人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び成果提出一覧

2004年4月1日改正

研究種目	研究期間	助成額	研究組織	研究実施報告			研究成果提出		
				原稿枚数	提出期限	掲載誌	原稿枚数	提出期限	掲載誌
個人研究	第1種	70万円以内 (各年度)	単独	5枚前後	毎年度末	年報	100枚前後	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種	20万円以内 (各年度)	単独				40枚前後		
共同研究	第1種	100万円以内 (各年度)	2名以上	10枚前後	毎年度末	年報	120枚前後	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種	300万円以内 (各年度)	3専攻分野以上 に渡り4名以上	10枚前後	毎年度末	年報	600枚前後	研究期間終了 後、2年以内	
総合研究	第1種	200万円以内 (各年度)	2専攻分野以上 に渡り3名以上	10枚前後	毎年度末	年報	500枚前後		3年以内に叢 書として刊行
	第2種	100万円～ 120万円	単独				50枚前後		
特別研究	第1種	70万円～ 100万円未満	単独	—	—	—	40枚前後	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種	70万円未満	単独	—	—	—	30枚前後		
	第3種	70万円未満	単独	—	—	—	—		

注(1) 原稿枚数は、400字詰め原稿用紙に換算した枚数を示す。

(2) 図、表、レジュメ等も原稿枚数に含む。

(3) 特別研究第1種において、6ヶ月以上の移住をとまなう学外研究機関の利用、海外渡航、野外調査等を必要とするものについては、150万円を限度として助成することができる。

研究所客員研究所員に関する内規

- 1 明治大学研究所規程第3条第2項に定める客員研究所員についてはこの内規による。
- 2 研究所における総合研究の推進上必要あるときは、学外の研究者を客員研究所員として当該研究に参加させることができる。
- 3 資格条件は、学術・研究・教育機関において現に専任者として勤務している者およびこれに準ずる者で、各研究所運営委員会が審査し、その推薦にもとづいて学長が委嘱する。

付 則

1. 本内規は、昭和42年5月1日から施行する。
2. 昭和49年改正内規は昭和49年2月18日から施行する。(明治大学外国人研究者取り扱いに関する規程昭和49年1月12日施行にともない外国人に関する適用削除)
3. 昭和61年改正内規は昭和61年12月15日から施行する。
4. 2002年改正内規は2002年12月16日から施行する。(研究所規程改正)

明治大学特別研究者制度規程

昭和59年11月12日制定
昭和59年規程第91号

(目的・趣旨)

第1条 明治大学(以下「本大学」という。)は、専任教員の研究活動を促進し、教育・研究水準の向上を図るため、明治大学特別研究者(以下「特別研究者」という。)の制度を設ける。

(特別研究者)

第2条 特別研究者は、授業その他の校務を免除され、一定期間研究に専念する。

(資格)

- 第3条 特別研究者になれる者は、専任教員として就任した年度から継続して5年以上勤務した者とする。
- 2 第2回目以降の資格については、この規程により特別研究者となった年度の翌年度から起算し、継続して6年以上勤務した者とする。

(研究期間)

- 第4条 研究期間は、1年以内とし、毎年度4月1日から開始する。
- 2 研究期間は、その長短にかかわらず、1回分として取り扱う。

(割当数)

- 第5条 特別研究者の割当数は、別表のとおりとする。
- 2 ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科及び会計専門職研究科においては、3研究科合わせでの割当数とし、これに係る調整は、専門職大学院長が行う。
 - 3 別表中の調整分については、学長が学部長会の意見を聴いて調整し、割り当てる。

(申請)

第6条 特別研究者に応募しようとする者は、所属する学部長、法科大学院長又は専門職大学院研究科長(以下「所属長」という。)に所定の申請書を提出する。

(決定)

第7条 特別研究者は、当該教授会で候補者を選び、学部長会を経て、学長が理事会へ推薦する。

(研究成果の報告)

第8条 特別研究者は、研究期間終了後、速やかに所定の研究報告書を、所属長を経て、学長に提出しなければならない。

(研究期間終了後の勤務)

第8条の2 特別研究者となった者は、研究期間終了後、最低3年間、本大学の専任教員として勤務しなければならない。

(事務所管)

第9条 特別研究者に関する事務は、研究推進部が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年11月12日から施行する。
- 2 明治大学特別研究員暫定取り扱い要領(例規第69号)は、廃止する。
- 3 この規程施行前に明治大学特別研究員暫定取り扱い要領で特別研究員となった者(昭和60年度特別研究員を含む。)は、この規程による特別研究者とみなす。
- 4 昭和59年11月12日改正前の研究所規程第7条

の国内研究員又は同規程第8条の特別研究員となった者は、この規程による特別研究者として、1回取り扱われたものとみなす。

(通達第451号)

附則(昭和62年規程第1号)

この規程は、昭和62年5月1日から施行する。

(通達第560号)(注 事務組織暫定規程の施行に伴う改正)

附則(昭和63年規程第7号)

この規程は、昭和63年11月28日から施行する。

(通達第608号)(注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(昭和63年規程第12号)

この規程は、1989年(平成元年)4月1日から施行する。

(通達第617号)(注 理工学部設置に伴う別表の工字学部の名称の改正及び年度表記を西暦に改める)

附則(1991年規程第7号)

(施行期日)

1 この規程は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。

(割当数に関する経過措置)

2 この規程施行の際、現に改正前の別表の規定による学部・短期大学の割当数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通達第678号)(注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(1995年度規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、1995年(平成7年)7月18日から施行する。

(研究期間終了後の勤務に関する経過措置)

2 この規程による改正後の第8条の2の規定は、1998年度(平成10年度)以後の年度の特別研究者から適用し、1995年度(平成7年度)から1997年度(平成9年度)までの特別研究者については、なお従前の例による。

(割当数に関する経過措置)

3 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

(通達第811号)(注 特別研究者の研究終了後の勤務を義務付け、及び割当数を1998年度から2001年度までの4年間現行どおりとするための当該条項及び別表の改正)

附則(1999年度規程第11号)

(施行期日)

1 この規程は、1999年(平成11年)10月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

(通達第1020号)(注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(2004年度規程第16号)

(施行期日)

1 この規程は、2005年(平成17年)1月19日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1331号)(注 情報コミュニケーション学部、大学院ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科及び法科大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(2007年度規程第21号)

この規程は、2007年(平成19年)9月10日から施行する。

(通達第1562号)(注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附則(2008年度規程第33号)

(施行期日)

1 この規程は、2008年(平成20年)10月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1737号)(注 国際日本学部及び専門職大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附則(2009年度規程第7号)

この規程は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附則(2011年度規程第10号)

(施行期日)

1 この規程は、2011年(平成23年)10月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取り扱いについては、なお従前の例による。

(通達第 2036 号) (注 別表の割当数の 4 年ごとの調整に伴う改正)

附 則 (2012 年度規程第 19 号)

この規程は、2013 年 (平成 25 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2114 号) (注 総合数理学部の開設に伴う改正)

別表 学部・研究科の割当数

学部・研究科	年 度					4 年間計
	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度		
法 学 部	3	2	3	3	11	
商 学 部	3	3	3	4	13	
政 治 経 済 学 部	3	4	3	3	13	
文 学 部	3	4	4	3	14	
理 工 学 部	5	5	5	5	20	
農 学 部	3	2	2	3	10	
経 営 学 部	2	2	2	2	8	
情報コミュニケーション学部	1	2	1	1	5	
国 際 日 本 学 部	1	1	1	1	4	
総 合 数 理 学 部	1	1	1	1	4	
法科大学院法務研究科	2	1	1	1	5	
ガバナンス研究科						
グローバル・ビジネス研究科	1	1	2	1	5	
会計専門職研究科						
調 整 分	2	2	2	2	8	
計	30	30	30	30	120	

(注) 別表記載の割当数については、おおむね 4 年ごとに調整する。

特別研究者に対する研究費助成に関する基準**(趣 旨)**

第 1 条 この基準は、基盤研究部門にかかわる研究所要綱第 4 条第 1 号に基づき、特別研究者に対する研究費助成に関する必要事項を定めるものとする。

(助成基準)

第 2 条 特別研究者に対する助成は、次の基準による。

1. 特別研究 第 1 種

100 万円以上 120 万円までとする。

ただし、① 6ヶ月以上の移住をとまなう学外研究機関の利用、② 海外渡航、③ 野外調査等を必要とするものについては、150 万円を限度として助成することができる。

2. 特別研究 第 2 種

70 万円以上 100 万円未満とする。

3. 特別研究 第 3 種

70 万円未満とする。

(申 請)

第 3 条 特別研究費の申請は、原則として、特別研究実施前年度の所定の期日までに所定の申請書を所属する研究所へ提出する。

(調 整)

第 4 条 特別研究の申請件数及び申請額が三研究所間で不均衡を生じた場合は、三研究所長が調整を図るものとする。

(決 定)

第 5 条 特別研究申請の採否および研究費交付額は、各研究所運営委員会が定める運用上の細則に基づき、審議決定する。

(基準の改廃)

第 6 条 この基準の改廃は、各研究所運営委員会の議を経なければならない。

附 則

この基準は、昭和 62 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この基準は、2009 年 (平成 21 年) 7 月 22 日から施行する。(注：海外渡航費の比率を研究費の 40 パーセントを上限とすることに伴う改正)

附 則

この基準は、2013 年 (平成 25 年) 5 月 1 日から施行する。(注：海外渡航費の上限を撤廃することに伴う改正)

人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則

(趣 旨)

1. この細則は、特別研究者が「特別研究者に対する研究費助成に関する基準」(以下「助成基準」という。)に基づき、人文科学研究所から研究費の助成を受けられる場合についての必要事項を定める。

(研究種目)

2. 特別研究者は、次の研究種目を申請することができる。
 - (1) 総合研究
 - (2) 共同研究
 - (3) 特別研究

(申請の時期)

3. 総合研究および共同研究については、それぞれ所定の募集時期に申請するものとする。
 - (2) 特別研究については、各学部教授会において特別研究者候補者として決定された日から、助成基準に定める締切日(実施前年度の所定の期日)までの間に、所定の手続きにより申請しなければならない。

(申請の制限)

4. 特別研究は、総合研究および共同研究と重複して申請することはできない。

(特別研究の申請基準)

5. 特別研究の申請区分および申請金額は、次の基準による。
 - (1) 第1種 申請額 100万円～120万円
海外出張、または大規模な野外調査等を必要とする特定の研究課題について研究を行う場合、150万円を限度として申請することができる。
 - (2) 第2種 申請額 70万円～100万円未満
 - (3) 第3種 申請額 70万円未満

(特別研究の募集人員)

6. 特別研究の募集人員は次のとおりとする。
 - (1) 第1種 2～3名程度
 - (2) 第2種 1～2名程度
 - (3) 第3種 若干名

(特別研究の採否)

7. 特別研究の申請に関する種目の調整、採否および交付額については、運営委員会が審議決定する。なお、必要に応じて申請者に研究計画の説明を求めることがある。

(特別研究費による海外研究調査出張)

8. 特別研究費による海外出張については、第1種、

第2種、第3種のいずれも、これに充当することができる。海外出張の取り扱いについては、別に定める。

(研究成果の報告)

9. 研究成果の報告については、研究期間終了年の9月末日までに提出するものとする。

(2) 研究成果の報告は、次のとおりとし、紀要に掲載する。

- | | | |
|-----|-----------|-------|
| 第1種 | 400字詰原稿用紙 | 50枚前後 |
| 第2種 | 400字詰原稿用紙 | 40枚前後 |
| 第3種 | 400字詰原稿用紙 | 30枚前後 |

(研究費の返還)

10. 運営委員会は、研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

(附 則)

1. この細則は、昭和60年2月13日から施行する。
2. この細則は、毎年度特別研究者募集以前に、運営委員会において検討する。

(附 則)

1. この細則は、1991年(平成3年)4月1日から施行する。(所報第20号)

(注 第5条の「遠隔地への」を削除)

(附 則)

1. この細則は1992年(平成4年)4月1日から施行する。

(注 研究成果の原稿枚数、提出期限および掲載誌の変更)

(附 則)

1. この細則は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

(注 研究種目の改正により、重点共同研究を削除)

(附 則)

1. この細則は、2013年(平成25年)5月1日から施行する。

(注 研究所研究費の海外出張に関する内規の廃止により、海外主張に関わる条文を削除)

(附 則)

(施行期日)

1. この細則は、2015年12月12日から施行する。2015年度特別研究費の助成を受ける者から適用する。

(注 研究費返還についての追記)

明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程

2006年3月30日制定

2005年度規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究活動の促進を図ることを目的として、研究を遂行する上で必要となる研究推進員及び研究支援者の採用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、科学研究費補助金による研究、学外諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究並びにその他本大学が認めた研究に適用する。

(定義)

第2条 この規程において「研究推進員」とは、一定の期間、研究スタッフとして本大学が認めた研究の遂行業務に従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 共同研究員
- (2) ポスト・ドクター
- (3) 客員研究員

2 この規程において「研究支援者」とは、本大学の専任教員が研究代表者となる研究の遂行業務に一定の期間、研究スタッフの補助者として従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) リサーチ・アシスタント（プロジェクト型）（以下「RA」という。）
- (2) 研究技術員
- (3) 補助研究員

(研究推進員の資格)

第3条 共同研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者であって、採用時において35歳以上のもの又は当該研究を遂行する上で必要な高度かつ専門的な知識と能力を有する者とする。

2 ポスト・ドクターとなることができる者は、博士課程修了者のうち、博士の学位を取得している者（社会科学及び人文科学の分野にあっては、博士の学位を取得している者に相当する能力を有する者を含む。）であって、当該研究にかかわる一定の職務を分担して研究に従事し、採用時において35歳未満のものとする。

3 客員研究員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、当該研究の参加において雇用契約を要しないものとする。

(1) 博士の学位を取得している者又はこれと同等以上の研究業績を有する者

(2) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「学術振興会特別研究員」という。）等本大学が学外諸機関から受け入れる研究員

4 前項第2号のうち、学術振興会特別研究員として本大学の客員研究員となることができる者は、特別研究員PD及び特別研究員SPDに限る。

(研究支援者の資格)

第4条 RAとなることができる者は、明治大学RA・TA及び教育補助講師採用規程に定める資格を有する者とする。

2 研究技術員となることができる者は、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、大型機器、特殊機器等の操作等にかかわる特殊技術又は熟練した技術を必要とする業務に従事する者であって、採用時において35歳以上のものとする。

3 補助研究員となることができる者は、当該研究を補助する上で必要な能力を有する者とする。

(採用等手続)

第5条 研究代表者は、研究推進員又は研究支援者の採用を希望するときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を当該研究を所管する部署を通じて研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）に提出し、採用申請を行う。

- (1) 採用申請書
- (2) 履歴書
- (3) 推薦書
- (4) その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、客員研究員の受入申請を行うときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を提出する。

- (1) 受入申請書
- (2) その他必要な書類

3 前2項の申請にかかわる採用等は、研究・知財戦略機構会議の議を経て、機構長が学部長会に付議し、その承認を得るものとする。

(雇用契約、採用期間等)

第6条 研究推進員（客員研究員を除く。）及び研究支援者は、学校法人明治大学（以下「法人」という。）

と雇用契約を締結し、採用期間は、1年以内の範囲で契約に定めるものとする。

2 雇用契約は、年度ごとに行う。

3 雇用契約は、当該研究の終了までを限度として、更新をすることができる。ただし、ポスト・ドクター及びRAの更新は、最初の採用日から起算して5年以内を限度とする。

(受入期間)

第7条 客員研究員に係る受入期間は、当該研究の実施期間の範囲内で、個々に定める期間とする。

(給与等)

第8条 研究推進員（客員研究員を除く。次項において同じ。）及び研究支援者の給与、通勤手当（以下「給与等」という。）及び勤務時間は、それぞれの雇用契約において定める。

2 研究推進員及び研究支援者への給与等の支払は、法人が行うものとし、当該給与等の支払額及び各種保険料（法人負担分）は、当該研究に対し交付される研究費をもって充当しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に規定するポスト・ドクターのうち、学長が示す教員人事基本方針に基づき、学部長会及び理事会が承認したポスト・ドクターについては、法人が給与等を支給する。

4 前項に規定するポスト・ドクターの給与等については、別に定める。

(身分の喪失)

第9条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、研究推進員又は研究支援者の身分を失うものとする。

- (1) 採用期間又は受入期間が満了したとき。
- (2) 雇用契約を締結した者が退職を申し出て、雇用契約を解除したとき。
- (3) 客員研究員である者が当該研究の参加中止を申し出て、研究代表者がこれを了承したとき。
- (4) 当該研究が終了又は中止したとき。
- (5) 心身の故障により、職務遂行が困難であり、又は不適當であると認められるとき。
- (6) 勤務状態が著しく不良で、職務遂行に適さない

と認められるとき。

(7) 本大学に重大な損害を与え、又は名誉を汚す行為のあったとき。

(所 属)

第10条 研究推進員及び研究支援者の所属は、研究・知財戦略機構とする。

(呼 称)

第11条 研究推進員及び研究支援者の呼称は、第2条に掲げる当該の名称に明治大学を付したものとす。ただし、必要に応じて、当該研究の名称又はその略称を括弧書きで付することができる。

(証明書の発行)

第12条 研究推進員及び研究支援者には、身分証及び採用又は受入履歴に関する証明書を発行することができる。

(本大学の施設の利用)

第13条 研究推進員及び研究支援者は、必要に応じて、本大学の教育研究施設・設備を利用することができる。この場合において、研究推進員及び研究支援者は、当該施設・設備に係る管理者に対し、校規に準じて許可を得るものとする。

(知的財産権)

第14条 研究推進員及び研究支援者との研究により生じた知的財産権については、明治大学発明等に関する規程に定める。

(実施細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究推進員及び研究支援者の取扱い及びこの規程の施行に関し必要な事項は、当該研究の実施要領、受託契約等に基づき、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 明治大学研究支援者に関する要綱（2003年度例規第7号）は、廃止する。

（通達第1448号）

研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準

昭和59年1月19日

理 事 会 承 認

(趣 旨)

1. この基準は、社会科学研究所、人文科学研究所及

び科学技術研究所が主催する公開講演会、公開講座及び国際シンポジウム等（以下「講演会等」とい

う。)の講師、司会者及び通訳に対する謝礼金及び旅費の支給について、暫定的に定める。

(謝礼金及び旅費の支給)

2. 謝礼金及び旅費は、直接本人に支給する。ただし、本学の専任教職員には、この基準による旅費を支給しない。

(謝礼金及び旅費の種類)

3. 謝礼金及び旅費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 謝礼金は、講演料、司会者謝礼及び通訳謝礼の3種とする。
- (2) 旅費は、交通費及び滞在費の2種とする。

(支給額)

4. 謝礼金及び旅費の支給額は、次のとおりとする。

- (1) 謝礼金
謝礼金は、通訳謝礼を除き、税込額とし、その額は、次のとおりとする。ただし、講演料及び通訳謝礼の支給額については、各研究所長が基準内でその都度決定する。
 - ア 講演料(2時間を基準とし、半日以内)
 - (ア) 本学専任教職員 40,000円以内
 - (イ) (ア)以外の者 70,000円以内
 ただし講演会が半日を越えて行われる場合は、100,000円以内とする。

イ 司会者謝礼

(ア) 半日以内の場合 6,000円

(イ) 半日を越える場合 10,000円

ウ 通訳謝礼(2時間を基準とし、半日以内)

(ア) 本学専任教職員 40,000円以内

(イ) (ア)以外の者 50,000円以内

ただし、講演会等が半日を越えて行われる場合は、80,000円以内とする。

(2) 旅費

旅費は次のとおりとする。

ア 交通費

(ア) 外国人講師 居住地から東京までの往復航空運賃(原則としてエコノミークラス)

(イ) 日本人講師 東京から101km以上の者について、学校法人明治大学専任教職員旅費規程に準ずる。

イ 滞在費

(ア) 外国人講師 1泊20,000円以内で5泊を限度とする。

(イ) 日本人講師 特に必要な場合に限り、15,000円以内とする。

附 則

この基準は、昭和59年4月1日から施行する。

人文科学研究所の査読に関する内規

(査読制度の目的)

第1条 明治大学人文科学研究所が刊行する紀要及び叢書が人文科学の発展に寄与しうるように、その質的な向上を図ることを目的として、査読制度を設ける。

(査読の対象)

第2条 人文科学研究所が刊行する紀要に掲載の論文及び叢書は、査読の対象とする。

(査読者)

第3条 人文科学研究所運営委員会(以下、運営委員会という。)は、査読対象論文と同一のもしくは近接する研究領域を専攻する所員から叢書論文の場合は3名、その他の論文の場合は1ないし2名を選任し、査読を委嘱するものとする。ただし、所員から査読者が得られないときは、所員以外の研究者(学外者を含む)を選任・委嘱することができる。

2 査読者は匿名とし、公表しない。

(査読基準)

第4条 査読者は提出された原稿の内容と形式から次のような判定を行う。

A: 適当である。

B: 一部修正のうえ再提出を要する。

C: 大幅に修正のうえ再提出を要する。

D: 不適當である。

2 BもしくはC判定の通知を受けた執筆者は、3週間以内に修正を行うこととする。

3 日本語以外の原稿で、かつ、執筆者が当該言語を母国語としない場合は、当該言語を母国語とする者によって文章の校閲を受けていることとする。査読者はその校閲の状況も判定要素とする。

(査読結果の報告)

第5条 査読者は運営委員会に文書をもって査読結果を報告する。

2 査読者は、DもしくはCまたはBと判定する場合は、運営委員会にその理由を付して報告する。

(採 否)

第6条 運営委員会は査読者の報告を受けて審議を行い、採否を決定する。

2 人文科学研究所長は、運営委員会の議を経てのち、判定結果を速やかに執筆者に通知する。

- 3 BもしくはC判定の執筆者が修正原稿を提出した場合は、運営委員会は修正内容を確認し判定を行う。
- 4 査読者の評価中、Dが一つでも含まれていれば不採用とする。
- 5 その他の場合は、運営委員会において適宜判断するものとする。

(異議申立・再査読)

第7条 論文等が不採用とされた執筆者は、査読結果に不服がある場合は、運営委員会に理由書を付して再査読を要求することができる。

- 2 運営委員会は上の要求を適切と認めた場合、速やかに前回とは異なる査読者を選定し、再査読を実施する。
- 3 再査読の手続きとその結果報告は、査読手続きに準じて行われる。

附 則

- 1 本内規の施行期日は2007年4月1日とし、同日以降に刊行される紀要に掲載する論文及び叢書から適用する。

人文科学研究所叢書応募要領

1 目的

叢書刊行の主旨は、学術的水準が高いにも関わらず、研究分野や研究歴等の関係で出版の機会を得にくい業績に対し、その機会を与えようとするものである。

2 資格

人文科学研究所の所員とする。

3 原稿

以下のいずれかに該当する原稿とする。

- (1) 未発表の書き下ろし原稿
- (2) 原稿の一部あるいは大部分が既発表の論文であっても、叢書の原稿として全体が体系的に再構成されたもの

4 原稿枚数

400字詰原稿用紙500枚(20万字)前後を一応の目安とする。

5 提出原稿

提出原稿は、完全清書原稿あるいはプリントアウト完全原稿とする。

6 提出・受理

提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定する。

7 採否

運営委員会により受理された原稿は、運営委員会が委嘱する3名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

附 則

- 1 この要領は2007年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要領は2013年8月1日より施行する。(原稿の条件の改正)

人文科学研究所紀要応募要領

1. 資格

人文科学研究所の所員とする。

ただし、大学院博士後期課程の学生は、指導教授の推薦を得て応募することができる。

2. 募集件数

そのつど運営委員会が決定する。

3. 枚数

日本語の場合は400字詰原稿用紙150枚(6万字)、欧文の場合はA4判用紙にダブルスペースで50枚(1行66字、1ページ28行以内)を限度とする。

ただし、図版・写真・表紙等は、原稿枚数に含む。

4. 体裁

「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。

5. 凸版原図

版下図は著者において作成する。

6. 校正

原則として2校までとし、校正に際しては大幅な書き直しは認めない。

7. アート紙の使用

予算との勘案で自己負担とする場合がある。

8. レジューメ

日本語の場合は、規定枚数とは別に、欧文レジューメ(約500語)を付する。

9. 採否

運営委員会が必要と認めた場合は、運営委員会が委嘱する1~2名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

10. 抜 刷

50部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。

附 則

1. この要領は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。（所報20号）
（応募資格の変更）
2. この要領は、1992年（平成4年）4月1日から施

行する。

（欧文原稿の作成要領の新設、校正回数の変更、字句の修正、条数の移動）

3. この要領は、1993年（平成5年）4月1日から施行する。

（査読の新設）

4. この要領は、2007年4月1日から施行する。（査読者の人数の変更）

人文科学研究所紀要成果執筆要領

1. 原稿は、邦文または欧文とする。
2. 邦文の原稿は、原則として横書きとし、新かなづかい、当用漢字を用いることとする。ただし、特殊な用語、引用の場合はその限りではない。
3. 欧文の原稿は、A4判の用紙にダブル・スペースでタイプすることとする（1行66字、1ページ28行以内）。なお、欧文原稿の枚数は各研究（個人研究、共同研究、重点研究、特別研究）毎に定められている邦文原稿枚数の1/6前後とする。ただし、図版・写真・表紙等は、原稿枚数に含むものとする。
4. 原稿が邦文の場合は、規程枚数とは別に、500語前後の欧文レジюмеを付するものとする。
5. 原稿には、論文題目と著者名を記載した表紙をつけることとし、邦文には欧文を併記するものとする。
6. 凸版の原図は、版下図を著者が作成するものとする。
ただし、文字・数字および記号等は写植を依頼することができる。
7. 図・表および写真は、B5判以内の大きさを原則とし、それぞれ縮小寸法を指定しなければならない。

また挿入位置を朱書きで明記することとする。

8. 数量の単位は、原則として国際単位系とし、術語の略・記号等は所属する学会の慣例に従うこととする。
9. 注は、本文中に注番号を表示し、所属する学会の執筆要領に準じて本文の末尾に文献・注釈欄を設けるものとする。脚注はやむをえない注釈を除き原則として避けるものとする。
10. 校正は、原則として二校まで著者が行うものとする。校正時の論文・図版の改定は原則としてこれを認めない。
11. 運営委員会が委嘱する1~2名の査読者により査読を行う。

附 則

1. この要領は1992年4月1日から施行する。
2. この要領は1994年4月1日から施行する。（注字句の修正）
3. この要領は2007年4月1日から施行する。（査読者の人数の変更）

人文科学研究所欧文紀要（The Journal of Humanities）応募要領**1. 資 格**

人文科学研究所所員とする。

2. 原 稿

外国語とする。（原稿提出前に使用言語を母国語とする人の校閲を受けることが望ましい。）

3. 枚 数

A4判用紙にダブルスペースで50枚（1行66字、1ページ28行以内）を限度とする。

ただし、注・文献書誌等すべて原稿枚数に含む。

4. 体 裁

「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、

各学会の執筆要領に準ずる。なお、5~8語のキーワードを文末に記載すること。

5. 採 否

運営委員会が委嘱する1~2名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

6. 抜 刷

50部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。

7. そ の 他

人文科学研究所紀要応募要領に準ずる。

附 則

1. この要領は、1995年10月7日から施行する。
2. この要領は、2007年4月1日から施行する。(査読者の人数の変更)

※研究所研究費については、「明治大学における公的研究費に関する使用マニュアル」をご参照ください。

研究費取り扱いについてのお問い合わせは下記へ
研究知財事務室 / 03(3296)4135
研究知財事務室 和泉分室 / 03(5300)1451
中野教育研究支援事務室 / 03(5343)8052

※生田キャンパスの方は、研究知財事務室へお問合せください。

2. 2015 年度募集人文科学研究所各種募集要項

2015 年度人文科学研究所紀要原稿募集について（お知らせ）

人文科学研究所紀要の原稿を下記の要領で募集します。お知らせいたします。

記

- 1 募集論文数 5編
- 2 提出書類
 - (1) 人文科学研究所紀要論文申込書
※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。
 - (2) 論文概要
 - ①日本文 1,000 字程度
(400 字詰原稿用紙 2～3 枚程度)
 - ②欧文 500 語程度
※ネイティブスピーカーの校閲を受けてください。
 - (3) 完成原稿 40,000 字程度
(400 字詰原稿用紙 100 枚程度)
※原稿をパソコン等で作成した場合は、電

子ファイルを提出してください。(電子メール添付不可)

- 3 提出締切日
2015 年 9 月 30 日 (水) 午後 4 時
 - 4 提出先
研究知財事務室 人文科学研究所担当
(駿河台キャンパス グローバルフロント 6 階)
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp
TEL(内)駿河台 4135 FAX(内)駿河台 4283
 - 5 受理及び採否
提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。
- ※ご不明な点は、研究知財事務室（人文科学研究所担当）までお問合せください。

以上

2015 年度人文科学研究所欧文紀要原稿募集について（お知らせ）

人文科学研究所欧文紀要 The Journal of Humanities の原稿を下記の要領で募集します。お知らせいたします。

記

- 1 募集論文数 5編
- 2 提出書類
 - (1) 人文科学研究所欧文紀要論文申込書
※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。
 - (2) 論文概要
(日本語による題名及び 1,000 字程度の概要)
 - (3) 完成原稿
A4 判用紙に 1 行おきで 50 枚以内
1 行 66 文字 (MS ワード全角 33 文字設定)
1 ページ 28 行以内
※原稿はプリントアウト・電子ファイルを提

出してください。(電子メール添付不可)

- 3 提出締切日
2015 年 9 月 30 日 (水) 午後 4 時
 - 4 提出先
研究知財事務室 人文科学研究所担当
(駿河台キャンパス グローバルフロント 6 階)
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp
TEL(内)駿河台 4135 FAX(内)駿河台 4283
 - 5 受理及び採否
提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。
- ※ご不明な点は、研究知財事務室（人文科学研究所担当）までお問合せください。

以上

2016年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について（お知らせ）

このことについて、下記の要領で募集しますので、お知らせいたします。

I. 研究種目・募集件数及び研究費の予定額

1. 総合研究

- (1) 募集件数 第1種または第2種 2件以内
- (2) 研究期間 2016年度～2018年度（3年間）
- (3) 研究費 第1種 300万円以内（単年度）
第2種 200万円以内（単年度）

2. 共同研究

- (1) 募集件数 2件以内
- (2) 研究期間 2016年度～2017年度（2年間）
- (3) 研究費 100万円以内（単年度）

3. 個人研究

- (1) 募集件数 第1種及び第2種
合計で10件程度
- (2) 研究期間 2016年度～2017年度（2年間）
- (3) 研究費 第1種 70万円以内（単年度）
第2種 20万円以内（単年度）

II. 申請書受付開始 2015年10月1日（木）

III. 申請書提出期限 2015年10月30日（金）午後4時まで

押印した原本を提出してください。

申請書は、下記のホームページからダウンロードしてください。

http://www.meiji.ac.jp/jinbun/bosyu/sougou_kyoudou_kojin_tokubetsu.html

IV. 採 否

運営委員会の審査を経て採否を決定し、結果は1月下旬頃通知する予定です。

V. 申請書提出先

研究知財事務室 人文科学研究所担当
駿河台キャンパス グローバルフロント6階
TEL（内）駿河台4135

◎留意点

- (1) 応募にあたっては、申請書に添付の「人文科学研究所個人研究、共同研究および総合研究の取り扱いに関する内規」に記されている、成果提出の条件等を確認してください。
- (2) 研究費（総合、共同、個人、特別の各研究費）の重複申請はできません。
- (3) 2014年度研究員の方は、研究成果報告書提出締切日が2015年9月30日（水）となっています。2014年度研究員の方からの応募は、研究成果報告書をご提出されている方に限らせていただきます。
- (4) 長期在外研究に従事する所員は、在外研究期間中は研究員になることができません。
- (5) 研究期間途中で退職される予定の方は申請することができません。研究期間途中で退職された場合、又は研究グループから離脱した場合、交付された（又は執行された）研究費を全額ご返還いただきます。
- (6) 審査の一環として、応募者に対して運営委員会によるヒアリングを実施させて頂く場合もありますので、あらかじめご承知おきください。
- (7) 現在、人文科学研究所の研究費を受けており、今年度が研究最終年度にあたる者が、新たに研究費を申請し採択された場合は、当該研究の成果が運営委員会において受理（査読終了）された後、研究費を執行することができます。
- (8) この募集は2016年度予算成立前の募集であり、当該予算は2016年2月中旬確定の予定です。研究所予算の削減により、内規（2013年度年報62ページの表）に記されている金額は大幅な減額を余儀なくされる可能性があることをあらかじめご承知おきください。

以 上

2016年度人文科学研究所叢書の原稿募集について（お知らせ）

2016年度人文科学研究所叢書の原稿を、下記の要領で募集します。

記

1. 募集論文数 1編

2. 申請書類

(1) 人文科学研究所叢書論文申込書

(2) 概要

〔400字詰原稿用紙10枚程度（4,000字程度）〕

3. 申請書類受付開始 2015年10月1日（木）

4. 申請書類提出期限

2015年10月30日（金）午後4時まで

5. 提出先

研究知財事務室

（駿河台キャンパス グローバルフロント6階）

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

6. 原稿について

(1) 原稿枚数：400字詰原稿用紙500枚前後
（200,000字程度）

(2) 提出期限：2016年3月31日（木）午後5時

※ 詳細は、裏面の応募要領をご覧ください。

7. 原稿の受理

提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定します。

8. 採否

運営委員会により受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。

9. 問い合わせ先

研究知財事務室 人文科学研究所担当

駿河台キャンパス グローバルフロント6階

TEL(内) 4362 / FAX(内) 4283

E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

以上

3 2016年度人文科学研究所所員名簿

第一区分

「日本文学及び文芸学の分野 38名」
(日本文学 30名)

(各分野内は学部順。同学部内は氏名五十音順。)
(2016年5月26日現在)

法	学	部	神	田	正	行	文	学	部	杉	田	昌	彦									
法	学	部	小	財	陽	平	文	学	部	竹	内	栄	美子									
法	学	部	伊	藤		劍	文	学	部	牧	野	淳	司									
法	学	部	田	島		優	文	学	部	宮	越		勉									
商	学	部	石	出	靖	雄	文	学	部	山	崎	健	司									
商	学	部	永	井	善	久	文	学	部	湯	浅	幸	代									
商	学	部	中	村	成	里	農	学	部	松	下	浩	幸									
商	学	部	西	山	春	文	経	営	学	部	居	駒	永	幸								
政	治	経	池	田		功	経	営	学	部	戸	村	佳	代								
政	治	経	植	田		麦	経	営	学	部	畑	中	基	紀								
政	治	経	富	澤	成	實	情報	コ	ミュ	ニ	ケ	ー	シ	ョ	ン	学	部	内	藤	まり	こ	
政	治	経	嶋	田	直	哉	情報	コ	ミュ	ニ	ケ	ー	シ	ョ	ン	学	部	細	野	は	る	み
文	学	部	生	方	智	子	国	際	日	本	学	部	田	中	牧	郎						
文	学	部	小	野	正	弘	国	際	日	本	学	部	吉	田	悦	志						
文	学	部	神	鷹	徳	治	国	際	日	本	学	部	渡		浩	一						

(文芸学 8名)

文	学	部	市	川	孝	一	文	学	部	佐	藤	義	雄			
文	学	部	伊	藤	氏	貴	文	学	部	柳	町	時	敏			
文	学	部	内	村	和	至	国	際	日	本	学	部	蟹	瀬	誠	一
文	学	部	相	良		剛	国	際	日	本	学	部	張			競

第二区分

「英米文学の分野 57名」
(英米文学 57名)

法	学	部	金	山	秋	男	文	学	部	清	水	あ	つ	子			
法	学	部	斎	藤	英	治	文	学	部	立	野	正	裕				
法	学	部	鈴	木	哲	也	文	学	部	塚	田	麻	里	子			
法	学	部	辻	岡	宏	子	文	学	部	野	田		学				
法	学	部	中	村	和	恵	文	学	部	ホル	ト	、	ジュ	ニ	フ	ァ	ー
法	学	部	西	垣		学	理	工	学	部	井	上	善	幸			
法	学	部	マ	ク	サ	マ	ツ	、	マイ	ケ	ル	W.	大	矢	健		
法	学	部	実	村		文	理	工	学	部	管		啓	次	郎		
法	学	部	矢	ヶ	崎	淳	理	工	学	部	波	戸	岡	景	太		
商	学	部	石	黒	太	郎	理	工	学	部	浜	口		稔			
商	学	部	泉		順	子	理	工	学	部	山	本	洋	平			
商	学	部	小	宮	彩	加	農	学	部	下	谷	和	幸				
商	学	部	今	野	史	昭	農	学	部	下	永	裕	基				
商	学	部	ジェ	ー	ム	ズ	、	アン	ド	リ	ユ	-	S.	田	宮	正	晴
商	学	部	杉	崎	信	吾	農	学	部	樋	渡	さ	ゆ	り			

商 学 部	中 島 涉	経 営 学 部	井 洋次郎
商 学 部	福 田 逸	経 営 学 部	宇 野 毅
政 治 経 済 学 部	虎 岩 直 子	経 営 学 部	織 世 万里江
政 治 経 済 学 部	中 村 幸 一	経 営 学 部	辻 昌 宏
政 治 経 済 学 部	永 江 敦	経 営 学 部	山 下 佳 江
政 治 経 済 学 部	ピーターセン, マーク F.	情 報 コミュニケーション学 部	石 川 邦 芳
政 治 経 済 学 部	マーク, ケヴィン L.	情 報 コミュニケーション学 部	ハウス, ジェームス C.
政 治 経 済 学 部	森 本 陽 子	国 際 日 本 学 部	大 須 賀 直 子
文 学 部	石 井 透	国 際 日 本 学 部	尾 関 直 子
文 学 部	大 山 る み こ	国 際 日 本 学 部	旦 敬 介
文 学 部	梶 原 照 子	国 際 日 本 学 部	ルーゲン, プライアン
文 学 部	久 保 田 俊 彦	総 合 数 理 学 部	河 野 円
文 学 部	越 川 芳 明	総 合 数 理 学 部	柴 崎 礼 士 郎
文 学 部	サトウ, ゲイル K		

第三区分

「独文学, 仏文学, 中国文学, 露文学, スペイン文学及び演劇学の分野 63名」

(独文学 23名)

法 学 部	伊 藤 真 弓	文 学 部	櫻 井 泰
法 学 部	シェアマン, スザンネ	文 学 部	富 重 与志生
法 学 部	須 永 恆 雄	文 学 部	福 間 具 子
法 学 部	田 島 正 行	文 学 部	マンデルツ, ミヒャエル M.
法 学 部	山 田 哲 平	理 工 学 部	菊 池 良 生
商 学 部	コヴァリク, ユタ	理 工 学 部	松 澤 淳
商 学 部	広 沢 絵 里 子	農 学 部	辻 朋 季
商 学 部	渡 辺 徳 美	経 営 学 部	小 林 信 行
政 治 経 済 学 部	田 村 久 男	経 営 学 部	瀧 井 美 保 子
政 治 経 済 学 部	永 川 聡	情 報 コミュニケーション学 部	関 口 裕 昭
文 学 部	井 戸 田 総 一 郎	国 際 日 本 学 部	瀬 川 裕 司
文 学 部	岡 本 和 子		

(仏文学 20名)

法 学 部	乾 昌 幸	文 学 部	杉 山 利 恵 子
法 学 部	岩 野 卓 司	文 学 部	田 母 神 顯 二 郎
法 学 部	渡 辺 響 子	文 学 部	根 本 美 作 子
商 学 部	小川, ジュヌヴィエヴ F.	文 学 部	萩 原 芳 子
商 学 部	高 遠 弘 美	理 工 学 部	清 岡 智 比 古
商 学 部	久 松 健 一	農 学 部	高 瀬 智 子
政 治 経 済 学 部	飯 田 年 穂	経 営 学 部	折 方 のぞみ
政 治 経 済 学 部	瀬 倉 正 克	経 営 学 部	川 竹 英 克
文 学 部	合 田 正 人	情 報 コミュニケーション学 部	高 馬 京 子
文 学 部	小 島 久 和	国 際 日 本 学 部	鹿 島 茂

(中国文学 10名)

法 学 部	加 藤 徹	文 学 部	垣 内 景 子
法 学 部	川 野 明 正	文 学 部	志 野 好 伸
商 学 部	福 本 勝 清	理 工 学 部	清 水 則 夫
政 治 経 済 学 部	本 間 次 彦	経 営 学 部	福 満 正 博
政 治 経 済 学 部	丸 川 哲 史	経 営 学 部	守 屋 宏 則

(露文学 1名)

文 学 部	岩 井 憲 幸
-------	---------

(スペイン文学 3名)

法 学 部	大 楠 栄 三	政 治 経 済 学 部	仮 屋 浩 子
政 治 経 済 学 部	内 田 兆 史		

(演劇学 6名)

文 学 部	伊 藤 真 紀	文 学 部	神 山 彰
文 学 部	井 上 優	文 学 部	武 田 清 健
文 学 部	大 林 のり子	国 際 日 本 学 部	萩 原 健

第四区分

「日本史学, アジア史学及び西洋史学の分野 32名」

(日本史学 10名)

商 学 部	清 水 克 行	文 学 部	中 村 友 一
文 学 部	上 杉 和 彦	文 学 部	野 尻 泰 弘
文 学 部	落 合 弘 樹	文 学 部	松 山 恵 朗
文 学 部	清 水 有 子	文 学 部	山 田 朗 努
文 学 部	高 村 武 幸	情 報 コミュニケーション学 部	須 田 努

(アジア史学 8名)

商 学 部	鳥 居 高	文 学 部	櫻 井 智 美
政 治 経 済 学 部	山 岸 智 子	文 学 部	高 田 幸 男
政 治 経 済 学 部	羽 根 次 郎	文 学 部	寺 内 威 太 郎
文 学 部	江 川 ひかり	理 工 学 部	林 ひふみ

(西洋史学 14名)

商 学 部	北 田 葉 子	文 学 部	佐 藤 清 隆
政 治 経 済 学 部	兼 子 歩	文 学 部	豊 川 浩 一
政 治 経 済 学 部	佐 原 徹 哉	文 学 部	林 義 勝
政 治 経 済 学 部	武 田 和 久	文 学 部	古 山 夕 城
政 治 経 済 学 部	廣 部 泉	文 学 部	水 野 博 子
政 治 経 済 学 部	前 田 更 子	経 営 学 部	薩 摩 秀 登
文 学 部	青 谷 秀 紀	国 際 日 本 学 部	溝 辺 泰 雄

第五区分

「考古学及び地理学の分野 17名」

(考古学 6名)

文 学 部	阿 部 芳 郎	商 学 部	井 関 睦 美
文 学 部	安 蒜 政 雄	文 学 部	佐々木 憲 一
文 学 部	石 川 日出志	文 学 部	藤 山 龍 造

(地理学 11名)

商 学 部	中 川 秀 一	文 学 部	藤 田 直 晴
政 治 経 済 学 部	飯 嶋 曜 子	文 学 部	松 橋 公 治
政 治 経 済 学 部	石 山 徳 子	文 学 部	吉 田 英 嗣
文 学 部	梅 本 亨	経 営 学 部	中 澤 高 志
文 学 部	大 城 直 樹	国 際 日 本 学 部	佐 藤 郁
文 学 部	川 口 太 郎		

第六区分

「教育学, 哲学, 倫理学, 博物館学, 図書館学, 美術, 心理学及び社会学の分野 73名」

(教育学 23名)

商 学 部	黒 崎 典 子	経 営 学 部	キアム, パトリック ジェイムズ
商 学 部	ルブレクト, プライアング.	情 報 コミュニケーション学部	小 田 光 康
文 学 部	伊 藤 貴 昭	情 報 コミュニケーション学部	小 林 秀 行
文 学 部	伊 藤 直 樹	情 報 コミュニケーション学部	古 屋 野 素 材
文 学 部	小 林 繁	国 際 日 本 学 部	アレン, キャサリン O.
文 学 部	齋 藤 孝	国 際 日 本 学 部	小 林 明
文 学 部	佐 藤 英 二	国 際 日 本 学 部	小 森 和 子
文 学 部	関 根 宏 朗	国 際 日 本 学 部	姫 野 伴 子
文 学 部	高 野 和 子	国 際 日 本 学 部	廣 森 友 人
文 学 部	林 幸 克	国 際 日 本 学 部	横 田 雅 弘
文 学 部	平 川 景 子	総 合 数 理 学 部	エルウッド, ジェームズ
文 学 部	山 下 達 也		

(哲学 9名)

法 学 部	櫻 井 直 文	農 学 部	長 田 蔵 人
商 学 部	清 水 真 木	理 工 学 部	鞍 田 崇
政 治 経 済 学 部	柴 崎 文 一	国 際 日 本 学 部	美 濃 部 仁
文 学 部	池 田 喬	国 際 日 本 学 部	ワルド, ライアン
経 営 学 部	八 田 隆 司		

(倫理学 1名)

法 学 部	山 泉 進
-------	-------

(博物館学 2名)

文 学 部	矢 島 國 雄	文 学 部	吉 田 優
-------	---------	-------	-------

(図書館学 3名)

文 学 部	青 柳 英 治	文 学 部	三 浦 太 郎
文 学 部	齋 藤 泰 則		

(美術 5名)

商 学 部	瀧 口 美 香	国 際 日 本 学 部	宮 本 大 人
理 工 学 部	倉 石 信 乃	国 際 日 本 学 部	森 川 嘉 一 郎
情報コミュニケーション学部	波 照 間 永 子		

(心理学 13名)

法 学 部	堀 田 秀 吾	文 学 部	濱 田 祥 子
商 学 部	佐々木美加	文 学 部	諸 富 祥 彦
文 学 部	岡 安 孝 弘	情報コミュニケーション学部	岩 渕 輝
文 学 部	加 藤 尚 子	情報コミュニケーション学部	根 橋 玲 子
文 学 部	高 瀬 由 嗣	情報コミュニケーション学部	蛭 川 立
文 学 部	高 良 聖	国 際 日 本 学 部	マクロクリン, デイヴ
文 学 部	竹 松 志 乃		

(社会学 17名)

商 学 部	藤 田 結 子	情報コミュニケーション学部	鈴 木 健
政 治 経 済 学 部	ジョニー・ジョージ	情報コミュニケーション学部	中 里 裕 美
文 学 部	大 畑 裕 嗣	情報コミュニケーション学部	南 後 由 和
文 学 部	寺 田 良 一	情報コミュニケーション学部	宮 本 真 也
文 学 部	内 藤 朝 雄	情報コミュニケーション学部	高 橋 華 生 子
文 学 部	平 山 満 紀	情報コミュニケーション学部	田 中 洋 美
文 学 部	昔 農 英 明	国 際 日 本 学 部	藤 本 由 香 里
情報コミュニケーション学部	江 下 雅 之	国 際 日 本 学 部	眞 嶋 亜 有
情報コミュニケーション学部	竹 中 克 久		

第七区分

「保健体育学の分野 20名」

(保健体育学 20名)

法 学 部	釜 崎 太	文 学 部	水 村 信 二
法 学 部	多 田 聡	理 工 学 部	梶 原 道 明
法 学 部	山 口 政 信	理 工 学 部	金 子 公 宏
商 学 部	川 口 啓 太	農 学 部	加 納 明 彦
商 学 部	桑 森 真 介	農 学 部	多 賀 恒 雄
政 治 経 済 学 部	岩 波 力	経 営 学 部	一之瀬 真 志
政 治 経 済 学 部	春日井 淳 夫	経 営 学 部	鈴 井 正 敏
政 治 経 済 学 部	後 藤 光 将	経 営 学 部	田 中 充 洋
政 治 経 済 学 部	高 峰 修 明	経 営 学 部	星 野 敏 男
文 学 部	田 中 伸 明	国 際 日 本 学 部	長 尾 進

4 人文科学研究所叢書一覧

書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
巫女と仏教史	萩原龍夫 著	吉川弘文館	1983.06.01	
狩猟伝承研究・総括編	千葉徳爾 著	風間書房	1986.03.25	
西ドイツ農村の構造変化	石井素介 著	大明堂	1986.05.28	
ダン,エンブレム,マニエリスム	大熊榮 著	白鳳社	1986.05.15	
東京の地域研究	江波戸昭 著	大明社	1987.03.27	
中国古代の身分制—良と賤	堀敏一 著	汲古書院	1987.08.01	
思いやりの動機と達成動機	岸本弘 著	学文社	1987.11.10	
村落景観の史的研究	木村礎 編著	八木書店	1987.12.07	
ブリューゲルの諺の世界	森洋子 著	白鳳社	1992.01.20	
18世紀の独仏文化交流の諸相	河原忠彦 著	白鳳社	1993.03.10	
心と発達	岸本弘 著	学文社	1993.03.31	
信濃大室積石塚古墳群の研究 I	大小塚初重 著 小林三郎 著	東京堂出版	1993.07.31	☆
詩的ディスクール—比較詩学をめざして	安藤元雄 著 乾昌幸 編	白鳳社	1993.10.20	◎
アリストテレスにおける神と理性	角田幸彦 著	東信堂	1994.03.31	
北欧神話・宇宙論の基礎構造	尾崎和彦 著	白鳳社	1994.05.30	
日本における民衆と宗教	圭室文雄 他著	雄山閣	1994.06.20	◎
ヨーロッパ演劇の変貌	山内登美雄 編	白鳳社	1994.08.10	◎
ポーランド人と日露戦争	阪東宏 著	青木書店	1995.03.25	
山形県川西町下小松古墳群 (1)	大小塚初重 著 小林三郎 編	東京堂出版	1995.03.31	◎
近世イギリスのやぶ医者—社会史— 一つのヨーロッパ流氓譚	岡崎康一 著	象山社	1995.12.20	
民衆劇場—もう一つの大正デモクラシー	曾田秀彦 著	象山社	1995.12.23	
心の発達と心の病	岸本弘 著	学文社	1996.03.01	
関東中世水田の研究	高島緑雄 著	日本経済評論社	1997.03.25	
東京の地域研究 (続)	江波戸昭 著	大明堂	1997.03.30	
演劇の視覚	山内登美雄 著	白鳳社	1997.03.30	
詩と死と実存	大野順一 著	角川書店	1998.01.25	
アリストテレス実体論研究	角田幸彦 著	北樹出版	1998.03.30	
ドイツにおける大学教授の誕生	別府昭郎 著	創文社	1998.03.31	
源氏物語の準拠と話型	日向一雅 著	至文堂	1999.03.31	
明治社会教育思想史研究	北田耕也 著	学文社	1999.03.31	
絵解きの東漸	林雅彦 著	笠間書院	2000.03.20	
現代日本における先祖祭祀	孝本貢 著	御茶の水書房	2001.03.25	
東京：巨大空間の諸相	藤田直晴 編著	大明堂	2001.03.27	◎
戦時生活と隣組回覧板	江波戸昭 著	中央公論事業出版	2001.12.15	
スウェーデン・ウプサラ学派の宗教哲学	尾崎和彦 著	東海大学出版会	2002.03.31	
古代仏教説話の方法—靈異記から験記へ	永藤靖 著	三弥井書店	2003.03.12	
陸軍登戸研究所—隠蔽された謀略秘密兵器開発	海野福寿 著 山田朗 編 渡辺賢二 編	青木書店	2003.03.19	◎
生と死の図像学—アジアにおける生と死のコスモロジー	林雅彦 著	至文堂	2003.03.31	◎
古代の歌と叙事文芸史	居駒永幸 著	笠間書院	2003.03.31	
植民地主義と歴史学	永田雄三 他著	刀水書房	2004.03.30	◎
ヨーロッパ生と死の図像学	馬場恵二 他著	東洋書林	2004.03.31	◎

書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
「ヌーヴォー・ロマン」とレアリストの幻想	小畑 精和 著	明石書店	2005.03.31	
リベラル・アーツと大学の「自由化」	越智 道雄 編著	明石書店	2005.03.31	◎
近代演劇の来歴—歌舞伎の「一身二生」	神山 彰 著	森話社	2006.03.31	
信濃大室積石塚古墳群の歴史Ⅱ	大塚 初重 編 小林 三郎 編	東京堂出版	2006.03.31	
近代への架橋—明治前期の文学と思想をめぐって	佐藤 義雄 編 恒川 隆男 編	蒼丘書林	2007.03.25	◎
ドイツ現代文学の軌跡—マルティン・ヴァルザーとその時代	遠山 義孝 著	明石書店	2007.03.30	
大逆事件の言説空間	山泉 進 編著	論創社	2007.03.31	◎
石川啄木—その散文と思想	池田 功 著	世界思想社	2008.03.31	
<i>Berlin und Tokyo – Theater und Hauptstadt</i>	井戸田 総一郎 著	IUDICIUM Verlag GmbH	2008.03.31	
「生と死」の東西文化史	林 雅彦 編	方丈堂出版	2008.03.31	◎
近代の終焉 映像・図像・音像から見た 20世紀先進諸国における時代精神の研究	山口 泰司 編	文化書房博文社	2009.03.31	◎
前近代トルコの地方名士—カラオスマンオウル家の研究	永田 雄三 著	刀水書房	2009.03.31	
障害をもつ人の学習権保障とノーマライゼーションの課題	小林 繁 著	れんが書房新社	2010.03.31	
法コンテキストの言語理論	堀田 秀吾 著	ひつじ書房	2010.03.31	
ジョルジュ・バタイユ—経験をめぐる思想の限界と新たな可能性	岩野 卓司 著	水声社	2010.03.31	
周縁から見たアメリカ—1850年～1950年	林 義勝 編	彩流社	2010.03.31	◎
〈大学〉再考—概念の受容と展開	別府 昭郎 編	知泉書館	2011.03.31	◎
Aufführungsdiskurs im 18. Jahrhundert – Bühnenästhetik, Theaterkritik und Öfflichkeit	富重 与志生 著 井戸田 総一郎 編著	IUDICIUM Verlag GmbH	2011.03.31	◎
現代韓国の市民社会論と社会運動	大畑 裕嗣 著	成文堂	2011.03.31	
言語機械の普遍幻想	浜口 稔 著	ひつじ書房	2011.03.31	
「哲学的人間学」への七つの視角	山口 泰司 著	文化書房博文社	2012.03.10	
新劇とロシア演劇	武田 清 著	而立書房	2012.03.31	
人類史と時間情報—「過去」の形成過程と先史考古学	阿部 芳郎 編	雄山閣	2012.03.30	◎
教育委員会制度論—歴史的動態と〈再生〉の展望	三上 昭彦 著	エイデル研究所	2013.03.29	
組織の理論社会学—コミュニケーション・社会・人間	竹中 克久 著	文眞堂	2013.03.31	◎
古典にみる日本人の生と死	金山 秋男 著 居駒 永幸 著 原 道生 著	笠間書院	2013.05.15	◎
労働の経済地理学	中澤 高志 著	日本経済評論社	2014.02.18	
顔とその彼方—レヴィナス「全体性と無限」のプリズム	合田 正人 編	知泉書館	2014.02.25	
江戸・東京の都市史—近代移行期の都市・建築・社会	松山 恵 著	東京大学出版会	2014.03.31	
歌の原初へ—宮古島狩侯の神歌と神話	居駒 永幸 著	おうふう	2014.04.10	
近代大学の揺籃—一八世紀ドイツ大学史研究	別府 昭郎 編	知泉書館	2014.04.15	
他者のトポロジー—人文諸学と他者論の現在	岩野 卓司 編	書肆心水	2014.12	
パリ移民映画—都市空間を読む—1970年代から現在	清岡 智比古 著	白水社	2015.03.30	
漱石テキストを対象とした語り言語の研究—『三四郎』『道草』を中心—	石出 靖雄 著	明治書院	2016.01.30	
環境リスク社会の到来と環境運動—環境的公正に向けた回復構造—	寺田 良一 著	晃洋書房	2016.03.10	

◎は総合研究, ☆は重点共同研究の成果である

5 人文科学研究所公開文化講座講演集一覧

書名	講演年度	発行年月日	
I. 精神・人生	1977・1978	1982.11.15	
II. ことば・まつり	1979・1980	1984.10.15	
III. 文化・空間	1981・1982	1983.10.15	☆
IV. 遺言・冒険	1983・1984	1985.07.15	
V. 笑い	1985	1986.05.15	
VI. 妖怪	1986	1987.09.15	
VII. 修羅	1987	1988.03.31	
VIII. 悪	1988	1989.05.31	
IX. 異国	1989	1990.05.15	
X. 曖昧	1990	1991.05.31	
XI. 日本にとっての朝鮮文化	1991	1992.05.31	
XII. 文化交流—日本と朝鮮	1992	1993.06.30	
XIII. 沖縄から見た日本 <small>ウチナー ヤマトウ</small>	1993	1994.06.30	☆
XIV. 文化における「異」と「同」	1994	1995.06.30	☆
XV. 越境する感性	1995	1996.03.31	☆
XVI. 神話と現代	1996	1997.03.31	☆
XVII. 歴史のなかの民衆文化	1997	1998.03.31	☆
XVIII. 「生と死」の図像学	1998	1999.03.31	☆
XIX. 「身体・スポーツ」へのまなざし	1999	2000.03.31	☆
XX. 江戸文化の明暗	2000	2001.03.31	☆
XXI. パリ・その周縁	2001	2002.03.31	☆
XXII. 異文化体験としての大都市—ロンドンそして東京	2002	2003.03.31	
XXIII. 言語的な、余りに言語的な—現代社会とことば	2003	2004.03.31	
XXIV. 巡礼—その世界	2004	2005.03.31	
XXV. 「生と死」の東西文化論	2005	2006.03.31	
XXVI. 人はなぜ旅に出るのか	2006	2007.03.31	
XXVII. 声なきことば・文字なきことば	2007	2008.03.31	
XXVIII. 「映画」の歓び	2008	2009.03.31	
XXIX. マンガ・アニメ・ゲーム・フィギュアの博物館学	2009	2010.03.31	
XXX. 沖縄と「戦世」の記憶 <small>いくさゆ</small>	2010	2011.03.31	
XXXI. 孤独と社会	2011	2012.07.31	
XXXII. 書物としての宇宙	2012	2014.05.31	
XXXIII. シェイクスピアと日本	2014	2015.03.31	

※全て風間書房から出版。2015年度分からは紀要に掲載
☆は日本図書館協会の選定図書

◎ 研究所長	守 屋 宏 則
◎ 運営委員	石 出 靖 雄 岩 野 卓 司 越 川 芳 明 昔 農 英 明 高 田 幸 男 田 島 正 行 田 中 伸 明 南 後 由 和 波戸岡 景 太 林 ひふみ 藤 田 直 晴 藤 田 結 子 眞 嶋 亜 有 松 澤 淳 山 岸 智 子 山 崎 健 司 山 本 洋 平

Director MORIYA Hironori

Committee
 ISHIDE Yasuo
 IWANO Takuji
 KOSHIKAWA Yoshiaki
 SEKINOU HIDEAKI
 TAKADA Yukio
 TAJIMA Masayuki
 TANAKA Nobuaki
 NANGO Yoshikazu
 HATOOKA Keita
 HAYASHI Hifumi
 FUJITA Naoharu
 FUJITA Yuiko
 MAJIMA Ayu
 YAMAGISHI Tomoko
 YAMAZAKI Kenji
 YAMAMOTO Yohei

明治大学人文科学研究所年報 第 57 号

2016 年 10 月 31 日発行

編 集 明治大学人文科学研究所

発行人 守 屋 宏 則

発行所 〒 101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1-1

明治大学人文科学研究所

印刷所 勝美印刷株式会社
